

令和6年度

神津島村地域防災計画



神津島村防災会議

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

1 特定の用語に含まれる範囲、意味

標 記	説 明
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
防災関係機関	本計画第1部第4章第1節に網羅されている、都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
関係機関	計画事業に関係するすべての機関をいう。
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

2 機関名等の標記

標 記	説 明
村	神津島村
都	東京都
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部、同下田海上保安部
日本郵便	日本郵便株式会社東京支社
NTT東日本	東日本電信電話株式会社東京事業部
NTTコミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社 東京電力フュエル&パワー株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社
NTTドコモ	株式会社NTTドコモ
KDDI	KDDI株式会社
ソフトバンク	ソフトバンク株式会社
日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
東海汽船	東海汽船株式会社
都医師会	公益社団法人東京都医師会
都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会
献血供給事業団	公益財団法人献血供給事業団
都獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会
神津島村社会福祉協議会	社会福祉法人神津島村社会福祉協議会

目 次

用 語 例
目 次

第1部 総 則	1
第1章 計画の方針.....	3
第2章 神津島村の概況・災害環境.....	5
第1節 自然的条件.....	5
第2節 社会的条件.....	6
第3節 災害の概況.....	8
第3章 被害想定.....	11
第1節 地震・津波.....	11
第2節 風水害等.....	19
第3節 その他の災害.....	19
第4章 村及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	21
第2部 災害予防計画	27
第1章 災害に強いまちづくり.....	29
第1節 災害危険区域等の調査.....	29
第2節 豪雨対策.....	30
第3節 高潮・津波対策.....	30
第4節 土砂災害対策.....	32
第5節 建築物の安全対策.....	34
第6節 火災予防対策.....	36
第2章 公共的施設対策.....	39
第1節 ライフライン施設の安全対策.....	39
第2節 道路及び港湾施設等の整備.....	40
第3節 危険物施設等の安全化.....	41
第4節 文化財の安全対策.....	43
第3章 農林水産施設対策.....	45
第1節 農地・農業用施設.....	45
第2節 水産施設.....	45
第3節 森林・林業施設.....	45
第4章 応急対応力の強化.....	47
第1節 防災活動拠点等の整備.....	47
第2節 業務継続体制の確保.....	47
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備.....	48

第4節	広域連携体制の構築	50
第5節	情報通信の確保	51
第6節	医療救護・保健等対策	52
第7節	帰宅困難者対策	54
第8節	物流・備蓄・輸送対策	54
第5章	避難対策	57
第1節	避難体制の整備	57
第2節	避難行動要支援者等の要配慮者対策	59
第3節	避難場所・避難所等の指定及び安全化	64
第4節	避難所の管理運営体制の整備	66
第6章	地域防災力の向上	69
第1節	自助による住民の防災力の向上	69
第2節	地域による共助の推進	71
第3節	事業所による自助・共助の強化	72
第4節	ボランティア等との連携・協働	73
第5節	住民・行政・事業所等の連携	73
第7章	防災運動の推進	75
第1節	防災意識の啓発	75
第2節	防災訓練の充実	77
第8章	住民生活の早期再建	79
第1節	生活再建のための事前準備	79
第2節	トイレの確保及びし尿処理	80
第3節	廃棄物の処理	81
第3部	災害応急・復旧対策計画	83
第1章	防災体制の確立	85
第1節	活動体制の整備	85
第2節	神津島村災害対策本部	86
第3節	非常配備態勢	89
第4節	神津島村防災会議の招集	94
第2章	応援協力・災害派遣の要請等	95
第1節	防災関係機関との応援協力	95
第2節	公共的団体等との応援協力体制の確立	98
第3節	自衛隊への災害派遣要請	100
第4節	ボランティアとの連携・協働	103
第3章	情報の収集・伝達	105
第1節	情報連絡体制	105
第2節	気象、地震・津波に関する情報の収集・伝達	109

第3節	被害状況等の報告	112
第4節	災害時の広報及び広聴活動	115
第4章	水防・消防対策	117
第1節	水防対策	117
第2節	消防対策	121
第5章	警備・交通規制	125
第1節	警備活動	125
第2節	交通規制	127
第3節	海難防止対策	128
第6章	医療救護・保健等対策	129
第1節	初動医療救護活動	129
第2節	保健衛生・防疫活動	132
第3節	医薬品・医療資器材の確保	134
第7章	遺体の取扱い	135
第1節	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	136
第2節	火葬等	139
第8章	避難対策	141
第1節	避難指示等の発令	141
第2節	避難誘導	146
第3節	避難所等の開設・管理運営	149
第4節	要配慮者の安全対策	155
第5節	島外への避難（広域避難・広域一時滞在）	156
第9章	物流・備蓄・輸送対策	157
第1節	飲料水の供給	157
第2節	食料・生活必需品等の供給	159
第3節	輸送対策	165
第10章	労務需要対策	167
第1節	労力の確保	167
第2節	奉仕団	167
第3節	工作協力隊	168
第4節	労働者雇上計画	168
第5節	労務供給計画	168
第6節	費用の負担	169
第11章	ごみ・し尿・廃棄物等の処理、障害物の除去	171
第1節	ごみ処理	171
第2節	トイレの確保及びし尿処理	171
第3節	障害物の除去	173
第4節	災害廃棄物処理	173

第12章	ライフライン施設の応急・復旧対策	175
第1節	水道施設	175
第2節	電気施設	176
第3節	通信施設	176
第4節	LPガス	176
第13章	公共施設等の応急・復旧対策	177
第1節	公共土木施設等	177
第2節	社会公共施設等	178
第14章	大規模事故等の応急対策	179
第1節	危険物事故	179
第2節	船舶事故、航空機事故等	181
第3節	危険動物の逸走時対策	181
第15章	応急教育・保育対策	183
第1節	応急教育対策	183
第2節	応急保育	185
第16章	応急生活対策	187
第1節	被災住宅の応急危険度判定	187
第2節	被災宅地の危険度判定	187
第3節	住家被害認定調査及び罹災証明書交付	189
第4節	被災住宅の応急修理	191
第5節	応急仮設住宅の供給	192
第6節	公営住宅の応急修理	193
第7節	被災者の生活確保	194
第8節	義援金の取扱い	196
第17章	災害救助法・激甚災害の運用	199
第1節	災害救助法の運用	199
第2節	激甚災害の指定	203
第4部	災害復興計画	205
第1章	復興本部	207
第1節	復興本部の設置	207
第2節	復興本部組織・業務	207
第2章	復興計画の策定	209
第1節	復興基本方針の策定	209
第2節	震災復興計画の策定	209
第3節	特定分野計画の策定	209
第5部	南海トラフ地震防災対策推進計画	211
第1章	対策の方針	213

第1節	対策の目的	213
第2節	基本的な考え方	213
第3節	防災関係機関の役割、住民等の基本的責務	213
第2章	関係者との連携協力の確保	215
第1節	資器材、人員等の配備手配	215
第2節	他機関に対する応援要請	215
第3節	帰宅困難者への対応	215
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	217
第1節	津波からの防護	217
第2節	津波に関する情報の伝達等	217
第3節	避難指示の発令基準	217
第4節	避難対策等	218
第5節	消防機関等の活動	220
第6節	水道、電気、ガス、通信	220
第7節	交通	220
第8節	村が自ら管理等を行う施設等に関する対策	221
第9節	迅速な救助	222
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	223
第1節	臨時情報（調査中）発表時の措置	223
第2節	臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置	223
第3節	臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置	228
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	229
第6章	防災運動の推進	231
第1節	防災訓練計画	231
第2節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	232

第1部 総則

第1章 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、神津島村防災会議が作成する計画であって、村の地域に係る災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興に係る一連の災害対策を実施することにより、村、都、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が全機能を有効に発揮して、住民並びに滞在者の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、防災力の向上と被害の軽減を図ることを目的とする。

2 計画の範囲等

この計画の範囲は、本村で起きた過去の災害及び東日本大震災の被害状況を鑑みて策定するものとし、対象地域は神津島村行政区域全域とする。

対象とする災害は、風水害、地震・津波、火災、大規模事故（危険物事故、船舶事故、航空機事故等）とし、これらの被害を最小限に抑えることができるよう、災害対策を万全にすることを目標とする。

なお、火山災害については、「神津島村・火山防災マップ」「神津島村火山防災のしおり」に基づき、関係機関が協力して住民及び来島者の安全及び円滑な避難の確保を図る。

3 計画の構成

この計画は、村及び防災関係機関等の責務を明らかにして、それぞれが協力して防災に当たるもので、村が行うべき防災対策を中心に、予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて基本的な方針を記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

なお、第5部において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づく推進計画を定める。

構成	主な内容
第1部 総則	計画の方針、防災関係機関の業務大綱、村の概要、災害履歴、被害想定等
第2部 災害予防計画	災害に備えた防災施設の整備、備蓄、訓練等の平常時の対策
第3部 災害応急・復旧対策計画	村の防災体制、避難、救助、物資供給等の災害発生時の対策
第4部 災害復興計画	被災者の生活再建や復興対策等
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震等に対する防災対策
資料編	災害関係の条例、協定、防災拠点施設等一覧

4 計画の目標

この計画において、村における過去の災害事実ばかりでなく、第1部第3章第4節に掲げる「被害想定」を踏まえ、その災害対策に遺漏のないよう計画を策定する。

5 計画推進に当たっての基本的な考え方

この計画の推進に当たっては、災害時の被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、政策・方針決定過程及び防災の現場においては、要配慮者や男女共同参画の視点を配慮して防災対策を推進する。

6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正をする。

村及び防災関係機関は、その関係のある事項について、計画修正案を神津島村防災会議に提出する。ただし、緊急かつ重大な修正を要する事項については、その都度神津島村防災会議に提出する。

7 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、令和3年3月に策定された「神津島村国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、国の防災基本計画及び東京都地域防災計画に基づいて作成したものである。

村の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関、指定行政機関が作成する防災業務計画又は都地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

8 計画の習熟

村及び各防災関係機関は、平素から防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通して、この計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

第2章 神津島村の概況・災害環境

第1節 自然的条件

1 地勢

神津島村は、東京から南南西178km、東経139度08分、北緯34度12分の位置にあり、新島の南方25kmの海上、伊豆諸島のほぼ中心にある。東西約4km、南北約6km、周囲約22kmで、面積18.58km²の外界孤立型離島である。

島の成因は、富士火山帯に属する海底火山でできた島で、中央には572mの天上山、北に神戸山(268m)、南に高处山(304m)、秩父山(282m)と連なり、その南側になだらかな斜面台地がある。

天上山の崩壊地から西側海岸に注ぐ神津沢は伊豆諸島中最大の沢で、普段は水が少ないが豪雨の際は濁流が氾濫することがある。集落は、神津沢をはさみ1箇所に密集して形成されている。

地質は、流紋岩から形成され極めてもろい。農道、林道、村落内の道路はほぼ整備されているが、山裾を切り通した箇所等では、降雨、流水、地震等による破壊の危険性をはらんでいる。

2 気象

黒潮に囲まれた温暖な気候で、年間の平均気温は18度である。冬期(12月から3月)は季節風の西風が強く、この期間は風速10m以上の日が3分の2以上になる。本島は火山島のため地表の浸透性が強く、降雨量の多い割に集水面積が小さいため、常に水の流れている河川はない。天上山に源を発する神津沢は、伊豆諸島中最大の沢で、平素は流水はないが、豪雨の際は上流域で濁流の氾濫することもある。しかし、現在は堰堤が整備され、水害となる危険性はほとんどない。水は水質がよく、地下水が豊富で水源に恵まれた島で、水分けの神が祀られているほどである。

【年間の降水量、最大値(日、1時間、10分間)】

(令和6年6月30日時点)

年	降水量(mm)			
	合計	日最大	最大	
			1時間	10分間
2014	1914.5	142.0	43.0	21.0
2015	2127.0	140.0	56.5	17.0
2016	2348.5	161.5	58.0	17.5
2017	1903.5	152.0	35.5	11.0
2018	1809.5	104.5	71.0	21.5
2019	2753.5	170.5	43.0	16.0
2020	2590.0	168.5	29.5	16.5
2021	2424.0	225.5	47.0	20.5
2022	2531.5	157.5	76.5	20.0
2023	1824.0	161.5	61.5	17.0

(注) 太字は最大値

出典：気象庁ホームページ (<https://www.data.jma.go.jp/>)
「地域気象観測システム(アメダス)」 観測点：神津島

第2節 社会的条件

1 世帯と人口及び面積

(1) 世帯及び人口

世帯数	人口			出所
	男	女	総計	
804	952	903	1,855	令和2年国勢調査
808	896	845	1,741	令和6年4月1日現在 広報こうづ(令和6年5月号)

(2) 人口構成

(令和2年国勢調査)

年齢階級別人口構成			
年齢	総数	男	女
総数	1,855	952	903
0～4歳	84	43	41
5～9	111	63	48
10～14	79	38	41
15～19	81	44	37
20～24	34	25	9
25～29	63	39	24
30～34	110	57	53
35～39	115	57	58
40～44	116	69	47
45～49	134	70	64
50～54	78	33	45
55～59	97	52	45
60～64	166	89	77
65～69	176	97	79
70～74	142	74	68
75～79	91	38	53
80～84	69	27	42
85～89	67	24	43
90歳以上	42	13	29
65歳以上	587	273	314

(3) 人口構造

(令和2年国勢調査)

区分	第一次	第二次	第三次
就業人口	135	167	764
	12.7%	15.7%	71.7%

(4) 面積

(令和6年概要調査書)

種別	面積 (km ²)	割合 (%)
宅地	0.52	2.8
畑	2.30	12.4
山林	10.96	59.0
原野	2.22	11.9
その他	2.58	13.9
計	18.58	100.0

2 産 業

(1) 農 業

① 農業人口

(令和2年農林業センサス)

農業人口			農家数		
男	女	計	専業	兼業	計
8	13	21	3	7	10

② 耕地面積

(令和5年作物統計調査)

種別	面積 (ha)
畑耕地面積	35
田耕地面積	0
計	35

(2) 漁 業

(令和6年4月1日現在)

総計	個人経営 (漁家)						
	漁船非使用	漁船使用					
		計	動力船使用				無動力船使用
			0t~3t	3t~5t	5t~10t	10t以上	
161		118	31	5	43	39	0

(注) 総数は、正組合員数である。

(3) 商工業

事業別	区分	事業所数	従業者数	事業別	区分	事業所数	従業者数
農林水産業		171	134	金融保険業		1	6
工業				運輸通信業		8	39
建設業		22	151	電気・ガス		2	8
製造業		10	13	サービス業		105	462
卸・小売業		43	111	公務			

第3節 災害の概況

近年は台風の大規模化などもあり、本村においても風水害や土砂災害が発生する可能性があるほか、南海トラフ巨大地震による津波被害や近海の群発地震などの地震動による被害、大規模火災などの発生が想定される。

1 風水害・土砂災害

伊豆諸島は、台風来襲地域であるため毎年のように台風による被害ばかりでなく集中豪雨により過去に大きな被害を受けている。このことにより、急傾斜地崩壊防止事業や法面吹き付け事業を実施し、風水害対策を実施している。データでもわかるように9月、10月の台風来襲時に被害が集中している。

【過去の風水害の記録】

年	月	概要
1907年（明治40年）	7月	未曾有の大水害発生、与種から鉄砲水が吹き出す。全壊家屋31戸、半壊13戸、死者16名。
1917年（大正6年）		大暴風雨来襲、家屋全壊8棟、半壊73棟、漁船の流出8隻（15夜じけ）。
1979年（昭和54年）	10月	台風20号に伴う高波のため、港湾、漁業施設、道路等被害甚大、連続雨量95.5mm。
1988年（昭和63年）	10月	集中豪雨発生、雨量時間最大131mm、1日最大344mm、阿波命神社倒壊、林道天上山・宮塚山線損壊、村道とりが沢線全壊。
1990年（平成2年）	9月	台風19号の襲来により、村道14号線及び温泉施設に甚大な被害。
1995年（平成7年）	9月	台風12号により島内各所で土砂崩れ、樹木（杉）倒木、家屋一部損壊、連続雨量294mm。
1996年（平成8年）	9月	台風17号に伴う大雨による道路災害、特に林道の被害甚大。
1998年（平成10年）	9月	台風5号来襲、微小の被害。
2018年（平成30年）	10月	台風24号襲来。水道、電気などライフラインに被害発生。
2019年（令和元年）	9月	台風15号襲来。瞬間風速58.1m/sの猛烈な風を記録。軽傷1名、一部損壊47棟。断水80戸。

2 地震、津波

伊豆諸島では、1923年の大正関東地震（M7.9）などのように相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震による強い揺れや津波による被害、関東地方東方沖合から伊豆・小笠原海溝沿い、三陸沖や東海沖・南海沖などの太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震による強い揺れや津波による被害の記録が残っている。また、チリ地震といった外国の地震によっても津波被害を受けた記録が残っている。

2000年（平成12年）6月26日以降、伊豆諸島の三宅島・神津島・新島付近で発生している群発地震は、7月1日に震度6弱（M6.4）の地震により神津島村の歴史が始まって以来の大災害をもたらした。ライフライン施設、公共施設、民家等の生活基盤施設や道路、港湾等の産業基盤施設が受けた甚大な被害に加え、長期間にわたり、揺れやその他の不自由な環境に耐えた住民の精神的な苦痛は筆舌に尽くせないものがある。

また、最近では、南海トラフ巨大地震により大津波が発生する可能性有りとの情報も発せられており、地震、津波に対する不穏な情勢は予断を許さない。これらの貴重な体験や最新の情報、過去に

日本各地に発生した災害記録等を参考にしながら、地震、津波の被害想定を行い、浸水・被災に関するハザードマップの作成と避難誘導マニュアルの作成及び訓練を行う。

なお、本村は「首都直下地震緊急対策区域」「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、地震調査研究推進本部による今後の地震活動については、南海トラフで発生するM8～9クラスの地震として、今後30年以内の地震発生確率（算定基準日：令和7年1月1日現在）は80%程度と評価されている。

(1) 近年の地震の記録

神津島から新島にかけての近海は、地震が多く、現在も多発地域であるが、大災害に至っていない。

【過去の地震災害の記録】

年	月	概要
1965年（昭和40年）		長期間激しい地震頻発。
1966年（昭和41年）	7月～8月	群発地震発生。
1967年（昭和42年）	4月	〃
1992年（平成4年）	10月	震度4の地震発生、被害なし。
1994年（平成6年）	3月	地震頻発、最大震度4、道路等崖崩れ多数発生。
1995年（平成7年）	1月	震度4地震発生、被害なし。
〃	10月	震度5の地震発生、与種山崩壊、一部道路に被害。
1997年（平成9年）	5月	震度4の地震発生、被害なし。
1999年（平成11年）	3月	14日震度5弱の地震発生、落石事故、土砂崩れ多数、墓石転倒。28日震度4の地震発生、村道14号線落石不通。
2000年（平成12年）	4月	震度4の地震発生、被害なし。
〃	7月	1日震度6弱（M6.4）9日震度6弱（M6.1）地震発生。1日の地震にて死者1名、その後の地震で島内道路全域に被害。斜面等の崩落、与種地区等7区65世帯に避難指示又は勧告を発令「災害救助法適用」。
2023年（令和5年）	5月	22日昼前から新島・神津島近海で地震が相次ぎ、M5.3の地震が発生し、震度5弱を観測。

(2) 津波災害

記録によれば、幸いにも津波の被害はないが、都の防災資料では古くから八丈島や大島の津波の被害が多く記載されている。その多くの震源地は房総沖が多く、状況を判断すると北東から東側の海岸に津波が押し寄せたものと推測される。本島では、集落が西側に面しているため被害はなかったが、2011年3月の東日本大震災の津波被害を踏まえて、東海・東南海・南海地震3連動に対する津波被害想定に基づく対策を行う。

3 噴火・火災

江戸から明治初期にかけて本村は再三にわたり大火に見舞われ、その際古文書や重要書類等もごとく焼失したが、人身の被害はほとんどなかった。とはいえ、集落が密集しているため一度火災が発生すると大災害に発展する危険性をはらんでいる。

噴火の記録は838年に天上山が噴火した記録のみで、以後1180年余の間、休止の状態となっている。本村は富士箱根火山帯に属しており、噴火の可能性も想定し、これらの対策についても検討を加え、令和2年10月に作成した「神津島火山避難計画」に基づき、避難行動要支援者等に対する安全対策を図る必要がある。

【過去の噴火と火災の記録】

年	月	概要
838年（承和5年）	7月	天上山噴火・大爆発。
1710年（宝永、承德年間）		大火災発生、全村灰燼に帰す。
1747年（延享4年）		下の沢家事発生、全村灰と化す。
1863年（文久3年）		大火災発生、全村が灰と化す。
1899年（明治32年）	12月	全戸数310余戸のうち10余戸を残し、全村焼失。
1978年（昭和53年）	2月	早朝、村落から火災発生、全焼7棟、半焼2棟。
1992年（平成4年）	9月	天上山山麓から火災発生、西側山腹24ヘクタール焼失。
1997年（平成9年）	9月	夕刻、向山から火災発生、1棟全焼、1名死亡。
2021年（令和3年）	6月	深夜、半坂から火災発生、1棟全焼。

第3章 被害想定

第1節 地震・津波

東京都は、南海トラフの巨大地震を想定した調査を行い、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月25日公表）を公表している。ここで想定された南海トラフの巨大地震（マグニチュード9.0）を、神津島村に最も影響する地震・津波として本計画の前提とする。以下にその概要をまとめる。

1 前提条件

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、島しょ地域について、大正関東地震及び南海トラフ巨大地震での建物被害及び人的被害の想定が示されている。

【想定地震と30年以内の発生確率】

地震名	地震規模	概要	30年以内の発生確率	震度分布 (面積率(%))	
大正関東地震	M8クラス	発生確率を考慮して選定	0～6%	5弱	99.2
				5強	0.8
南海トラフ巨大地震	M9クラス	島しょ地域への津波の影響が大きく、内陸部では長周期地震動による被害が発生するおそれがある地震のため選定	70～80%	5強	98.3
				6弱	1.7

資料：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日）

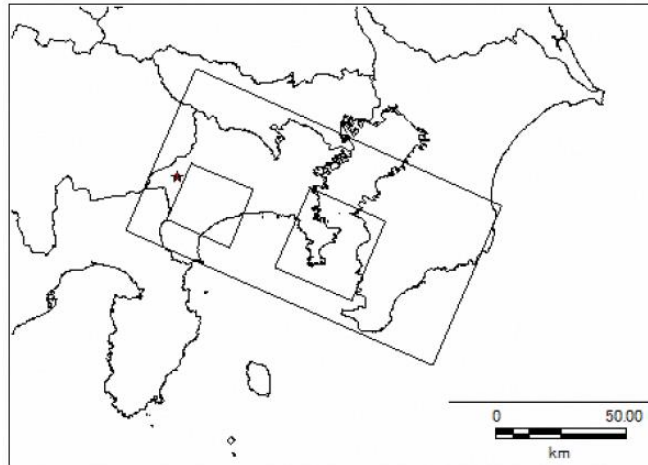
(1) 大正関東地震

大正関東地震の震源モデルは、東京都〔2012〕の房総半島沖のセグメント^{注1}を除いた主部のセグメントを用い、地震調査委員会（令和2年）のレシピ^{注2}に基づいた震源断層モデルを設定する。

（注1）活断層を過去の活動時期、平均変位速度、平均活動間隔、変位の向きなどに基づいて区分した断層区間のこと（出典：https://gbank.gsj.jp/activefault/yougo.html#katsudou_segment）。

（注2）地震調査委員会「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（「レシピ」）（令和2年3月6日）」

【東京都 [2012] の元禄関東地震の断層モデルを基にした大正関東地震の震源断層モデル】



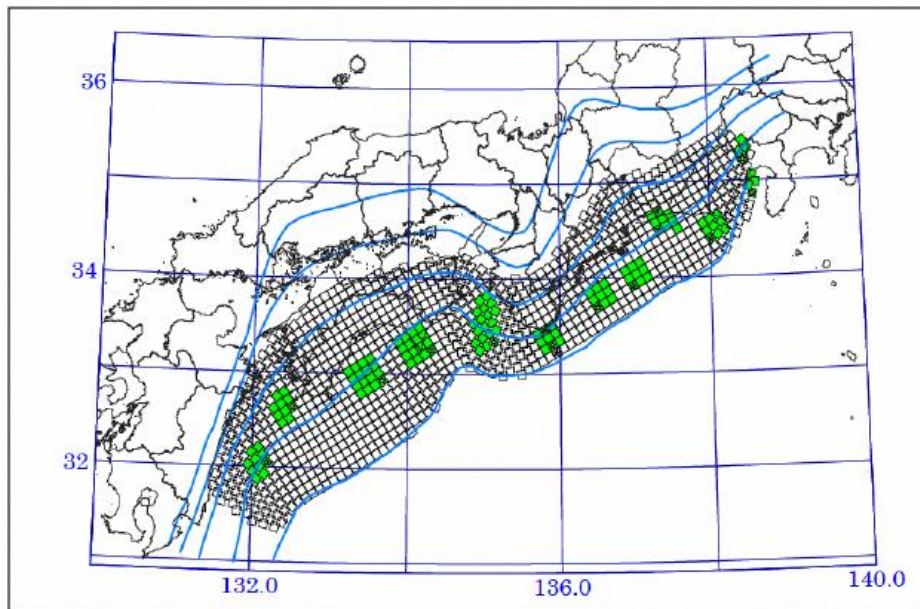
(注) 図中の小さい2個の四角がアスペリティ（断層面の中で、通常は強く固着しているが地震時には大きく動き、特に強い地震波（強震動）を発生させる領域）を示す。

資料：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日）

(2) 南海トラフ巨大地震

南海トラフは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖にいたる海底の溝状の地形を形成する区域のことである。ここで発生する南海トラフ巨大地震は、次の図に示された震源モデルを基本とし、断層モデルをいくつかのケースに設定している。

【南海トラフ巨大地震の震源断層モデル（M9クラス）（内閣府 [2012]）】



(注) 図中、緑色のグリッドはアスペリティ（断層面の中で、通常は強く固着しているが地震時には大きく動き、特に強い地震波（強震動）を発生させる領域）、白色は背景領域を示す。

資料：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日）

2 津波の浸水分布・最大津波高等

(1) 想定地震の津波断層モデル、想定ケース等

津波浸水分布や最大津波高等の津波数値シミュレーションの実施に当たっては、次のとおり津波断層モデル、想定ケース等を設定して実施している。

ア 大正関東地震

首都直下地震モデル検討会「首都M7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（平成25年。以下「内閣府 [2013]」という。）の津波断層モデル（Mw8.2）を設定した。

イ 南海トラフ巨大地震

内閣府 [2012] で検討された11ケースの南海トラフの最大クラスの地震の津波断層モデルのうち、都内において最大津波高が高い5つのケース（ケース①②⑤⑥⑧：すべてMwは9.1）を選定し被害想定を実施した。

【南海トラフの最大クラスの地震の津波断層モデル5ケース】

ケース	設定
ケース①	「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース②	「紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース⑤	「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース⑥	「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+（超大すべり域、分岐断層）」を設定
ケース⑧	「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域+（超大すべり域、分岐断層）」を2箇所設定

資料：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日）

(2) 最大津波高、津波の到達時間等

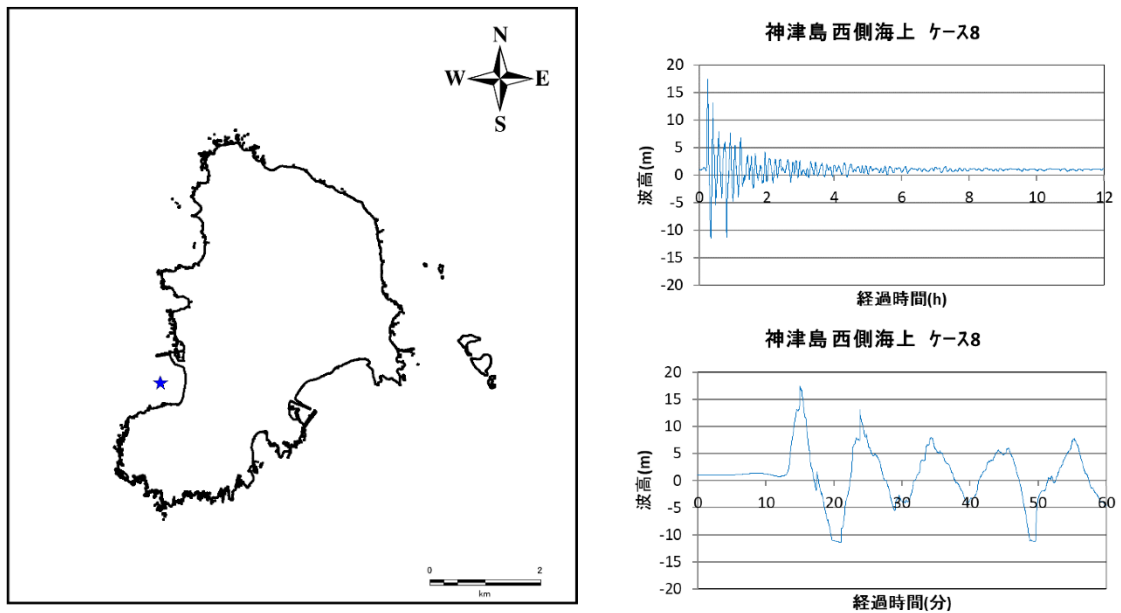
最大津波高や津波の到達時間等は、発生する地震によって異なり、神津島における大正関東地震及び南海トラフ巨大地震の全ケースにおける津波計算結果（12時間分）については、次のとおりである。なお、南海トラフ巨大地震については、ケース⑧（「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域+（超大すべり域、分岐断層）」を2箇所設定）の場合、津波高が最大となっている。

【神津島の最大津波高と最大津波高到達時間】

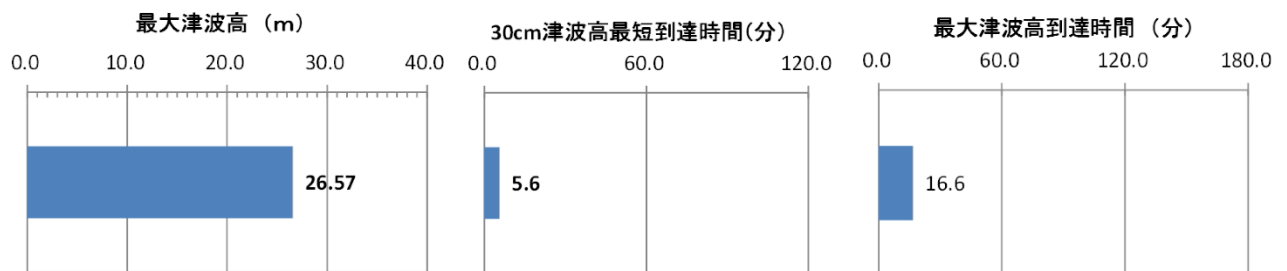
地震名	最大津波高(m)	最大津波高到達時間(分)	30cm津波高最短到達時間(分)	最大浸水面積(k㎡)
大正関東地震	3.57	27.7	7.3	0.287
南海トラフ巨大地震				
ケース①	24.89	15.7	4.7	1.238
ケース②	9.95	46.9	13.3	0.624
ケース⑤	7.35	135.4	15.4	0.417
ケース⑥	24.81	15.7	4.7	1.247
ケース⑧	26.57	16.6	5.6	1.233

資料：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日）から抜粋

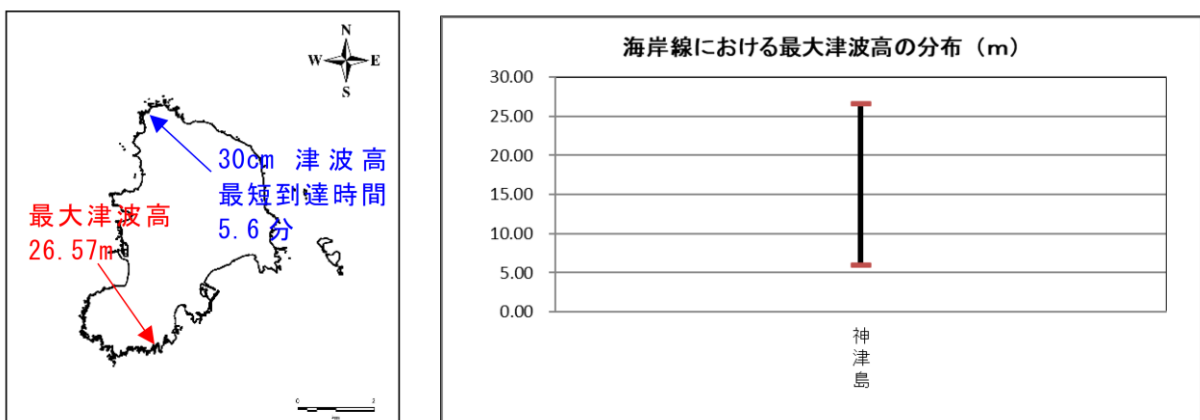
【南海トラフ巨大地震（ケース⑧、神津島における津波高最大ケース）の神津島の代表点の津波波形】
（左図の青星印：波形出力地点、右上：12時間波形、右下：最初の1時間の波形）



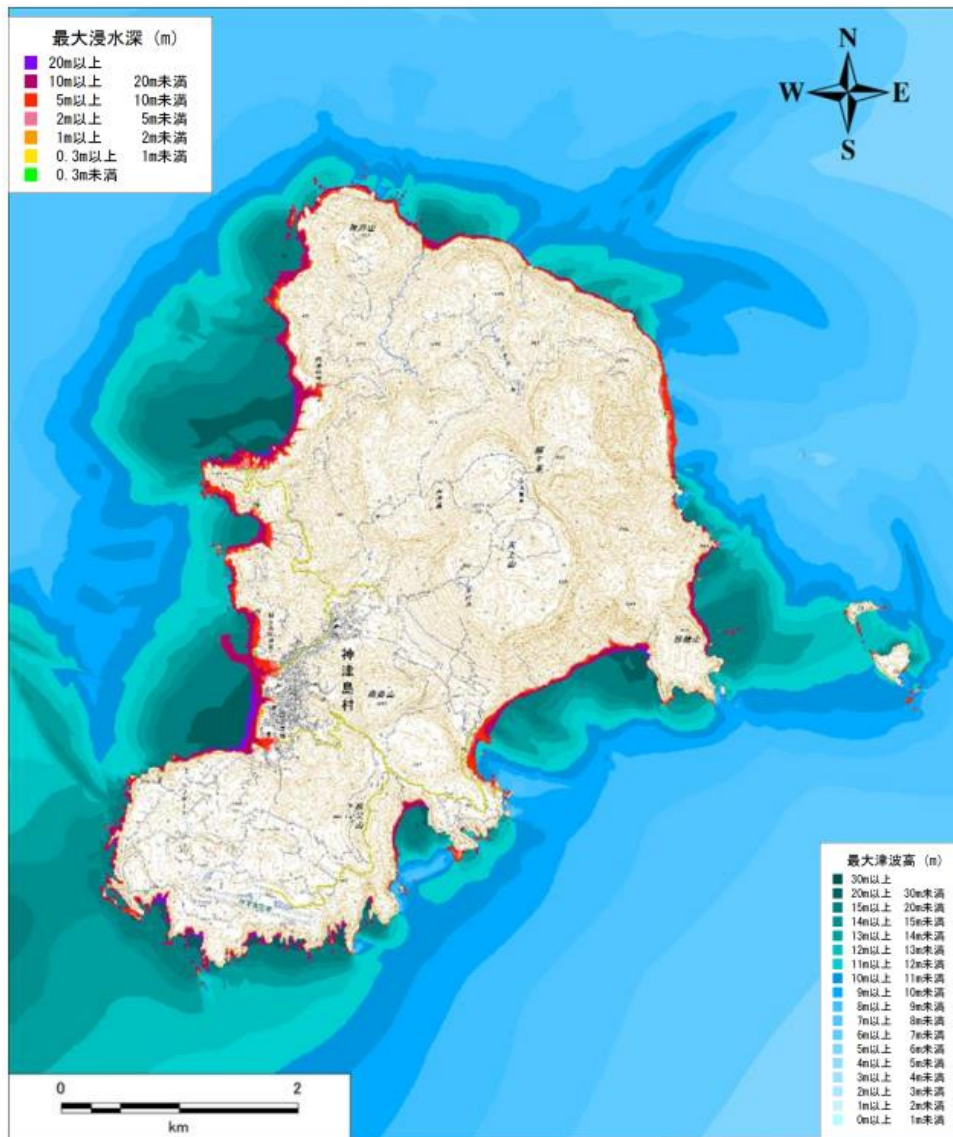
【南海トラフ巨大地震（ケース⑧、神津島における津波高最大ケース）の神津島の海岸線における最大津波高と30cm津波高最短到達時間及び最大津波高到達時間】



【南海トラフ巨大地震（ケース⑧、神津島における津波高最大ケース）の神津島の最大津波高地点と30cm津波高到達時間が最短となった地点（左図）、及び海岸線における最大津波高分布（右図）】



【南海トラフ巨大地震（ケース⑧）の最大津波高・最大浸水深分布図】



電子地形図 25000（国土地理院）に最大津波高及び最大浸水深を追記
資料：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日）

3 被害の想定

神津島において大正関東地震による大きな被害の発生は想定されていないものの、南海トラフ巨大地震では大きな揺れや津波が予測されている。

本村において最も人的被害の大きくなる南海トラフ巨大地震（ケース①）の想定では、島の大部分は最大震度5強（一部で6弱）の揺れとなり、発生時期・時刻が冬・昼の場合、死者185人、全壊193棟、半壊44棟と推計されている。

(1) 被害想定結果（人的被害が最大となる被害の想定）

【想定地震・津波：南海トラフ巨大地震 津波ケース①※】

想定シーン		冬・早朝		冬・昼間	
		多くの方が自宅で就寝中に被災するため、津波からの避難が遅れて被害が大きくなる可能性がある。		他と比べて火気の使用が多い季節・時間帯であり、出火件数が最も多くなる。	
人口		1,855人		1,938人	
面積		18.9km ²		18.9km ²	
震度別面積率 (%)		4以下		0.0	0.0
		5弱		0.0	0.0
		5強		98.8	98.8
		6弱		1.2	1.2
		6強以上		0.0	0.0
最大津波高（島全体）		24.89m		24.89m	
最大津波高の到達時間		15.7分		15.7分	
建物棟数	計	1,567棟		1,567棟	
		うち木造		1,096棟	1,096棟
		うち非木造		471棟	471棟
建物被害	全壊	計	193棟	193棟	
		うち急傾斜崩壊等	8棟	8棟	
		うち津波	185棟	185棟	
	半壊	計	44棟	44棟	
		うち揺れ	6棟	6棟	
		うち急傾斜崩壊等	17棟	17棟	
	うち大規模半壊	計	21棟	21棟	
		うち揺れ	1棟	1棟	
		うち津波	9棟	9棟	
人的被害	死者	計	126人	185人	
		うち急傾斜崩壊等	1人	1人	
		うち津波	125人	184人	
	負傷者	計	7人	8人	

※ケース①：Mw9.1 「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定

(注) 小数点以下の四捨五入により計は合わない場合がある。

出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月25日）

(2) 被害の様相

島しょ地域における交通インフラ被害及びライフライン被害の算出は困難であるため、被害の様相を示すこととする。なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

① 交通インフラ

項目	被害様相
道路・島内交通	○津波や急傾斜地崩壊によって通行不能となる箇所が発生する可能性がある。 ○車両の被災により車両が利用できず、生活に支障をきたす可能性がある。 ○発災により航路等が利用できず物流が途絶え、燃料不足が発生し車両が利用できない期間が中長期にわたる可能性がある。
港湾・漁港等	○津波による貨物の海洋への流失、引き波により転覆・沈没・破損した船舶が港湾施設にぶつかることで、航路障害や倉庫、荷役施設や防波堤の損壊などの被害が発生し、航路の閉鎖や港湾施設の機能停止等が発生する可能性がある。 ○航路の閉鎖や港湾施設の被災等により、生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。
空港等	○空港やヘリポートは高台に設置されているため津波による浸水リスクは低く、被害は限定的と想定される。 ○停電等の影響により通常通り利用できない場合は、生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。

② ライフライン被害

項目	被害様相
上下水道	○津波浸水域に立地する水源施設や浄水施設等が被害を受けることで中長期にわたり上水道が使用できなくなる可能性がある。 ○神津島では津波浸水域に下水処理施設が立地しており、水洗トイレが使用できなくなる住宅や施設等が発生する可能性がある。
電力	○内燃力（ディーゼル）発電所や配電設備等の被災により、島内の電力供給が停止する可能性がある。神津島の発電所は津波浸水域に立地しているため津波の被害を受ける恐れがあり、また、発電所の建物及び配電設備に被害が発生した場合は運転停止により停電が発生する可能性がある。 ○内燃力（ディーゼル）発電所において被害が発生しない場合であっても、島外からの燃料供給が途絶え停電する可能性がある。
通信	○海底通信ケーブルの被災により通信が途絶する可能性がある。 ○島内の電話線等が複数断線し、通信や通話が困難となる可能性がある。 ○停電により、通信設備が停止して通信が途絶する可能性がある。 ○携帯電話は伝送路の多くを固定回線に依存しているため、電力被害により固定電話が利用困難なエリアでは、音声通信もパケット通信も利用が困難になる可能性がある。
ガス等	○各住戸のガス設備に損傷が生じない限りは使用できる可能性が高い。 ○港湾施設の被災や航路の閉鎖により、内地からプロパンガスの搬入が途絶する可能性がある。この場合、ガスがなくなり使用できない家庭や施設がでてくる可能性がある。

③ その他の被害

<ul style="list-style-type: none"> ○建物被害やライフライン被害、津波浸水等に伴い多数の避難者が生じる。 ○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、住民の事前避難によって多数の避難者が発生する。 ○夏季は観光客が多く、土地勘がないため、津波から逃げきれない人が発生することに加え、逃げられた人が避難者となる可能性がある。 ○高齢者等の要配慮者は迅速な避難行動がとれないため、津波に巻き込まれ死傷する可能性が高い。また、個々の要配慮者の状況に応じた支援ができず避難生活に支障が生じる可能性がある。 ○漁業施設や観光資源などが被災した場合は、長期的に経済的被害が発生する可能性がある。
--

④ 地震発生直後

- 津波による建物・人的被害が多数発生するとともに、急傾斜地の崩壊による被害が発生する。
- 南海トラフの東側で巨大地震が発生した場合、大津波警報が発表され、地震発生から数十分～数時間後にかけて繰り返し津波が到達し、低地部で浸水被害が発生する。
- 南海トラフの東側で巨大地震が発生した場合、救出救助活動や沿岸部での生活、応急復旧活動が制限される。また、物資の輸送等に支障が生じる可能性がある。
- 南海トラフの西側で先行して巨大地震が発生した場合、「南海トラフ巨大地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されると、後発地震に備えた事前避難が呼びかけられる。
- 夏季の週末等の時期は観光客が多く、土地勘がないため、津波から逃げきれずに、死傷者が増加する可能性がある。
- 救助者の内地の災害拠点病院等への広域搬送は、空路により行う必要があるため、ヘリの確保や搬送等に時間がかかる可能性がある。
- 島しょ地域に被害が発生していない場合でも、首都圏等の被災状況により、船舶等による島しょ地域への燃料の輸送が遅れる可能性がある。
- 港湾機能が長期にわたり機能不全に陥ると、島しょ地域が孤立した状態になる可能性がある。
- 急傾斜地の崩壊等により、道路が寸断され、集落が孤立化する可能性がある。

⑤ 火山噴火

- 地震発生後に火山が噴火した場合、数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難となる。航空機やヘリコプターの利用もできなくなるため、負傷者等の搬送や全国からの応援職員等の移動も困難となる。
- 細かい火山灰を吸い込み、救急件数が増加する。
- 降灰後に降雨が発生した場合、変電所や送電網、配電網で碍子の閃絡104が発生し、停電被害が拡大し、復旧までの期間が長期化する可能性がある。
- 停電による基地局機能の停止や、通信設備等への灰の詰まりや固着などによる機能停止等が発生し、通信途絶地域が拡大する可能性がある。
- 火山灰による原水の水質悪化などにより、浄水場の処理能力低下が発生した場合、断水被害が拡大する可能性がある。
- 火山灰の流入による管路等の流下阻害や閉塞、停電によるポンプ場の機能低下により、下水道の機能支障が拡大する可能性がある。
- 地震により半壊や一部損壊した建物や、構造の弱い建築物は、降灰厚が深くなった場合、降灰荷重により圧壊する。
- 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化する可能性がある。
- 屋根面積の大きな体育館等の建物が、降灰荷重により使用が危険となった場合、他の避難先に避難させる必要があり、避難所が不足する。
- 火山灰の堆積した山間部では、地震による火山灰の滑落や、その後の降雨による泥流や土石流が発生する可能性がある。

⑥ 感染症拡大

- 地震災害によって多くの住民が避難する中で、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症や、ノロウイルス等の食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生する可能性がある。
- 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性がある。
- 医療施設や医師・看護師等が、地震災害の救出救助活動に追われ、感染症への対応に手が回らなくなる可能性がある。

出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月25日）

第2節 風水害等

1 風水害

台風等に伴う暴風、大雨、高潮等を想定する。

2 土砂災害

神津島村には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、都により土砂災害警戒区域等の指定の基礎調査が全域で区域指定が完了し、土砂災害警戒区域が298箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域が233箇所指定されている。

これらの箇所での土砂災害の発生を想定する。

第3節 その他の災害

大規模事故として、次の災害を想定する。

1 大規模事故

- ア 船舶遭難
- イ 航空機墜落
- ウ 流出油

2 危険物事故・大規模火災

- ア 危険物等の爆発・炎上
- イ 危険物質の漏出等
- ウ 大規模火災

第4章 村及び防災関係機関等の処理すべき 事務又は業務の大綱

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる住民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの考え方に立つ住民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

防災対策の推進に当たっては、村が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う都が、村及び国と一体となって、住民・事業者と連携し、人々の生命・身体及び財産を守るとともに、村の機能維持を図る。

神津島村の地域における関係防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 神津島村

機関の名称	事務又は業務の大綱
総務課 企画財政課 情報通信課	1. 本部長の庶務に関する事。 2. 防災会議に関する事。 3. 関係官公庁及び各団体との連絡に関する事。 4. 消防団の出動に関する事。 5. 通信情報の総括に関する事。 6. 災害記録及び資料の収集に関する事。 7. 各部救援活動等の連絡調整に関する事。 8. 職員の動員、派遣に関する事。 9. 職員の給与に関する事。 10. 自衛隊派遣要請に関する事。 11. 災害報告に関する事。 12. 広報活動及び報道機関との連絡に関する事。 13. 被災者の苦情処理及び相談に関する事。 14. 東京消防庁応援要請に関する事。 15. ボランティアの受入と配属に関する事。 16. 災害対策関係予算に関する事。 17. 車両、舟艇等輸送機関の調達に関する事。 18. 税の減免等に関する事。 19. その他各部に属さない事項に関する事。
福祉課 保健医療課 保育園	1. 被災者の援護に関する事。 2. 救援物資の備蓄、調達及び配分に関する事。 3. 被災者の救出及び避難に関する事。 4. 医療及び防疫に関する事。 5. 義援金品の受領及び配分に関する事。 6. 避難所の開設、受入れに関する事。 7. 避難受入者に対する救助・救護に関する事。 8. 負傷者の診療に関する事。 9. 死体の検案及びこれに必要な措置に関する事。 10. その他保健衛生に関する事。 11. 園児の避難対策に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
産業観光課 建設課 環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業の災害応急対策に関する事。 2. 被災農林業家の経営指導に関する事。 3. 公有林の災害対策、災害用材木の払下げに関する事。 4. 各農林漁家の被災者に対する復興資金の融資に関する事。 5. 救援物資の輸送の協力に関する事。 6. 避難者の輸送に協力に関する事。 7. 災害資材の協力に関する事。 8. 災害状況の調査に関する事。 9. 災害対策に必要な労務の提供に関する事。 10. 水防活動に必要な労務の提供に関する事。 11. 水防資材の保管、調達に関する事。 12. 流木等災害対策に関する事。 13. 障害物の除去に関する事。 14. 道路、河川等の災害対策に関する事。 15. 建築物の災害に関する事。 16. 建築資材の保管、調達に関する事。 17. 被災住宅、仮設住宅の建設に関する事。 18. 交通施設の点検、整備復旧に関する事。 19. 応急給水対策に関する事。 20. 水防活動の協力に関する事。 21. 上下水道施設等の被害調査に関する事。 22. 応急ゴミ処理に関する事。
消防団 空港消防所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災その他の被害の予防、警戒及び防御に関する事。 2. 人命の救急及び救出に関する事。 3. 危険物の応急措置に関する事。 4. その他消防に関する事。
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連絡調整に関する事。 2. 教育施設の災害対策に関する事。 3. 児童、生徒の避難対策に関する事。 4. 被災児童の学用品の給与に関する事。 5. 避難所の設営、管理の協力に関する事。 6. 災害時の応急教育に関する事。 7. 学校施設等の被害調査に関する事。
会計室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策に必要な現金・物品の出納保管に関する事。 2. 災害救助基金の出納に関する事。

2 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京都防災会議に関する事。 2. 防災に係る組織及び施設に関する事。 3. 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4. 自衛隊等への派遣要請に関する事。 5. 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。 6. 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。 7. 緊急輸送の確保に関する事。 8. 被災者の救出及び避難誘導に関する事。 9. 人命の救助及び救急に関する事。 10. 消防及び水防に関する事。 11. 医療、防疫及び保健衛生に関する事。

機間の名称	事務又は業務の大綱
	12. 外出者の支援に関する事。 13. 応急給水に関する事。 14. 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 15. 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 16. 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 17. 公共施設の応急復旧に関する事。 18. 災害復興に関する事。 19. 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 20. 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 21. 事業所防災に関する事。 22. 防災教育及び防災訓練に関する事。 23. その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。 24. 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関する事。
大島支庁 (神津島出張所・保健所)	1. 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施及び連絡調整に関する事。 2. 都災害対策本部地方隊に関する事。 3. 感染症対策及び防疫、その他保健衛生に関する事。 4. 自衛隊派遣要請が必要となった場合の、自衛隊法等に基づく派遣要請に関する事。
警 視 庁 新島警察署 (神津島警部補派出所)	1. 被害実態の把握と各種情報の収集に関する事。 2. 警備及び交通規制に関する事。 3. 被災者の救出及び避難誘導に関する事。 4. 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 5. 遺体の死因(死体検視)及び身元の調査に関する事。 6. 公共の安全と秩序の維持に関する事。 7. 高圧ガス及び火薬類の保安に関する事。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京管区气象台	1. 気象、地象、水象の観測。 2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事。 3. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関する事。 4. 村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関する事。 5. 災害の発生が予想されるときや災害発生時における、都や村に対する気象状況の推移、その予想の解説等の適宜実施に関する事。 6. 都や村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。
第三管区 海上保安本部	1. 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事。 2. 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事。 3. 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関する事。 4. 海上における治安の維持に関する事。 5. 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事。 6. その他、災害応急対策に必要な事項

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第1師団) 海上自衛隊 (横須賀地方総監部) 航空自衛隊 (作戦システム運用隊) 防衛装備庁 航空装備研究所新島支所	1. 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2. 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (神津島郵便局)	1. 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2. 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除
東日本電信電話株式会社 東京事業部 東京西支店設備部門 伊豆大島サービスセンター (NTT神津島)	1. 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2. 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 3. 気象等予警報の伝達に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1. 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2. 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
株式会社NTTドコモ	1. 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2. 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
KDDI株式会社	1. 重要通信の確保に関すること。 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	1. 重要通信の確保に関すること。 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 神津島事務所 (神津島内燃力発電所)	1. 電力施設等の建設並びに安全保全に関すること。 2. 災害時における電力の供給に関すること。
日本放送協会	1. 報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関すること。 2. 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。 3. 放送施設の保全に関すること。
日本赤十字社 東京都支部	1. 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び遺体の処理を含む。)の実施に関すること。 2. 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3. こころのケア活動に関すること。 4. 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5. 輸血用血液の確保、供給に関すること。 6. 義援金の受付・配分及び募金に関すること(原則として義援物資については受け付けない。) 7. 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 8. 災害救援品の支給に関すること。 9. 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 10. 外国人安否調査に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	11. 遺体の検案協力に関すること。 12. 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東海汽船 神新汽船 (神津島代理店)	1. 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保全に関すること。 2. 災害時における船舶並びに車両による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
公益社団法人 東京都医師会	1. 医療に関すること。 2. 防疫の協力に関すること。 3. 遺体の検案の協力に関すること。
公益社団法人 東京都歯科医師会	1. 歯科医療活動に関すること。
公益社団法人 東京都薬剤師会	1. 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
公益財団法人 献血供給事業団	1. 血液製剤の供給に関すること。
公益社団法人 東京都獣医師会	1. 動物の医療保護活動に関すること。
放送機関	1. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2. 放送施設の保全に関すること。

7 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
社会福祉法人 神津島村社会福祉協議会	1. 災害ボランティアセンターの運営に関すること。 2. 要配慮者の支援に関すること。
神津島輸送業界	1. 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送に関すること。
神津島建設業会	1. 災害時における建設活動の協力に関すること。
神津島村商工会 商業組合	1. 災害時における救援物資調達の協力に関すること。
神津島観光協会	1. 観光客等の避難誘導及びその把握の協力に関すること。
新中央航空株式会社	1. 疾病者の空輸、救助物資の空輸等災害時における輸送の協力に関すること。
神津島 農業協同組合	1. 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2. 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3. 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること。 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 5. 災害時における食料及び物資の供給に関すること。
神津島 漁業協同組合	1. 漁業施設の保全に関すること。 2. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の供給の協力に関すること。

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

近年全国的に増加している風水害や過去の災害、地震・津波の被害想定等を踏まえ、災害等による被害を最小限に抑えた安全で快適なまちづくりを推進する。

災害に強いまちの形成等に当たっては、「神津島村第5次総合計画」及び「神津島村国土強靱化地域計画」と整合を図りながら、ソフト・ハード両面での効果的な連携を図る。

第1節 災害危険区域等の調査

各機関は、毎年3月までに次の事項について調査報告する。

1 危険区域の調査

村及び都は、災害において、迅速かつ的確な災害応急対策ができるようあらかじめ危険区域を調査する。

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 大雨による被害が発生するおそれのある場所
- イ 崖崩れ等の土砂災害のおそれのある場所
- ウ 火災の延焼拡大のおそれのある場所
- エ 倒壊のおそれのある建物等
- オ 津波、高潮による被害が発生するおそれのある場所
- カ その他危険が予想される事項

2 報告

各機関は、危険地域の調査の結果及びこれに必要な事業の実施計画について、神津島村防災会議の事務局に報告する。

3 防災の調査研究

各機関は、防災に必要な調査研究を行い、相互にその成果及び資料を交換し、総合的かつ計画の整備を推進する。

総務課・防災担当において各機関から提供された資料に基づき、ハザードマップ、災害時マニュアルの見直しを行い、防災会議に示す。

第2節 豪雨対策

伊豆諸島は、台風の常襲コースに当たっており、季節風も強い。台風の勢力・通過コースによっては、住家や公共土木施設、道路の損壊や冠水、また、大規模な停電、断水等の住民生活に支障をきたす被害を受ける可能性がある。

このため村は、気象情報に基づく非常配備態勢や、消防団、警察、各防災関係機関との連携による情報連絡体制を確立し、水防活動体制を構築する。

また、水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備に努めるとともに、車両、輸送経路等の確認を行うなど、輸送の確保を図る。

第3節 高潮・津波対策

本村は海に囲まれた離島という自然環境から、季節風、台風による高潮、南海トラフ地震による津波等の発生により被害の発生が想定される。また、島の周囲は断崖絶壁で覆われており、崖の一部が侵食により崩壊する危険性を絶えず含んでいる。

このため、高潮・津波等の規模や発生頻度に応じた護岸、消波堤、海岸保全施設等の整備を推進し、浸水被害の軽減を図る。

また、ハード対策に加え、避難体制の構築、訓練、防災教育などソフト対策を組み合わせた総合的な対策を推進する。

1 海岸保全施設・港湾施設等の整備推進

村及び都は、波浪による侵食の防止及び高潮・津波等による危険に対処するため、護岸、消波堤等の整備を推進する。

また、都が策定し、平成29年4月に改定した「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」及び「神津島村国土強靱化地域計画」に基づき、海岸保全施設の整備を推進する。

2 津波発生時の対応に関する啓発、教育、訓練

(1) 津波浸水想定に基づく津波浸水ハザードマップの作成

村は、都が公表した津波浸水想定に基づき、必要に応じて津波浸水ハザードマップを改定し、津波対策の充実を図る。

(2) 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

村は、地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、都、他の区市町村及び港湾管理者等と連携の下、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制の構築を図る。

ア 津波警報・注意報等の情報伝達に対して防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能、SNSを含む。)、緊急警報

放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。

イ 住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報・注意報等の情報伝達網と津波浸水ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。

(3) 津波予測等に対する避難誘導

村は、都が公表した津波浸水想定に基づき、津波避難計画を策定し、速やかな避難誘導を行う。

なお、津波避難計画には、避難場所や避難経路等を示し、実地踏査等を繰り返すことで住民等への理解の促進を図ることとし、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりに取り組んでいく。

(4) 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

村は、「地震イコール津波・即避難」を全住民の共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を広める。

ア 住民等に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための教育に努める。

イ 津波浸水ハザードマップを作成・配布し、住民等に対して、津波への対応や避難の方法、避難所等の位置等の周知を行う。

ウ 防災関係機関、地域住民、事業者等が一体となって、津波警報・注意報の受伝達、避難誘導、避難等の実践的な訓練を実施する。

3 観光客等の避難体制の確保

村は、島を訪れる観光客等の避難体制を確保するため、上記に加え、次のような取組を推進する。

また、観光関連施設管理者等は、海面監視や各種情報媒体によって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

ア 「津波フラッグ」等により海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

イ 避難誘導対策として、神津島港や津波からの避難路を中心に避難誘導看板の整備を推進する。

ウ 観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援する。

エ 観光客等が津波浸水ハザードマップ等や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

オ 交通手段の途絶等で観光客が移動できないことを想定し、宿泊事業者等に対し、災害時における観光客等の一時受入れに係る協力体制の構築に努める。

第4節 土砂災害対策

1 土石流、崖崩れ対策

土石流、崖地や急傾斜地の崩壊等の災害は、地震又は降雨等に起因することが多く、発生が事前に予測しにくく、発生に際しては死傷者を伴うことなどが特徴とされている。

村及び都は、土石流、崖崩れ等の危険箇所の安全対策の推進及び治山事業等による森林維持を図るため、主に都が実施する土石流防止対策としての砂防ダム工事を推進する。

また、村においては、貯水池防護策として盛土や鋼矢板の打ち込み工事を行い、土砂等から貯水池の防護を図る。

2 警戒避難体制の構築

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

令和6年6月21日現在、本村では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が298箇所指定されており、うち233箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

村は、本計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じる。

(2) 土砂災害警戒情報の取扱い

土砂災害警戒情報は、都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

村は、土砂災害警戒情報を受けた場合、直ちに住民へ伝達し、本計画の定めに基づき行動する。

ア 土砂災害警戒情報の基本的な考え方
村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説を1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

イ 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等によ

る土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供

土砂災害防止法に基づき、河道閉塞や火山の噴火に伴う土石流といった、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、地すべりの場合は都が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係区市町村へ通知するとともに一般に周知する。

村は、土砂災害防止法に基づき、国又は都から通知された、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、住民に周知する。

(4) 避難体制等の整備・確立

ア 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害防止法第8条に基づき、警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制の確保を図る。

避難体制の確保と向上に当たっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や村の地域特性を踏まえて検討し、また、継続的にその内容を見直す。

また、避難指示等の発令基準については「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考に検討の上、基準を定め、また、適宜見直す。

イ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

(ア) 村は、土砂災害防止法第8条第1項第4号に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項を本計画に定める。

- | |
|---|
| ○ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 |
|---|

(イ) 本計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するものとし、村は策定に係る必要な支援を行う。

ウ 要配慮者利用施設への支援

村は、要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける場合は、管理者等に対し土砂災害の危険性や避難確保計画作成に関する説明及び助言を行う。

避難確保計画の報告があった場合は、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（厚生労働省・国土交通省）に基づき、内容の確認や助言を行う。

また、避難確保計画を作成していない管理者等に対して作成に関する指示をし、作成を促すようにする。

第5節 建築物の安全対策

各種災害から建造物（社会公共施設及びその他の建造物）を保護し、その被害の軽減を図るとともに、機能を維持するため関係機関は相互に連絡協調を緊密にして、その有する機能を発揮して防災に寄与する。

1 一般建造物

(1) 整備方針

建造物の位置、構造、施設は建築基準法、関係法令に基づき消防関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した方法により施工及び維持するよう指導する。

建造物に対して、法令に基づく立ち入り検査を年1回以上実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、消防用施設の設置、維持、管理について防火、防災上の見地から必要な指導を行う。

(2) 建造物の現況

村内の全建造物の棟数、面積及び用途対象物の数は次のとおりである。全建築物のうち、木造建築は1,114棟で、全体の71.0%を占めている。

【全建築物及び床面積】

令和6年1月現在

全棟数	建造物明細		床面積		
	木造	耐火	木造 (㎡)	耐火 (㎡)	計 (㎡)
1,568	1,114	454	104,885	44,290	149,175

(3) 予防計画

- ① 建築物基準法施行後の建築物については、防災構造が要求されており今後の新築、増築についても防災関係法令の励行並びに現場指導を強める。
- ② 防災設備（避難施設、防水、排水施設、消防用施設等、防火施設、避雷設備等）関係法令に基づいて設置維持、管理するよう推進する。
- ③ 予防査察計画をたて、これに基づき各種の予防査察を実施し関係者に対する防災指導を実施する。

2 建築物の耐震化等

村は、耐震診断、耐震改修等の助成促進により住宅等の耐震化を推進するとともに、村営住宅の計画的な改修等を進める。

また、防災上重要な施設については、「神津島村公共施設等総合管理計画」等に基づき、建物及び非構造部材の耐震化を継続して推進する。

3 落下物、家具類の転倒・落下・移動防止

(1) 一般住宅

村は、住民に対し、家具や家電製品の転倒・落下・移動防止対策について、パンフレットやホームページ等により啓発を行う。

また、高齢者や障がい者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の配布や取付け等の支援制度を設ける等、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。その際、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、住民の利便性を図るよう努める。

(2) 公共施設

村は、役場、支所、診療所、保有施設等の公共施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。

4 ブロック塀等の崩壊の防止計画

村は、都（大島支庁神津島出張所）と連携し、建築物防災週間、建築確認時等の機会をとらえて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。

第6節 火災予防対策

本村では、建物が近接している箇所もあり、強風による延焼火災の可能性も抱えている。また、林野火災が発生した場合、大規模な事故災害になる可能性がある。

村は、火災から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住民、事業者も巻き込んだ初期消火体制の整備や建築物等の不燃化、森林火災の予防を推進する。

1 出火等の防止

村（総務課）は、火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

(1) 防火思想の普及

ア 住民に対する防災指導

(ア) パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS等各種の媒体を用いて、感震ブレーカーや消火器の普及促進など、家庭における出火防止対策、防火思想の普及を図る。

(イ) 出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、住民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

(ウ) 飲食店等の防火対象物及び多量の火気を使用する作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。

イ 事業所の防火管理及び防災管理指導

(ア) 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。

(イ) 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

(2) 火災予防査察

消防法（昭和23年法律第186号）第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

2 市街地等の不燃化等

地震に伴う火災等の被害軽減のため、建物の不燃化や、延焼遮断等に有効な道路、空地・公園の確保、定住促進空き家活用事業等による老朽空き家対策を行い、燃え広がらない環境づくりを推進する。

3 消防水利の整備

円滑な消防活動のため、防火水槽の整備をはじめ、プール、雨水貯留器具、自然水利の活用を促進する。

4 森林火災の予防

森林は、水資源の確保、土砂の流出防備及び風害、水害等からの防備などの役割を果たし、住民に憩いの場所を提供するなど、住民の生活に大きな恩恵をもたらしている。このため、関係機関と協力して火災予防運動期間又は行楽シーズンを中心に、行楽客、住民、関係事業所等を対象とした林野火災の予防広報を実施する。

なお、村長が森林法（昭和26年法律第249号）に基づき火入れを許可するとき、又は国若しくは地方公共団体が火入れするときは、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を新島警察署長に通報する。

第2章 公共的施設対策

災害による公共的施設等への被害は、社会、経済活動及び住民生活に非常に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の避難、救護等の応急活動に支障をきたすこととなる。

このため、これら各種施設の耐震性の強化等、予防措置を積極的に進め、万全の対策をとることにより、被害を最小限にとどめる。

【社会公共施設一覧】

施設名	数量	構造別棟数			備考
		耐火造	木造	その他	
生きがい健康センター	1	1			
診療所	1	1			
小学校	1	1			
中学校	1	1			
高等学校	1	1			
保育所	1	1			
庁舎	1	1			
福祉施設	1	1			
体育館	4	4			
郷土資料館	1	1			
開発総合センター	1	1			
特養老人ホーム	1	1			
図書館	1		1		

第1節 ライフライン施設の安全対策

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性確保等の対策を推進する。

1 電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、施設を耐震設計基準に基づき設置している。

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、早期に停電が解消できるよう体制の強化に努める。

2 通信施設

各通信事業者は、電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

3 水道施設

村は、水道施設の耐震性の向上を図るとともに、バックアップ体制や緊急時における給水能力の強化等を図る。

4 ガス施設

LPガス販売業者は、転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及、地震時のバルブ等開閉措置の啓発等を図る。

第2節 道路及び港湾施設等の整備

1 道路

村内の道路は、都道及び村道ともに集落内のほとんどは舗装されているが急坂で特に村道では狭隘な箇所が多い。

山裾をきり通した部分等では地質がもろく、降雨、流水、地震等により度々崩落があったが、地震災害に伴う復旧工事により危険が除去された。

側溝、ガードレール及び外路灯についてはおおむね整備されているが、道路狭隘部分の拡幅、改修、交通安全施設崩壊危険箇所の整備は年次計画をもって推進する。

2 港湾及び漁港施設

外洋孤立型の本島は、台風の襲来や季節風等がもたらす著しい風雨、波浪に加え、地震の多発地帯という地理的要件から常に災害と密接な関係にある。

台風の襲来に伴う激浪等による港湾及び漁港施設等の災害を未然に防止するためには十分な消波工が必要であり、緊急度に応じてこれが計画的な実施を図る。

(1) 海岸保全計画

海岸保全区域内における護岸整備はおおむね終了し、沖合いに波浪を弱めるための潜堤離岸堤の整備も完了している。今後とも大型台風や大津波時の浸水に対応できる質の高い施設整備を推進する。

(2) ハザードマップ・避難マニュアルの作成

東海・東南海・南海の三連動地震に伴う大津波時の浸水地域を明示したハザードマップを作成し、区域内の住民に対し注意喚起を行い定期的に避難マニュアルに基づく訓練等を行う。

3 ヘリポート

ヘリポートは、災害時における住民、観光客等の避難、傷病者の搬送等の重要な拠点となる。村は、人員・緊急物資等の輸送機能向上を図るため、神津島臨時ヘリポート等の適切な管理を行う。

第3節 危険物施設等の安全化

(消防部・警察部・東京都)

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等の発生は、死傷者の発生に加え、島内環境にも甚大な影響を及ぼす可能性がある。

危険物等の保管施設については、地震、火災及び大量放出時における住民の生命、身体及び財産を保護するため、村は、これらの施設に立入検査を実施し、これら事業に従事するものに対し、当該物件の取扱い指導、訓練等を実施することにより災害時の被害を防止する。

村は、都等の防災関係機関が「東京都地域防災計画」に基づき実施する対策に協力して災害の発生を予防するとともに、危険物等施設管理者に対し、施設の耐震化等を要請する。

また、各種災害対応の事前計画の策定や災害情報を迅速に伝達する体制の構築を図る。

1 危険物施設の状況

危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等の発生は、死傷者の発生に加え、島内環境にも甚大な影響を及ぼす可能性がある。

村は、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に当たるとともに、危険物取扱者による自主的災害予防態勢の確立を図る。

また、各事業所には必ず危険物取扱者の有資格者をして取り扱わせるよう、有資格者の育成に務める。

2 高圧ガス施設の現況

村内における高圧ガスは、そのほとんどがプロパンガスで、取扱販売店の現況は次のとおりである。

【高圧ガス施設】

区 分	数	種 類
取扱販売店	2	L. P. G

防災上必要に応じ立入検査を実施し、防災設備の保守管理について、責任者に対し指導するとともに自主的な保安態勢の確立と推進を図る。

また、火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い防災計画樹立の資料とする。

3 火薬類施設の現況

村内における火薬貯蔵所の現況は、次のとおりである。

【火薬貯蔵所】

貯蔵所	所在地	管理者	種類及び数量
令和6年4月現在設置はなし。			

施設の立入検査を実施し、防災者指導に当たるとともに防災管理者等による自主保安態勢を確立させ防災訓練の徹底を図る。

また、火薬類関係の届出事項については、すべて提出させ、これらに基づき確認を行い、災害の予防に努める。

第4節 文化財の安全対策

有形・無形文化財及び史跡・旧跡並びに天然記念物等、貴重な文化財を保護・保全して次代に引き継ぐため、これらを火災等の被害から守る必要がある。

そのため村は、文化財が貴重な国民的財産であることを住民に普及徹底させるための措置を講ずる。

また、村は、地震、台風等による建造物の倒壊も予想されることから、災害予防の徹底を図り、次の防災点検を進め、関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導する。

- ア 文化財の定期的な見回り・点検、文化財周辺環境の整理整頓
- イ 防災計画の作成、巡視規則や要綱の作成等
- ウ 毎年1月26日を文化財防火デーとし、村教育委員会による文化財防火運動を推進し文化財に対する認識の高揚
- エ 国、都が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加、ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- オ 防災訓練の実施
- カ 防災設備の外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- キ 消防団への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検

【文化財の現況】

	指 定	区 分	名 称
1	国指定	重要無形民俗文化財	神事かつお釣り
2	都指定	史 跡	阿波命神社
3	村指定	建 物	物忌奈命神社
4	〃	建 物	延命山濤響寺
5	〃	史 跡	流人墓地
6	〃	建 物	秩父霊場
7	〃	建 物	庵屋霊場
8	〃	建 物	観音霊場
9	〃	建 物	つづき堂霊場
10	〃	建 物	高根山霊場

第3章 農林水産施設対策

農林水産施設等への被害を軽減するための予防対策を講じる。

第1節 農地・農業用施設

(東京都・産業部)

村は、各種気象災害（台風、大雨、大雪、寒冷、強風、干ばつ）に対して、村は、気象庁本庁発表の長期予報、注意報、警報を東京島しょ農業協同組合神津島店及び各種団体を通じ、早期に農林経営体に連絡し、防災措置を講ずるよう指導する。

東京都大島支庁神津島出張所は、島しょ農林水産総合センター大島事業所、東京島しょ農業協同組合神津島店等関係機関と協議して、予想される被害（病害虫を含む。）の対策について指導を行う。

噴煙害、潮害も気象災害に準じて取り扱う。家畜伝染病については、家畜保険衛生所、東京都島しょ保健所大島出張所等と常に連絡を保ち、近隣畜産地域の衛生情報を入手し適正な指導を行う。

第2節 水産施設

水産施設はその性格上、海岸、港湾に位置しているため、風水害を受けやすい状態にある。このため村は、都と協力して漁業振興施設など各種生産施設の防災対策の推進、事業継続体制の確立に向けた支援を行う。

また、村は都と連携して、船舶等に対して津波等の情報や避難の伝達が迅速にできるよう、漁船については、漁業無線装置を完備し、気象の急激な変化に対する情報伝達の手段を講じ、遊漁船については特に乗客数、帰港予定時間等の把握のできる基地態勢を整える。

漁船以外の出漁についても、常に状況を把握して気象の急変を周知できる手段を確保する。

第3節 森林・林業施設

村は、地域の主要な交通路あるいは非常時の迂回路としての活用を図るため、林道法面の崩壊防止及び斜面全体の安全確保に努める。

森林には、土砂災害や雨水流出を抑止、緩和する機能があり、森林そのものが災害防止機能を有している。このため村は、都と協力して森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、水源涵養等）を維持する健全な森づくりを推進するものとし、森林荒廃による土砂の流出や表層崩壊等を防止する治山事業等の実施促進に努める。

第4章 応急対応力の強化

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設・設備及び体制等を事前に整備し、維持・管理に努める。

第1節 防災活動拠点等の整備

庁舎等の各施設管理者は、ハザードマップ等を参照して災害リスクを精査し、リスクに応じ、止水板や土のう袋等の風水害対策、耐震化等を検討し、可能な箇所から順次実施するとともに、災害時に備え、適切に保守点検を行い、機能維持を図る。

また、村は、村立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定実施体制の整備を推進する。

第2節 業務継続体制の確保

大規模災害が発生した場合、村は、応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要がある。

このため、村自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下に置かれる場合に備えて、大規模災害発生時に優先的に実施する業務と、これを実施するために必要な執行体制、執行環境、必要な資源の確保等実効性の向上に向けた取組等を定めた業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を適宜見直し、業務継続性の確保を図る。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

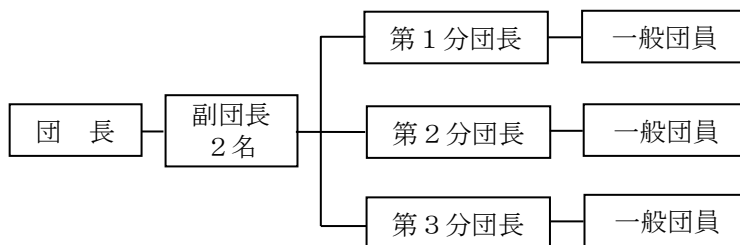
村は、消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、消防活動体制及び災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図るなど、消火・救助・救急体制の整備を推進する。

また、住民及び事業所等との協働による自助・共助による応急手当の普及を促進し、住民、事業所等の救出・救助活動能力の向上を図る。

1 消防団の活動体制の充実

神津島村消防団は、1本部、3分団、定数210人以内の非常勤消防団員で編成されている。

【神津島村消防団組織図】



(1) 消防団員の確保

リーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。

なお、神津島村消防団は、全員が非常勤消防団員であり、有事の際出島等で消防団員が不在となった場合に人手不足の事態を招き、消防活動に支障をきたすことが懸念されるため、常勤の事業所職員を主体とする自主防災組織化の促進を図る。なお、常勤の事業所職員は大半が消防団員を兼任している。

(2) 消防団施設・資器材等の整備

小型動力ポンプの増強、搭載車の配備に努めるほか、消火栓とホース格納庫も増設し、万一、人手不足となった場合にも直ちに一定の消火活動が実施できるよう、設備の充実を図る。

(3) 施設・資器材の整備点検

消防団施設・資器材は、常時万全の準備が必要である。消防団は、突発的災害に対して迅速に対応できるようにするため、次の整備を義務とする。

【車両及び機械器具の整備点検】

- 消防車両、消防器具保管庫及び機械器具の点検は、毎月1回実施し、点検簿を備え付ける。整備を行わなければならない車両及び機械器具については、直ちに措置を講じ、常に万全の態勢を保つ。

また、災害時に、消防団に配置されている資器材を有効に活用し、村職員との連携による救出・救護を実施するための体制の充実を図る。

(4) 消防団員の教育訓練

各種資器材を活用して次のような教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

ア 応急手当普及員の養成など、教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。

イ 新入団員への入団教育の充実を図り、災害活動技能の早期習得を図る。

ウ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を大規模災害時に有効に活用できるよう、訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。

エ 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。

オ 消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

2 応急対策用資器材の備蓄・点検

(1) 応急対策用資器材備蓄方法

本村においては、応急対策用資器材を十分に備蓄することができないため、不足が生ずるときは村内土木業者の資器材を使用賃借することとし、今後はできる限り、必要な資器材の補充整備を行う。

(2) 整備点検方法

村保有器材については、定期的に整備点検を実施し、不測の事態に備える。

3 住民、事業所の救出・救助活動能力の向上

(1) 災害時に、住民自らが適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術の普及に努める。

(2) 自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対する、火災、地震その他の災害の発生に伴う傷病者を応急に救護するために必要な知識及び技術に関する講習の受講を促進し、自衛消防活動の技能及び応急救護能力の向上を図る。

第4節 広域連携体制の構築

村は、災害時において他の地方公共団体及び指定地方行政機関等の関係機関の円滑な協力が得られるよう、引き続き相互応援協定等の締結を推進するとともに、災害対策上必要な資料の提出、情報交換等、協力体制を整備し、災害に備える。

また、他の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、都と連携して被災地支援につなげていくため、受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「災害時受援応援計画」の策定に努める。

第5節 情報通信の確保

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するため、村は、災害時に機能する通信網の確保を推進する。

また、行政機関等における通信だけではなく、住民及び外国人を含めた来訪者への情報提供体制の整備に努める。

1 防災行政無線等の整備及び充実

本村においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入、防災行政無線のデジタル方式への移行など、防災行政無線機能のレベルアップを図り、迅速な情報伝達・周知体制の確立を図っている。

村及び都は、引き続き防災行政無線等の整備及び充実に努めるとともに、気象の急激な変化に対応できるよう、常に気象状況の把握に努める。

また、船舶等に対して気象の変化や津波等の情報、避難の伝達が迅速にできるよう、漁業無線装置の活用を図るなど、情報伝達手段の確保を図る。

2 情報通信連絡体制の整備

都や国、関係機関等と、迅速な情報収集・伝達を行うため、東京都災害情報システム（DIS）を運用するなど情報収集・共有の強化を図るとともに、情報通信連絡体制の整備を推進する。

情報通信連絡体制の整備に当たっては、情報の収集・伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任し、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

また、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置するとともに、平常時から設備・機器の点検や操作の習熟等に努める。

なお、災害に関する情報の収集等に当たっては、地理空間情報の活用にも努める。

3 住民等への情報提供体制の整備

(1) 情報伝達手段の多重化・多様化

防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機、タブレット（IP告知端末））をはじめ、緊急速報メール、災害情報共有システム（Lアラート）、ホームページ、SNS、サイレン、広報車等の活用を進めるなど、情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段の導入を検討する。

(2) 住民への情報連絡等の環境整備

住民に対し、日頃から安否確認の方法や発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。

また、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づき、多言語化や視覚化、障がいのある人に便利なアプリや機器の導入など要配慮者への災害情報の提供に努める。

第6節 医療救護・保健等対策

1 医療救護体制等の整備

(1) 情報連絡体制の確保

村は、被害情報を効率的に（一元的に）集約して、発災直後から限られた医療資源を最大限活用できるよう、村内の医療救護活動を統括・調整し、医学的な助言を行う村災害医療コーディネーターを任命する。

また、村災害医療コーディネーターが村内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制の構築を図る。

なお、本村においては、神津島村診療所長を村災害医療コーディネーターとする。

(2) 医療救護活動体制の確保

村は、診療所の非常用電源設備の整備のほか、医療設備の耐震化、医療機器の更新、水道・エネルギー等の応急供給体制の強化、医薬品の備蓄など稼働対策を進める。

また、都など防災関係機関と連携の上、「東京都災害時医療救護活動ガイドライン」等に沿って医療救護体制の整備を進める。

(3) 応援受入体制の整備

村は、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入を円滑に行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用体制、受入体制の強化を図る。

また、医療救護活動拠点を設置し、村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換、都立広尾病院等と連携した画像電送システムによる診療支援等を円滑に行うことができるよう、体制整備に努める。

(4) 搬送体制の確保等

村は、災害時における負傷者の搬送方法をあらかじめ検討しておくとともに、東京消防庁や自衛隊のヘリコプターによる緊急患者搬送体制の確保を図る。

2 防疫体制の整備

村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくとともに、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制の整備を図る。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体収容所の運営等

村は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- イ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項

エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

(2) 遺体収容所の指定・公表

遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、次の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

ア 屋内施設

イ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設

ウ 検視・検案^{*}も確保可能な一定の広さを有する施設

エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

※検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

第7節 帰宅困難者対策

災害時には観光客や来訪者が帰宅困難になる可能性があるため、帰宅困難者の滞在場所や備蓄の確保、適切な情報提供や支援を行う必要がある。

村は、帰宅困難者の一時滞在場所となる避難所などの公共施設、宿泊施設等と連携した受入スペースの確保を図るとともに、毛布、食料、医薬品等備蓄品や発電機など防災資器材等の確保、情報提供体制の整備に努める。

また、事業所・工事関係者等に対し、来訪者等が帰宅困難になる場合を想定し、その場にとどまれるよう緊急物資備蓄の促進、事業継続計画（BCP）策定を促す。

第8節 物流・備蓄・輸送対策

村は、災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に被災者へ供給するため、物資の備蓄及び円滑な搬送の実施体制の整備等を推進する。

1 食料及び生活必需品等の確保

都と連携して分散備蓄等により発災後1週間分の備蓄の確保に努めるものとし、必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における村の最大避難者数等を基準とする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意するものとし、調製粉乳の備蓄については、災害発生後の最初の1週間分を備蓄する。

物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

2 飲料水及び生活用水の確保

雨水貯留槽、非常災害用井戸等の整備により、水の確保に努める。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

備蓄倉庫を確保するとともに、平時における管理運営を行う。

また、村が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都に報告するとともに、村が備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について、あらかじめ定めておく。

なお、物資の備蓄に当たっては、避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

4 輸送体制の整備

大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、支援活動が実施できるよう情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進する。

また、物資輸送拠点や輸送手段の確保に向け新たな協定締結の検討を進めるとともに、物資の輸送ルート及び被災時の代替ルートを確保するため、国や都、建設事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制の整備に努める。

さらに、都と連携し、道路、港湾・漁港施設等の耐震対策や長寿命化により、インフラの被害軽減を図る。

5 燃料の確保

災害時における燃料を確保するため、SS（サービスステーション）の自家発電設備の導入への支援を行うとともに、国・都と連携し、石油関係団体等と連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。

第5章 避難対策

災害対策基本法に基づき、村長が事前に避難場所や避難所を指定し、災害時の避難体制を整備しておくとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討を進める。

第1節 避難体制の整備

1 避難体制の整備

村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画しておく。その際、水害と土砂災害、台風等による高潮と地震・津波との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 全庁を挙げた体制の構築

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

(2) 避難指示等を行ういとまがない場合の対応の検討

避難指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

(3) 運用要領の策定

避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。

措置内容はおおむね次のとおりである。

- ア 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
- イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、適切な指示を行う。
- ウ 傷病者に対して救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
- エ 避難場所の衛生保全に努める。
- オ 避難期間に応じて水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

(4) 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知する。

(5) 避難情報発令基準の整備

内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、国、都等の協力を得つつ、土砂災害、高潮、津波等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえた、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）、伝達方法を含めたマニュアルを策定し、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

(6) 一時集合場所の選定

混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、必要に応じて一時集合場所を選定する。

2 火災対策

火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もあるため、村は、平常時から神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

3 協力体制の確立

村は、災害時における被災者の移送等について、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

第2節 避難行動要支援者等の要配慮者対策

村は、災害対策基本法の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努め、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している神津島村社会福祉協議会、神津島村民生委員等、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして作成した「神津島村避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進するものとし、防災（防災・滅災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

1 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要配慮者の把握

ア 村における情報の集約

災害対策基本法に基づき、村長は避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、村の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

イ 都等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、災害対策基本法に基づき、都知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

ウ 個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得

避難行動要支援者の避難能力等の個人番号に紐づけられた情報の集約・取得について、業務の効率化や事務負担の軽減を考慮し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿を作成及び更新することができる。

また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に当たって、情報提供ネットワークシステム等を使用して都や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。

なお、個人番号の活用に当たっては、関係法令及び条例の規定に基づくものとなるよう留意する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を次のとおり設定し、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1、2級の者
- (ウ) 療育手帳を所持する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 一人暮らしである75歳以上の者
- (カ) 75歳以上のみの世帯の者
- (キ) 上記以外の者（就学前児童、妊産婦、外国人を含む。）であってもその世帯環境・生活実態等を考慮して、村長が必要であると認めた場合には避難行動要支援者の範囲に含めることができる。

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする理由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

名簿に登載される避難行動要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により変動することから常に把握するのは困難であるが、可能な限り把握する。

イ 避難行動要支援者情報の共有

名簿作成の総務課と住民課等の連携を密にし、避難行動要支援者に関する情報を適時に共有する。

(4) 個人情報の取扱方針

平常時における要配慮者及び避難行動要支援者の個人情報収集、目的外利用及び外部提供することについては、個人情報の保護に関する法律第18条第1項に基づき、本人の同意があるときとし、災害時（緊急時）においての要配慮者及び避難行動要支援者の個人情報収集、目的外利用及び外部提供することについては、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第2号の規定に基づき、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときとして、適用する。

(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

ア 支援等関係者

- (ア) 東京消防庁
- (イ) 神津島村消防団
- (ウ) 新島警察署（神津島村駐在所）
- (エ) 神津島村民生委員
- (オ) 神津島村社会福祉協議会

イ 名簿情報における情報管理

- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (ウ) 名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重に保管するよう指導する。
- (エ) 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (オ) 名簿の提供先が団体の場合は、団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (カ) 名簿情報について、避難支援等関係者と取扱いを定めることとする。

(6) 円滑な避難のための通知又は警告の配慮

一人暮らしの高齢者や障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設置の推進に努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するためのルールや計画を作成し、周知する。

2 個別避難計画の策定

避難行動要支援者名簿を基に、避難支援等関係者と連携し、災害時の避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等について定めた個別避難計画の作成に取り組む。

(1) 個別避難計画作成の進め方

村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して個別避難計画が作成されるよう、次の優先度を考慮の上、地域の実情を踏まえながら、個別避難計画を作成するよう努める。

ア 地域におけるハザードの状況（土砂災害警戒区域等）

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成する。

イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意する。

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいる場合等、避難をともしする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意する。

(2) 個別避難計画作成に必要な個人情報

ア 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(7) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) その他避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

イ 入手方法

上記「1 (1) 要配慮者の把握」に定めるところによるほか、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員等）から情報を把握する。

なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とする。

(3) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

また、社会福祉施設等から在宅に移ることにより、避難確保計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支

援に切れ目が生じないように留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

(5) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(6) その他

その他必要な事項は、上記「1 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成」に準ずる。

3 社会福祉施設等の安全対策

- (1) 村は、本計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

- (2) 土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

4 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施

都及び東京消防庁と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

第3節 避難場所・避難所等の指定及び安全化

村は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、住民に周知する。

指定に当たっては、避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、指定避難所の所在地等については、警察等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。

1 指定緊急避難場所の指定及び安全化

災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定し、住民に周知するとともに、避難に必要な施設・設備を含めて整備する。

なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

2 指定避難所の指定及び安全化

(1) 指定避難所の指定

避難所とは、「避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの居住の場所を確保することが困難な者を一時的に滞在させるための施設」と位置づけられる。

村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、政令で定める基準に適合する公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、指定避難所を指定したときは都に通知する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、その指定基準は、次のような考え方にに基づく。

ア 災害対策基本法によるもの

【災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6 関係】

(7) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。

(1) 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。

- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (エ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- (オ) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）によるもの

【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

- (ア) 災害等により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
- (イ) 原則として学校、公民館等既存の建物を利用すること。

ウ その他

- (ア) 避難所は、原則として、事前に設定した避難域を単位として指定する。
- (イ) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にするとともに、避難所が過密にならないよう努める。
- (ウ) 避難所の指定に当たっては、津波等の浸水想定も考慮して選定する。

(2) 指定避難所の安全化

指定避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実にを行うなど、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

3 指定福祉避難所の検討

自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じて医療や介護など必要なサービスを提供するため、村は、福祉避難所の指定について検討する。

なお、福祉避難所は、要配慮者の特性を踏まえ、バリアフリーを備えた建物を活用するものとし、次の事項に留意の上、指定する。

- (1) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (3) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

第4節 避難所の管理運営体制の整備

村は、次のとおり避難所を円滑に運営できる体制の整備に努めるとともに、災害関連死[※]の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保を図る。

※災害関連死

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

1 「避難所管理運営マニュアル」の作成

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。

「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

避難所運営体制の整備に当たっては、避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進するほか、避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。

また、避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

さらに、避難所等に避難した観光客や来訪者について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備

地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図るとともに、都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。

また、避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の被機器の整備を図る。

3 避難所の衛生管理対策の促進

避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

また、感染症予防を含め、災害時においても限られた水資源を最大限生かすため、ポータブル手洗い機、屋外シャワーキットの導入を推進し、手洗いやシャワーへの活用を図る。

さらに、避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

4 避難所における情報提供環境の整備

避難所においてテレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、避難所に受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。

さらに、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。

5 飼養動物の同行避難の体制整備

都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

6 仮設トイレ等に関するマニュアル作成

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルの作成に努める。

7 避難所の確保

避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

第6章 地域防災力の向上

住民、事業者等は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業者、地域（住民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第1節 自助による住民の防災力の向上

村は、ハザードマップなど各種媒体を活用し、住民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全となる取組を進めるものとし、住民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

1 風水害

- (1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること。
- (2) 早期避難の重要性を理解しておくこと。
- (3) 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておくこと。
- (4) 台風などが近づいたときの予防対策や、村が作成するハザードマップ等で地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じること。
- (5) 風水害の予報が発表された場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じること。
- (6) 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておくこと。
- (7) 気象情報や村の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとること。
- (8) 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除くなどの対策を協力して行うこと。

2 地震・津波

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性を確保すること。
- (2) 日頃から出火を防止すること。
- (3) 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器を準備すること。
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止措置を講じること。
- (5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策を講じること。
- (6) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策を講じること。

3 各種災害共通

- (1) 水（1日一人3リットル目安）、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、モバイルバッテリー等の非常持出用品や簡易トイレを準備しておくこと。
- (2) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え、島の孤立化や在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄（最低3日間分、推奨1週間分）を実施すること。
- (3) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法をあらかじめ確認しておくこと。
- (4) 村や都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加すること。
- (5) 地域の相互協力体制の構築に協力すること。
- (6) 避難行動要支援者がいる家庭では、村の定める要件に従い、差し支えがない限り、村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備えること。
- (7) 災害発生時に備えた、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検を行うこと。
- (8) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与に努めること。

第2節 地域による共助の推進

大規模災害の発生時において、被害を最小限にとどめるためには、地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が重要となる。

このため村は、住民への積極的な支援・助言による、自主防災組織の組織化、住民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材の育成に努める。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

なお、自主防災組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 情報伝達、初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、避難、救助、救護、炊き出し資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別避難計画）作成等の災害時の支援体制の整備
- (6) 行政や地域内の事業所との連携・協力体制の整備
- (7) 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

第3節 事業所による自助・共助の強化

村は、事業所防災計画の作成を促進するとともに、事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。

事業所においては、事業者の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を行う。

- (1) 「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画への反映（その際可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
- (2) 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (3) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
- (4) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止のための緊急地震速報受信装置等の積極的活用
- (5) 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- (6) 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づく自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成
- (7) 自衛消防隊の訓練等の実施

第4節 ボランティア等との連携・協働

1 ボランティア意識の醸成

神津島村社会福祉協議会は、都や民間等が行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時から防災ボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

2 都、ボランティア等との連携体制の構築

神津島村社会福祉協議会は、今後災害時におけるボランティアの活動形態に対応できるように、平常時から都とのネットワークを構築し、情報交換と連携体制づくりを推進する。

また、受入方法や災害ボランティアセンターの運営体制の整備、ボランティアの活動拠点の指定と必要な資機材の備蓄などについて、村と社会福祉協議会の役割分担や連携方法等について検討を進める。

第5節 住民・行政・事業所等の連携

住民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等は、従来個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークの形成を図る。

また、村及び防災関係機関は、次の対策を推進する。

- (1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進
- (2) 地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進
- (3) 合同防災訓練の実施
- (4) 地区防災計画の作成の推進。また、住民等から地区防災計画の提案があった際は、必要があると認められれば本計画の中に位置づける。

第7章 防災運動の推進

村及び防災関係機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び住民、事業者等との連携強化を推進するとともに、住民、事業者等の自助・共助に基づく防災能力の向上及び防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いに配慮し、自主防災組織への女性参画の促進に努める。

第1節 防災意識の啓発

1 防災教育の充実

(1) 職員の防災教育

村及び防災関係機関は、職員に対して少なくとも年1回毎年台風シーズン前に、防災計画の概要、活動態勢その他防災に関する講習会を開催し、防災知識の向上に努めるとともに、相互の緊密な連絡体制の確保、住民、事業者等との連携強化を推進する。

また、所属職員に対して次の防災教育を行う。

- ア 防災計画の概要、活動体制、その他防災に関する講習会、研究会等を開催し、その内容及び運用等について周知徹底を図る。
- イ 都又は国等の防災関係機関が開催する研修会、講習会、講演会又は訓練等に、積極的に職員を派遣する。
- ウ 防災行政無線従事者の育成を図るため、無線従事者講習会等に積極的に参加させる。

(2) 住民等に対する防災教育

村は、随時機会をとらえ、次の取組等を通じ、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育を推進することにより、防災意識の普及徹底を図り、生涯にわたる自助・共助の精神の涵養を図る。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

- ア 自主防災組織の育成指導
- イ 防災セミナーや各種講演会等の開催による住民の防災知識の向上
- ウ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援
- エ 各避難所運営主体による避難所運営訓練、村総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援

(3) 学校との連携による防災教育の推進

村は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。

2 防災広報の充実

村は、住民、事業者等が自ら避難するときの注意事項等、住民の危機意識を喚起することにより、住民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

(1) 広報内容の基準

- ア 風水害、地震・津波、火災等、災害に関する一般知識
- イ 各防災関係機関の災害対策
- ウ 竜巻に対する備え
- エ ゲリラ豪雨対策
- オ 家庭での災害対策（家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、発災時の安否を確認する方法の取り決め等）
- カ 避難するときの注意
- キ 土砂災害に対する心得
- ク 地震・津波に対する心得
- ケ 台風時の風に対する対策
- コ 災害情報の入手方法
- サ 応急救護の方法
- シ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ス 避難指示等に関する取扱い

(2) 広報の方法

- ア ハザードマップ等の作成・配布、災害対策や防災情報のホームページへの掲載、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。また、「広報こうづ」にも防災関連の記事を掲載するなどして、住民の防災意識を高め、有事の際に発生する被害と混乱を最小限に抑えるために役立てる。
- イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。
- ウ 動物の適正な飼養、災害時の備え等に関する飼い主への普及啓発を実施する。

第2節 防災訓練の充実

災害対策基本法に基づき、災害時、被害を未然に防止又は被害を最小限に止めるよう、村の地域における防災活動の円滑な実施を図る。各機関相互及び住民との協力体制の確立に重点を置き、総合訓練並びに各応急対策計画に習熟するための個別訓練について、実施方法等必要な事項について定める。

なお、村防災会議において、「神津島村防災訓練実施要綱」を定めこの要綱に従い実施する。

1 総合防災訓練

村は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ、防火機関及び住民が一体となって、総合防災訓練を実施することにより、防災計画に習熟するとともに、都、村及び関係防災機関相互の協力体制を緊密にすることを目的として訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

○参加機関

村、地域住民及び事業者、都及び防災関係機関

○訓練項目

通信情報訓練及び現地訓練に分け、防災計画の応急対策計画に含まれる事項を中心に実施するものとし、細目事項はその都度定める。

本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練、避難訓練

2 水防訓練

防災関係機関と協力又は協働し、水防訓練を実施するよう努める。

○参加機関

村、東京消防庁、消防団等

3 消防教育訓練

消防教育訓練は、東京都消防訓練所等の指導により、消防団の規律の保持と技術の向上を目的として、年2回以上訓練を実施する。

4 その他の訓練

本村における消防団の出動には、漁船の避難によるものも考えられるので、水難救助、ロープ操法等の指導訓練も随時行う。

第8章 住民生活の早期再建

被災した住民の生活再建を迅速に実施するため、生活再建のための事前準備及び生活環境の早期復旧対策に取り組む。

第1節 生活再建のための事前準備

1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制の整備

村は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施し、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に努める。

また、東京消防庁との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立を図る。

なお、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、住民に対し、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。

2 義援金の配分事務

村は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にしておくよう努める。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

1 災害用トイレの確保

村は、発災当初は避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めるものとし、確保に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保すること。
- (2) 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮すること。
- (3) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保すること。
- (4) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成すること。

また、事業所及び家庭においては、当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄するほか、水の汲み置き等により生活水の確保に努める。

2 災害用トイレの普及啓発

村は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

なお、災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であるため、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）の実施に努める。

第3節 廃棄物の処理

1 ごみ処理

大量に発生するごみを迅速に処理するため、村は、都と協力して、処理機能の確保策に関するマニュアルを作成するなど、ごみ処理体制の構築を図る。

2 がれき処理

大量に発生するがれきを迅速に処理するため、村は、あらかじめ、集積場所候補地を指定するとともに、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材の確保を図る。

また、がれき処理マニュアルを策定するとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正していく。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 防災体制の確立

災害応急・復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営に関する事項を定め、実施体制の確立を図る。

第1節 活動体制の整備

村は、災害時においては、第一次的防災機関として、法令、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、都、指定地方行政機関等並びに村域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急・復旧対策等の実施に努める。

- (1) 上記の責務を遂行するため必要があるときは、神津島村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。このため、村本部に関する組織を整備し、村本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- (2) 夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- (3) 村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、村本部が設置された場合に準じて処理する。
- (4) 村の地域に災害救助法が適用された場合、村長（本部長）は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

第2節 神津島村災害対策本部

村本部の組織及び運営は、災害対策基本法、本部条例、本部条例施行規則及び本部運営要綱の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 村本部の設置及び廃止

村長は、災害時において、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは、村本部を設置する。

ア 本部の班長の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務班長に本部の設置を要請することができる。

イ 総務班長は、アの要請があった場合又はその他の状況により、本部を設置する必要があると認めるときは、本部員の職に充てられている者を招集して協議の上、本部の設置を村長に申請しなければならない。

(1) 設置基準

暴風雨、土砂災害、高潮、地震（予知）、津波、火災等の大規模な災害が発生した場合、又は大規模な災害に発展するおそれがある場合で、村が総力を挙げて対策に当たる必要がある場合

(2) 設置場所

村本部は原則として村役場庁舎内に設置することとし、神津島村役場議会室を災害対策本部室とする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、本部長（村長）の決定・指示により、被災を免れた他の公共施設に設置する。

(3) 廃止

本部長は、次のいずれかに該当するときは、村本部を廃止する。

ア 予想された災害発生危険が解消したとき。

イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

2 設置又は廃止の通知及び公表

村は、村本部を設置し、又は廃止したときは、庁内放送、電話・メール、口頭等により直ちに全職員に通知する。

また、指定地方行政機関、指定公共機関の長又は代表者及び都災害対策本部大島地方隊（以下「大島地方隊」という。）の長に設置の通知をするとともに、大島地方隊を通じて都知事に対しても同様に通知する。

(1) 総務班長は、本部が設置されたときは、ア、イについては直ちに、その他の者については必要と認めた場合、本部の設置を通知しなければならない。

ア 班長

イ 都知事

ウ 防災関係機関

(2) 班長は、上記(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

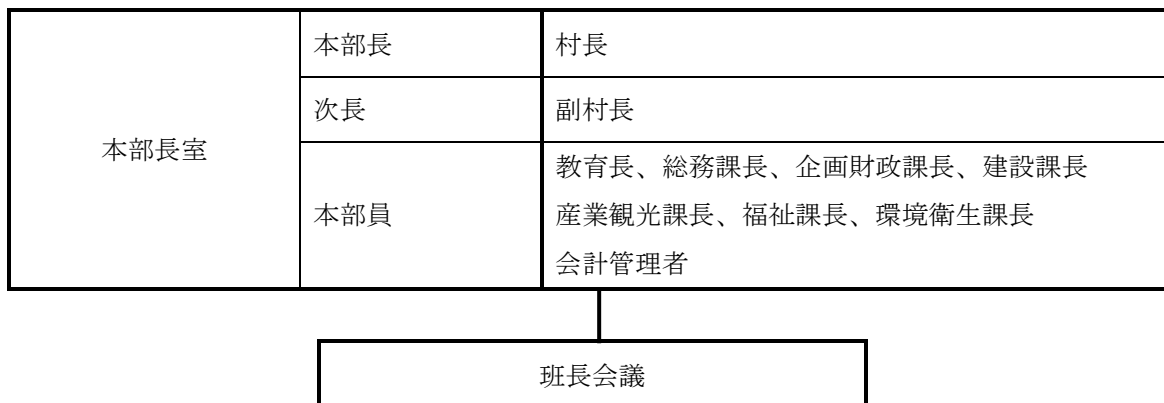
3 組織等

村本部の組織及び運営は、災害対策基本法、神津島村災害対策本部条例（昭和38年神津島村条例第9号）、神津島村災害対策本部条例施行規則（令和6年神津島村規則第10号）及び同運営要綱の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

村本部の組織は次のとおりとする。

【神津島村災害対策本部の組織】



対策班	班 長	構成課等
総務班	総務課長	総務課、空港消防所
民生班	福祉課長	福祉課、保健医療課、保育園
建設班	建設課長	建設課
経済・輸送班	産業観光課長	産業観光課
給水班	環境衛生課長	環境衛生課
会計班	会計管理者	会計室
教育班	教育長	教育課、給食センター
設営・報道機関連絡班	企画財政課長	企画財政課

(2) 本部長室の所掌事務

- ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 避難の指示に関すること。
- エ 他の団体との相互応援に関すること。
- オ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- カ 会議の招集に関すること。
- キ ア～カに掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(3) 対策班の所掌事務

村本部の各対策班における所掌事務は、次のとおりとする。

名 称	業務又は業務の概要
総務班 (総務課、空港消防 所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務に関する事。 2 関係官公庁及び各種団体との連絡に関する事。 3 消防団の出動に関する事。 4 通信情報の総括に関する事。 5 災害記録及び資料の収集に関する事。 6 各班救援活動の連絡調整に関する事。 7 災害対策関係予算に関する事。 8 本部職員の動員及び給与に関する事。 9 災害報告に関する事。 10 広報活動に関する事。 11 被災者の苦情処理及び相談に関する事。 12 危険物の取締り及び安全のための指導監督に関する事。 13 その他各班に属さない事項
民生班 (福祉課、保健医療 課、 保育園)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資の調達及び配分に関する事。 2 被災者の救出及び避難に関する事。 3 避難所の運営管理に関する事。 4 義援金品の受領及び配分に関する事。 5 負傷者の診療に関する事。 6 死体の検案及びこれに必要な措置に関する事。 7 その他保健衛生に関する事。
建設班 (建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路橋りょうの災害調査及び応急対策に関する事。 2 交通施設の点検及び応急対策に関する事。 3 災害時における交通規制に関する事。 4 災害対策に必要な労務の供給に関する事。
経済・輸送班 (産業観光課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産施設の災害調査及び応急対策に関する事。 2 農災資金の融資斡旋に関する事。 3 車両、船舶その他輸送機関の調達に関する事。 4 被災者の救出及び避難に関する事。
給水班 (環境衛生課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。 2 水道施設及び下水道施設の点検、整備復旧に関する事。
会計班 (会計室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な現金の出納に関する事。 2 災害救助資金の出納に関する事。
教育班 (教育課、給食センタ ー)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童生徒の救護及び応急対策に関する事。 2 文教施設の点検、整備及び復旧に関する事。
設営・報道機関連絡班 (企画財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設営に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。

*診療所、保育園、給食センター、温泉保養センター、多幸公園、空港消防、空港管理等の職員は、それぞれ関係本部員の指示による。

第3節 非常配備態勢

災害時、村は、非常配備態勢をとり、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図る。

非常配備態勢の種別は警戒第1配備から非常第2配備までの4段階とし、村災害対策本部設置時は、休日、夜間にかかわらず職員の参集、連絡が必ず行えるよう、態勢を確立しなければならない。

1 非常配備態勢の基準

非常配備体制の基準は、次のとおりとする。

【非常配備態勢の基準】

■地震・津波の配備態勢

種別	基準	活動態勢	配備要員
警戒態勢	警戒第1配備 ○震度4の地震が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	災害の拡大防止に必要な措置を検討し、実働に向けた準備を開始する態勢である。また、大島支庁をはじめとした諸機関に対し、通信情報活動を行う。	課長級以上の職員及び防災担当職員
	警戒第2配備 ○震度5弱の地震が発生した場合 ○津波注意報が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	警戒第1配備を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢とする。	主査以上の職員
災害対策本部態勢	非常第1配備 ○震度5強の地震が発生した場合 ○津波警報が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	村全域の災害に直ちに対処できる態勢とする。	主任以上の職員
	非常第2配備 ○震度6弱以上の地震が発生した場合 ○大津波警報が発表された場合	村本部の全力をもって対処する態勢とする。	全職員

(備考) その他の状況により本部長が応急対策上必要ありと判断した場合に、各配備指令を発する。

■風水害・大規模事故等の配備態勢

種別	基準	活動態勢	配備要員
警戒態勢	警戒第1配備 ○以下の基準に該当し、本部長が必要と認めた場合 ①台風の接近が予想される時。 ②気象注意報(大雨注意報等)の1以上が発表され、なお警報の発表が予想される時。 ○小規模火災(早期消火が見込まれる。)、事故が発生した時。	災害の拡大防止に必要な措置を検討し、実働に向けた準備を開始する態勢である。また、大島支庁をはじめとした諸機関に対し、通信情報活動を行う。	課長級以上の職員及び防災担当職員
	警戒第2配備 ○以下の基準に該当し、本部長が必要と認めた場合 ①気象警報(大雨警報等)の1以上が発表され、なお警報の継続が予想される時。 ②局地的な災害、火災、事故等で被害が軽微な時。	警戒第1配備を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢とする。	主査以上の職員
災害対策本部態勢	非常第1配備 ○気象に関する特別警報が発表された場合 ○住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、さらに被害の拡大が予想されるため、本部長が必要と認めた場合 ○大規模な火災、事故が発生した場合	村全域の災害に直ちに対処できる態勢とする。	主任以上の職員
	非常第2配備 ○災害救助法の適用基準に達する程度の大規模な災害が発生した場合又は、村内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがあり、本部長が必要と認めた場合	村本部の全力をもって対処する態勢とする。	全職員

(備考) その他の状況により本部長が応急対策上必要ありと判断した場合に、各配備指令を発する。

2 非常配備態勢の種別

(1) 待機態勢

ア 時期

夜間・休日等において非常配備態勢に及ばないと判断されるが、各種注意報が発令されているとき。

イ 態勢

各種災害に対する、情報収集及び通信情報活動を主とする体制とする。

(2) 警戒第1配備

ア 時期

警戒第1次配備は、台風の接近が予想されるとき、気象注意報（大雨注意報等）の1以上が発表され、なお警報の発表が予想されるとき、小規模火災（早期消火が見込まれる。）、事故が発生したとき、また震度4の地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合に、その指令を発する。

イ 態勢

警戒第1次配備は、各種災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。

(3) 警戒第2配備

ア 時期

警戒第2配備は、気象警報（大雨警報等）の1以上が発表され、なお警報の継続が予想されるとき、局地的な災害、火災、事故等で被害が軽微なとき、また震度5弱の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、その指令を発する。

イ 態勢

警戒第2配備は、警戒第1次配備を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢とする。

(4) 非常第1配備

ア 時期

非常第1配備は、気象に関する特別警報が発表された場合、住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、さらに被害の拡大が予想されるため、本部長が必要と認めた場合、大規模な火災、事故が発生した場合、また震度5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、その指令を発する。

イ 態勢

非常第1配備は、村全体の災害に直ちに対処できる態勢とする。

(5) 非常第2配備

ア 時期

非常第2配備は、災害救助法の適用基準に達する程度の大規模な災害が発生した場合又は、村内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがあり、本部長が必要と認めた場合、また震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合に、その指令を発する。

イ 態勢

非常第2配備は、本部の全力をもって対処する態勢とする。

3 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは特定の課に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の課に対し種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができるほか、特定の者のみを配備することもできる。

4 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 班長はあらかじめ、非常配備態勢の種別に応じて措置すべき要領を定め所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。
- (2) 班長は非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。
- (3) 非常配備態勢別の職員の動員は、次のとおりとする。ただし、災害対策の推進を図るため必要がある場合は、この限りではない。
 - ア 待機態勢の動員は、総務課長及び防災担当職員とする。
 - イ 警戒第1次配備の動員は、課長級以上の職員及び防災担当職員とする。
 - ウ 警戒第2次配備の動員は、主査以上の職員とする。
 - エ 非常第1配備の動員は、主任以上の職員とする。
 - オ 非常第2配備の動員は、全職員とする。
- (4) ヘルメットに村長、副村長、教育長、課長の位置を明確にするため黒色のテープで表示する。

5 職務の代理

村本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長の職務に関し、村長の不在等で、村長による実施が困難な場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。

第1順位：副村長 第2順位：教育長 第3順位：総務課長

6 村本部設置前の初動連絡態勢

(1) 宿日直職員の対応

役場庁舎の休日・夜間の宿日直者は、住民又は防災関係機関（都、NTT東日本等）から風水害、地震・津波その他の災害発生又は発生のおそれなどの通報や連絡を受けたときは、直ちに防災担当職員及び総務課長へ連絡する。

また、防災担当職員はあらかじめ定められている緊急連絡網に基づき連絡し、初動態勢を確保する。

(2) 職員の自動参集

勤務時間外に地震が発生した場合や津波警報等や気象に関する特別警報が発表された場合などは、非常配備の指示にかかわらず、職員は下表の基準により勤務場所へ速やかに参集する。このため職員は、勤務時間外にも警報等の発表を速やかに覚知できるよう、平時から緊急速報メール（エリアメール）を受信できるように設定しておくほか、各種災害警戒情報をプッシュ配信するアプリを登録しておくよう努める。

また、台風が接近している場合には、テレビ、ラジオ、インターネット等の防災気象情報を監視し、防災行政無線の放送に注意して待機する。

【自動参集基準】

種 別		地 震	津 波	風水害、事故・火災
警戒態勢	警戒 第1配備	○震度4 ○南海トラフ地震臨時情報 (調査中)		○火災・事故の発生
	警戒 第2配備	○震度5弱 ○南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○津波注意報	
災害対策 本部態勢	非常 第1配備	○震度5強 ○南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○津波警報	○気象に関する特別警報 ○大規模な火災、事故の発生
	非常 第2配備	○震度6弱以上	○大津波警報	

第4節 神津島村防災会議の招集

1 組織

神津島村防災会議は、村長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項に基づく神津島村防災会議条例（昭和48年神津島村条例第13号）第3条第5項に規定する者を委員として組織する。

2 運営

神津島村防災会議は、本村における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るものとし、具体的な運営については、神津島村防災会議条例の定めるところによる。

また、村の地域に災害が発生した場合において、その災害に係る応急対策に関し、村をはじめ、防災関係機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められる場合、神津島村防災会議の委員は、会長に会議の招集を要請することができる。

【防災会議委員名簿】

	役 職
会 長	神津島村長
委 員	村議議長
委 員	消防団長
委 員	特別養護老人ホームやすらぎの里施設長
委 員	大島支庁出張所長
委 員	港湾空港管理担当課長代理
委 員	郵便局長
委 員	NTT東日本一東京伊豆大島担当神津島
委 員	東京電力パワーグリッド神津島事務所長
委 員	漁業協同組合長
委 員	神津小学校長
委 員	神津中学校長
委 員	神津高等学校長
委 員	東海汽船神津島代理店長
委 員	新中央航空神津島空港所長代行
委 員	新島警察署神津島南駐在所長
委 員	島しょ保健所大島出張所神津島支所長
委 員	副村長
委 員	教育長
委 員	総務課長

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

第2章 応援協力・災害派遣の要請等

大規模災害が発生した場合、村単独では十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、防災関係機関、公共的団体等との協力体制を確立し、円滑な災害応急対策の実施を図る。

また、自衛隊派遣要請を行う場合の必要事項、手続等を明らかにし、災害発生時において円滑かつ迅速に災害派遣要請の要求を行い、自衛隊による効果的な派遣活動の実施に努める。

さらに、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受け、効率的な災害応急・復旧活動の実施に努める。

第1節 防災関係機関との応援協力

1 協定による応援要請

村は、村の区域内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ管内関係機関と協力し、応急対策の実施に当たる。

また、村は、平素から区域内の関係機関と協議し、協力体勢の確立を図る。

さらに、村及び関係防災機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換する。

本部長は、大規模災害等が発生し、村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

2 都に対する応援又は応援のあっせん等の要請

村は、東京都と災害対策上必要な資料の交換をする等平素より連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図る。

本部長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めた場合、「東京都地域防災計画」の定めるところにより、都知事に応援又は応援のあっせんを求めるなどして災害対策に万全を期することとする。

本部長が都知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都災害対策本部（総務局総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日書により改めて処理する。

(1) 罹災者の他地区への移送要請

- ア 罹災者の他地区への移送を要請する理由
- イ 移送を必要とする罹災者の数
- ウ 希望する移送先
- エ 罹災者の受入れする期間
- オ その他必要な事項

(2) 罹災者の他地区への移送要請

- ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

(3) 指定地方銀行行政機関又は他県の応援要請の斡旋を求める場合

- ア 災害の状況及び応援斡旋を求める場合
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

3 協定締結・都以外の機関に対する要請

本部長が他区市町村、指定地方行政機関等都以外の防災関係機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都（大島支庁経由）を通じて要請する。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都（大島支庁経由）に連絡する。

(1) 被災市区町村応援職員確保システムの活用

自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、総務省に対し、災害マネジメント総括支援チームの派遣を要請することができる。

(2) 緊急消防援助隊に対する応援要請

震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに都知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(3) 海上保安庁への支援要請

海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにして、都知事に対し海上保安庁の支援を依頼する。

- ア 支援を要請する事項
 - (ア) 支援活動を要請する理由
 - (イ) 支援活動を必要とする期間
 - (ウ) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となる事項

イ 海上における災害応急対策の内容

- (7) 巡視船艇、航空機等を活用した、海上及び沿岸部等の被害状況の情報収集
- (イ) 巡視船艇、航空機等を活用した、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動及び海上交通の安全確保等
- (ウ) 巡視船艇、航空機等を活用した、人員及び救援物資の輸送活動等
- (エ) 上記を実施するために必要な車両による活動

4 他の地方公共団体に対する応援活動

本部長は、都知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

なお、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた地方公共団体の長等の指揮の下で行動する。

5 受入体制の確保

村は、国や他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣等を相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、受入体制を確保するものとし、派遣職員への炊き出し等については、関係機関等に協力を依頼するなど、事前にサポート体制を確立する。

6 経費負担

応援に要する経費は、関係法令及び相互応援協定等に定めるところによる。

第2節 公共的団体等との応援協力体制の確立

1 民間組織の活用

- (1) 村は、村の地域内における公共的団体の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、これらの団体の村に対する協力方法を定め協力体制の確立に努める。
- (2) 村は、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう上記団体と平素より連絡を密にするとともに、住民に対しては、防災思想の普及、災害時の心得等について機会あるごとに指導し、住民の防災意識を高め、都及び村が実施する災害応急対策に自発的かつ積極的に寄与し得るよう努める。
- (3) 村内の公共的団体等民間協力団体はおおむね次のとおりである。

島しょ農業共同組合神津島支店、漁業協同組合、自治会、商工会、観光協会、建設業協会、商業組合、船主組合、釣り船組合

2 協力業務内容の概要及び組織

村は、村内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。

また、住民の相互助け合いの精神に基づく自主防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

協力業務の概要は次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、村その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (6) 被災状況の調査に協力すること。
- (7) 避難所等の秩序維持に協力すること。
- (8) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) 災害時における医療、助産活動に協力すること。
- (11) 災害時における水防活動に協力すること。
- (12) 災害時における建設活動に協力すること。
- (13) その他の災害応急対策業務に協力すること。

また、公共的団体等民間組織の協力を受ける場合は、必要に応じ次のような班編成を行う。

- (1) 避難誘導協力班
- (2) 避難所協力班
- (3) 救護協力班
- (4) 看護協力班

- (5) 炊き出し協力班
- (6) 物資配給協力班
- (7) 水防協力班
- (8) 建設協力班
- (9) 連絡報道協力班

第3節 自衛隊への災害派遣要請

1 派遣要請の時期

本部長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

2 派遣要請の手続等

(1) 自衛隊の災害派遣要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（大島支庁）に依頼する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を必要とする時間
- ウ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

(2) 災害が発生し、通信の途絶等により都総務局（大島支庁）に対して災害派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接陸上自衛隊第1師団司令部に通報する。この場合、事後速やかにその旨を都総務局（大島支庁）に通知する。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

(2) 作業計画及び資器材の準備

村は、自衛隊に対して、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、作業実施に必要な資器材の準備を整える。

また、施設の使用に際しては、管理者の了解を得るなど留意する。

(3) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を誘導するとともに部隊の責任者と作業計画について協議の上、必要な措置をとる。

(4) 活動拠点及びヘリポート等の通報

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舍等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、関係機関と協議の上、使用調整を実施し、部隊に通報する。

なお、船艇等接岸可能地点は風向きによって変わるが、ヘリコプター発着地点はヘリポート、空港、多目的広場、各学校校庭であるが、事情により使用できないときは直ちに代替措置を講じ、

その活動に支障をきたさないよう努める。

(5) 緊急の場合の連絡

自衛隊に対する災害派遣の要請は、東京都（大島支庁）を経由して行うが、緊急の場合は直接要請し、事後速やかに連絡する。

4 撤収要請

本部長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって都総務局（大島支庁）に撤収要請を依頼する。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

これによりがたい場合、都知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) 島しょ部に係る輸送料等
- (6) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

6 災害派遣部隊の活動内容

区 分	内 容
被害状況の把握	○車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索援助	○行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の啓開	○道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

区 分	内 容
被災者生活支援	○被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊及び法律相談等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○防衛省の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する内閣府令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、村長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第4節 ボランティアとの連携・協働

神津島村社会福祉協議会は、次のとおり、災害時に災害ボランティアセンターを設置し、村等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害時においてボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、村等と連携して災害ボランティアセンターを設置・運営するとともに、活動拠点の確保等、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

2 ボランティアニーズの把握及び受入れ・調整

村、都、東京ボランティア・市民活動センター、その他関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整を行う。

また、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援するとともに、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向けたボランティアの受入体制を確保するよう努める。

第3章 情報の収集・伝達

災害時においては、速やかに情報通信連絡体制を整え、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

第1節 情報連絡体制

1 通信連絡責任者等の指定

- (1) 通信連絡の円滑な実施を期するため、村及び防災関係機関は、連絡用の電話回線（災害時優先電話、無線、FAX、メール等を含む。）及び通信連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- (2) 各機関の指定電話及び連絡責任者は別表のとおりとする。
- (3) 村は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置するものとし、災害が発生し、村本部が設置されるまでの村の通信連絡は、次のとおりとする。
 - ア 村本部設置前は、総務課を総括窓口とする。
 - イ 村本部が設置された場合は、情報受発センターを設け各機関との通信連絡を実施する。
 - ウ 村本部が設置された場合は、各班連絡責任者は、別表の電話を平常業務のために使用することを制限するとともに、班の通信連絡を総括する。
 - エ 災害の状況により、情報連絡のため必要あるときは、都本部その他防災関係機関に村本部員を派遣する。
 - オ 通信の連絡及び住民への情報の伝達は、村防災行政無線により行うものとし、その運用は神津島村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例施行規則による。

【別表 通信体制、各機関の指定電話及び連絡責任者一覧】

機 関 名	電 話	連絡責任者	備 考
神津島村	04992-8-0011	総務課長	
大島支庁神津島出張所	04992-8-0311	出張所長	
新島警察署神津島南駐在所	04992-8-0037	所 長	
東京管区気象台	042-497-7183	気象台長	
N T T神津島	04992-8-1777	N T T神津島社員	
東京電力神津島事務所	04992-8-0031	所 長	
東海汽船神津島代理店	04992-8-1111	店 長	
神津島村商工会	04992-8-0232	事務局長	
神津島村観光協会	04992-8-0232	事務局長	
神津島漁業協同組合	04992-8-0321	組 合 長	
東京島しょ農業協同組合神津島店	04992-8-0007	店 長	
	04992-8-0003		
神津島遊漁船組合	04992-8-1244	組 合 長	

2 通信手段の確保

村は、災害時において、速やかに保有する通信手段の稼働状況を確認し、情報通信連絡体制を整える。

- (1) NTT加入電話
- (2) 災害時優先電話
- (3) 防災行政無線
- (4) 東京都防災行政無線
- (5) 携帯電話（衛星携帯電話）
- (6) インターネット回線
- (7) その他

ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

村に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。

イ 災害情報共有システム（Lアラート）

村等が発した情報を集約し、テレビやインターネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。

【村の通信手段】

手 段		内 容
災害時優先電話		災害時優先電話として登録されている電話を活用し、村内の防災関係機関と連絡を行う。
村防災行政無線	固定系	役場（親局）から屋外拡声局（子局）及び屋内戸別局への一斉放送により住民等に対し情報を伝達する。
	移動系	役場から現場等と連絡を行う。
都防災行政無線		都が設置している東京都防災行政無線等により都、防災関係機関との連絡、総務省消防庁への報告を行う。
携帯電話（衛星電話）		都及び防災関係機関と迅速な連絡を行う。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）		全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、村に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
災害情報共有システム（Lアラート）		災害情報共有システム（Lアラート）により、村等が発した情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。

3 通信の運用

村は、災害時における迅速な応急対策活動を実施するため、都及び防災関係機関との間の通信連絡システムを確保しておくものとし、災害時の連絡用として指定した電話等を平常業務に使用することを制限して通信連絡責任者の総括の下に通信連絡を実施する。

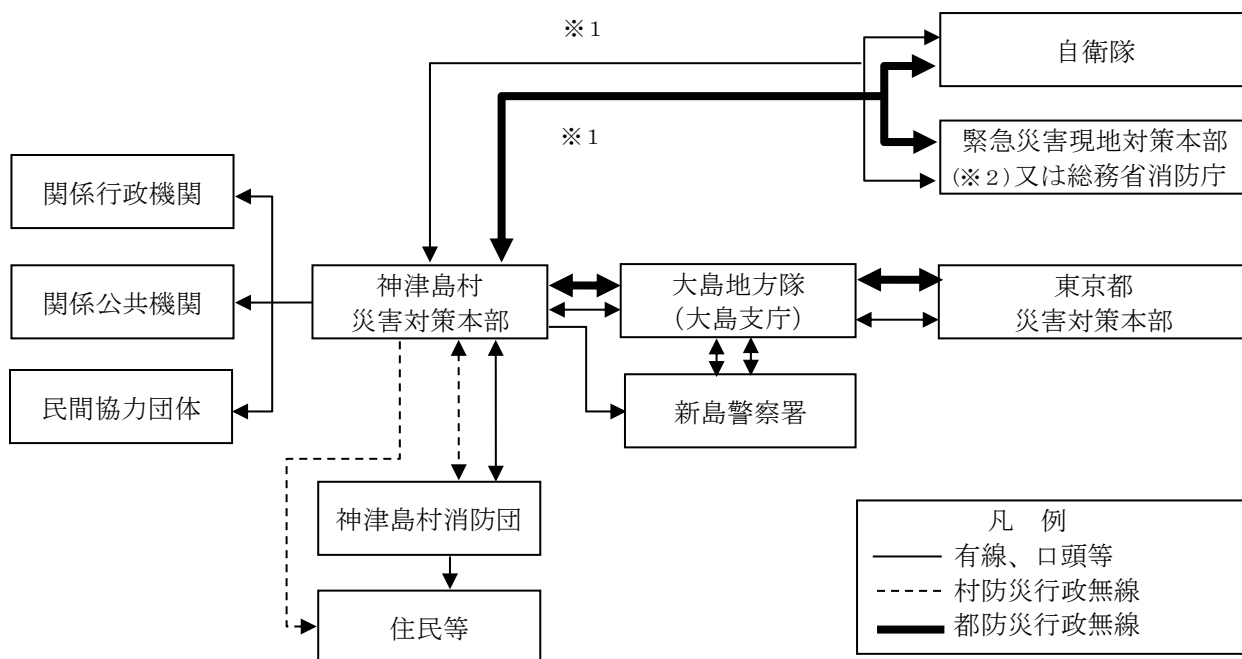
- (1) 島内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者等との通信連絡及び住民等への情報の伝達は、NTT加入電話、災害時優先電話及び防災行政無線放送等により行うものとし、防災行政無線の運用については、神津島村防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和60年神津島村規則第2号）の定めるところによる。
- (2) 都に対する通信連絡は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。

なお、大島支庁にも併せて連絡する。

(3) 災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合には、通常の通信連絡に加え、村長と都危機管理監とのホットラインを活用する。

(4) 災害の状況により都に連絡することができない場合は、国の緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

【通信連絡系統図】



※1 災害の状況により都に報告できない場合

※2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

4 通信途絶時に対する措置

(1) 無線の活用

ア 村は、有線通信途絶時においても都その他関係防災機関と密接な連絡をとる必要があるため、有線通信途絶の際は、東京都及び神津島村防災行政無線による無線通信による。

イ 上記アのほか管内防災機関についても必要がある場合は、警視庁の無線の協力を依頼する。さらに状況によっては、村内のアマチュア無線の協力も依頼する。

ウ 無線の協力については、関係機関の責任者とあらかじめ協議し、活用方法等事前に定めておく。

エ 島内の通信を確保するため、衛星電話通信の開設をNTTに要請する。

オ 災害時の混信を防ぐため常に通信訓練を実施する。

(2) 伝令

必要に応じて村本部より、伝令を派遣する。

村は、通信の被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る(電波法(昭和25年法律第131号)第52条第1項第4号に定める非常通信)。

また、災害の状況によって情報連絡が必要となるときは、大島地方隊その他関係防災機関に対して村本部への職員の派遣を要請する。

- (1) 警察通信施設
- (2) 東日本電信電話株式会社
- (3) 東京電力パワーグリッド株式会社

第2節 気象、地震・津波に関する情報の収集・伝達

1 情報の収集・管理

村は、災害応急対策の第1次実施機関として住民及び関係機関から災害情報の収集を行うため、気象、地象、水象、異常現象等災害情報収集の対外窓口を総務課に置き、平素から住民及び関係機関に周知しておく。

なお、収集した情報は大島地方隊に対しても報告する。

災害情報の収集に当たっては、都及び防災関係機関と密接な連携を保ち収集を図るほか、東京都災害情報システム（D I S）、気象庁防災情報提供システム、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して積極的に情報の収集に努める。

情報収集に当たっては、次の事項については特に重点的に実施する。

- ア 異常現象発生内容又は災害発生原因及び経過
- イ 管内の被害に対する情報
- ウ 管内の防災機関の対策
- エ 村が実施した措置状況

(1) 気象等に関する情報の収集

気象等に関する情報については、資料編「防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準」のとおりである。

なお、気象庁東京管区气象台では、大雨時等において避難情報の発令判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（ホットライン）を設置し、運用している。

村は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

(2) 地震・津波情報の収集

地震・津波に関する情報については、資料編「地震・津波に関する情報の種類、基準等」のとおりである。

村は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等、地上情報通信網以外にも多様な情報通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。また、大津波警報・津波警報・注意報等の通報を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を行う。

(3) 情報の共有・管理

村は、関係機関等から収集した情報を整理、集約して一元的に管理し、庁内及び消防団、警察等の関係機関と共有する。

2 情報の伝達

村は、特別警報、警報及び重要な注意報、又は大津波警報・津波警報・津波注意報について、都又はN T Tからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに状況判断し、管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、防災行政無線、広

報車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努める。

- (1) 特別警報について、都、総務省消防庁、N T Tから通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- (2) 津波警報、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)と連動した防災行政無線の自動放送により住民に伝達する。
- (3) 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある情報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁等とも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。また、気象庁から全国瞬時警報システム(J - A L E R T)により送信されている竜巻注意情報について、防災行政無線等を自動起動するなどの対応を検討する。

3 異常現象の通報

- (1) 村は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都(大島支庁)及び気象庁に通報する。
- (2) 村は、災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び住民等に周知する。

4 水防に関する情報の収集及び伝達

雨量、高水位、高潮位通報、水防警報等水防活動に必要な情報の収集伝達はこの計画に定めるほか水防計画の定めるところによる。

5 災害予警報の伝達

村は、警報及び重要注意報について、都・新島警察署神津島南駐在所又は東京管区气象台及びN T Tから通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て住民に周知する。

6 火災情報の発令及び伝達

(1) 発令

本部長は、都又は東京管区气象台からの気象情報に基づき、気象の状況が火災の予防上必要であると認められるときは、一定基準に従い火災警報を発令する。

○発令基準

ア 実効湿度が60%以下であって、最小湿度30%以下になったとき。

イ 実効湿度が60%以下であって、最終湿度40%以下になり、最大風速が15mを超える見込みのとき

ウ 平均風速15m以上の風が3時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 伝 達

本部長は、上記警報を発令したときは、東京管区気象台、都総務局、新島警察署神津島南駐在所、消防団その他の関係防災機関に通報するとともに無線放送等で住民に周知させる。

第3節 被害状況等の報告

1 本部長に対する報告

村各班は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで次の要領により本部長に報告する。

(1) 報告すべき事項

報告事項及び報告主管課は、次のとおりである。

【報告事項及び報告主管課】

報告事項	報告項目	報告主管課		
		速報	中間報告	決定報告
気象等の報告	気象情報 水産等の情報 地象	総務課	総務課	総務課
	職員動員数 水防活動 避難収容状況 救助物資等給与状況 その他の措置	各課	各課	各課
	人家屋被害 商工業被害 農林水産業施設被害 農林水産物被害 公共土木施設被害 教育施設被害 村有財産被害 その他公共施設被害 その他	各課	各課	各課

(2) 報告の区分

ア 速報

(気象等の異常現象)

気象等の異常現象を発見したときは直ちに、その後1時間ごとに現状を報告する。

(被害状況)

被害の大小にかかわらず状況を把握次第直ちに報告する。

(措置状況)

災害応急対策の都度必要と認める事項を報告する。

イ 中間報告

(被害状況)

被害状況が確定するまで毎日10時までの分をとりまとめ報告する。

(措置状況)

災害応急対策活動を実施している間、毎日10時までに前日の分をとりまとめ報告する。

ウ 決定報告

(被害状況)

被害状況が確定したとき、とりあえず電話により報告し、その後写真その他資料を添付の上、速やかに文書により報告する。

(措置状況)

災害応急対策活動が完了した後速やかに文書により取りまとめ報告する。

2 被害地調査要領

村は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により調査する。

(1) 調査班の編成

災害調査は総務班を中心に、災害現象の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため調査班を編成する。ただし、調査班の人数及び構成その他必要事項等については被害の規模及び状況を鑑み、適宜定める。

調査班は、本部長の特命により出動し、現地状況を調査する。

(2) 調査事項

調査事項は、下記「2(1) 報告すべき事項」に準じた内容とし、特に災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の問題点、その他必要事項を調査する。

(3) 調査・報告方法

現地調査に当たっては、警察官、現地住民その他協力団体等の協力を得て実施し、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一本部長に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、直ちに報告する。

3 被害状況等の報告要領

村は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

(1) 報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定）、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

(2) 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（DIS）の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類、期限等は次のとおりとする。

【報告の種類、期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、「第3部 第17章 災害救助法・激甚災害の運用」に定めるところによる。

第4節 災害時の広報及び広聴活動

1 災害広報情報の収集

総務班は、本部長室で受発信した情報については各部と緊密な連絡のもとに検討を加え、発表資料の正確な把握を期する。

また、村は、災害時の情報混乱を避けるため、防災関係機関と連携し、迅速に被害状況の把握に努め、住民に対し、必要な広報活動を行う。

(1) 広報内容

ア 発災直後に行う広報の内容

- (ア) 災害や地震の規模、津波・気象の状況
- (イ) 混乱防止の呼びかけ
- (ウ) 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意
- (エ) 避難及び避難時の方法等
- (オ) 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
- (カ) 学校等の措置状況
- (キ) 村及び都の体制・措置状況

イ 被災者に対する広報の内容

- (ア) 被害情報
- (イ) 避難所開設状況
- (ウ) 食料・生活物資等の供給状況
- (エ) 医療機関の診療状況
- (オ) 電気・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況
- (カ) 道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況
- (キ) 防疫・保健衛生措置状況
- (ク) 学校の休校・再開等の措置状況
- (ケ) 村及び都の措置状況

(2) 広報手段

住民への広報は、防災行政無線又は村保有の広報車及び広報員を出動させ、新島警察署その他現地機関と密接な連絡のもとに現地における広報活動を実施する

なお、必要に応じ「広報こうづ」の臨時発行等を検討する。

(3) 放送及び報道要請

村本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、村本部設置に至らない場合でも、住民等に対し放送及び報道機関と連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。

村が行う災害応急対策等についての放送及び報道要請は、都を経由（都知事に要請依頼）して要請するものとし、具体的な対応については、都が締結している「放送を活用した避難指示等の情

報伝達の申し合わせ」の内容による。

(4) 情報機関への発表

村は、災害時における被災地の状況その他を写真等に収め、復旧対策、広報活動の資料として活用する。

(5) 広報写真等の作成

災害に対する情報及び本部長の災害対策事項その他住民に対する広報事項等について総務班長が事項の軽重、緊急性を検討の上、必要な報道機関に発表する。

2 広聴活動

村は、災害発生後、必要に応じて被災者のための相談所を設置し、要望事項等を聴取する。

広聴内容は、速やかに都（大島支庁）、防災関係機関、村関係各課等に連絡して、その解決に努める。

3 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第4章 水防・消防対策

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。

また、消防団が保有する施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を水火災から保護するとともに、水火災等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う。

第1節 水防対策

1 水防情報

気象等に関する情報については、資料編「防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準」のとおりであるが、気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であるため、村は、都等から伝達される情報に加え、次のようなシステムを活用し、気象等の情報の収集を図る。

なお、本村においては、洪水予報河川・水位周知河川・水防警報河川に指定された河川はない。

(1) 東京都災害情報システム（D I S）

東京都災害情報システム（D I S）を活用することで、「東京都水防災総合情報システム」「国土交通省解析雨量」「アメダス実況」による各種気象情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、区市町村への伝達情報の判断材料等に活用することができる。

(2) 防災情報提供システム

ア 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区市町村等の防災機関へ提供するシステムである。

イ 各種防災気象情報のほか、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手でき、村が行う避難指示等の判断の参考に利用する。

ウ 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、大津波警報である。

2 水防機関の活動

(1) 水防管理団体（神津島村）

ア 水防管理団体は、必要に応じて海岸等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 気象状況等により高潮又は津波などのおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢

をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

- (ア) 気象状況並びに潮位等に応じて港湾等の管理者、消防機関と緊密な連絡の下、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (イ) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (ロ) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- (ハ) 水防上必要と認めたときは、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに都建設局（水防本部）に報告する。
- (ニ) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させる。
- (ホ) 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (ヘ) 高潮又は津波等による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく新島警察署長に、その旨を通知する。
- (ト) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため、新島警察署長に対して警察官の出動を求める。
- (チ) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (リ) 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(2) 消防機関（神津島村消防団）

本村において水防法に定める水防団は現在存在しないため、消防機関（消防団）が水防団に代わって、次の水防活動を分担する。

- ア 海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- イ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- ウ 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- エ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- オ 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに行動し、水防作業を行う。

3 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又

は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

また、決壊後といえども、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立ち退き

ア 立ち退きの指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められた場合、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく新島警察署長にその旨を通知する。

イ 避難誘導等

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者について、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。

また、水防管理者は、新島警察署長及び消防団長と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

4 費用及び公用負担

(1) 費用負担

ア 水防管理団体（神津島村）

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。

負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、都知事にあつせんを申請することができる。

イ 東京都

都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

(ア) 必要な土地の一時使用

(イ) 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用

(ウ) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用

(エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれ

を提示する。

ウ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

エ 損失補償

水防管理団体は、公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第2節 消防対策

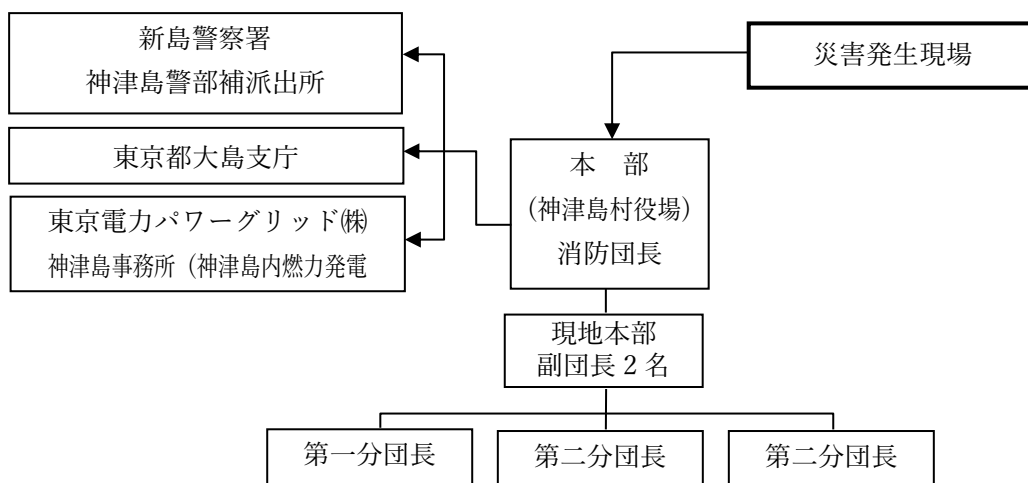
神津島村消防団は、村における非常火災、台風による風水害、海難及びその他の災害から住民や滞在者の生命、財産を守り、その被害を最小限に抑制するため、全力を挙げて被災者の救出、救護等を実施する。

1 消防体制・消防力

神津島村消防団は、団員163人（定員200人以内）をもって組織し、その消防力は、資料編「神津島村消防団保有器具一覧」のとおりである。

団員は非常勤であり有事における出動態勢に不安があるため、連絡系統（連絡先の周知徹底）を整備し、訓練を重ね有事に備える。

【神津島村消防団出動連絡系統図】



2 消防団活動要領

- (1) 消防団の出動については、本部長から災害発生区域へ出動を命ずる。
- (2) 消防団は、団長の指揮の下、全総力を挙げてこれに対処する。
- (3) 消防活動時には村本部との連携を密にし、被災者の救出、救護等に全力を結集する。また、活動班の孤立化を避けるため、常に万全の態勢を整えられるよう訓練の実施に努める。

3 活動要領

災害時には、本部長は、これに対処するため部隊を編成する。

部隊の編成は、災害により、本部長が消防団長と協議し、段階別に行う。

(1) 初期態勢

発災期においては、次により個々の災害に対応する。

- ア 総務班長、消防団長は、発生した災害に対し、所要の部隊を効果的に指揮運用して防御に当たる。
- イ 総務班長、消防団長は、情報を収集し、大局的な状況を把握し、本部及び消防団の運用方針をたてる。
- ウ 出動部隊は、消防力の劣勢を考慮して効果的な防御を行うとともに本部と連絡し、孤立化を避ける。
- エ 防御部隊は、被災者の救出、救護に重点をおく。

(2) 災害が拡大した場合の処置

災害が拡大した場合は、個々の防御効果が少ないので次の防御に当たる。

- ア 総務班長、消防団長は、必要と認めたときは、場所を指定して部隊を集結させ、防御線を設定して防御に当たる。

(3) 異常気象の場合の措置

- ア 消防隊は、広範囲の飛び火警戒を実施する。
- イ 火面が拡大し、防御が長時間に及んだ場合は、火点周囲の消防水利が使用不能になるので、用水補給対策を講ずる。

4 救出・救急方法

(1) 活動内容

総務班長は、災害が発生する恐れがある場合、又は発生したときは、被害者の救出、救急業務を実施するため、救急隊を編成する。

救急隊の編成は、原則として、神津島村消防団の団員の一部をもってこれに充てる。

消防団は、災害及び事故により多数の負傷者が発生した際には、関係機関、警察、診療所の医師等と連携し、早急に処置を講ずる。

なお、建物の倒壊、土砂災害等により、逃げ遅れた被災者の救出は最優先に行う。災害事故現場における救出、救護内容は次のとおりとする。

- ア 傷病者の救出作業
- イ 傷病者に対する応急処置
- ウ 傷病者の担架搬送並びに輸送
- エ 応急医薬品、資器材並びに医療班（医師、看護師）等の緊急の輸送
- オ 救護所等により常設医療機関への搬送
- カ 重篤傷病者への緊急避難、搬送

(2) 実施要領

ア 救出

倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者を各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除、生命身体の安全を確保する。

イ 応急救急措置

被災者傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法並びに緊急措置等医療施術を受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要とする一般的救急措置を実施する。

ウ 担架搬送並びに輸送

救出された傷病者及び応急救護処置を施した傷病者を担架隊による救護所への搬送並びに医療機関等へ緊急分散輸送を行う。

エ 医療班並びに医薬品資器材の緊急輸送

被災傷病者受入施設において、医師、看護師等の不足を生じたとき並びに施術上必要な薬品、資器材、血液、血清等の緊急配備要請による輸送を行う。

総務班長は、救出、救急業務の実施に当たり、関係機関と情報の交換その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。

本部長（村長）は、被害その他の状況により、必要があると認めたときは、都並びにその他の機関に対し、応援を要請する。

第5章 警備・交通規制

災害時における、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

第1節 警備活動

警視庁（新島警察署）は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、的確な情勢判断に基づき、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

1 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、人身の安全を図るため現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施し住民の生命、身体及び財産の保護並びに災害地における秩序の維持に当たる。

風水害警備に際し、新島警察署神津島南駐在所長は次の段階の態勢をとり、所要の警備部隊を編成する。

1. 準備態勢（おおむね村の警戒第1配備）
2. 注意態勢（おおむね村の警戒第2配備）
3. 警戒態勢（おおむね村の非常第1配備）
4. 非常態勢（おおむね村の非常第2配備）

警備部隊は警備態勢の各段階に応じ、別に定める「警視庁風水害警備実施要綱」及び新島警察署の同実施内容内規等の定めるところにより適切な警備活動を行う。

災害時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取り締まり
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等及び検視

2 その他

(1) 警戒区域の設定

災害現場において、村長若しくはその職権を行う村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を村長に通知する。

(2) 村に対する協力

ア 村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

イ 村の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

(3) 装備資機材の調達及び備蓄

警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資機材を保有しておくほか、災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

第2節 交通規制

警視庁（新島警察署）は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

なお、広域的災害発生の場合、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。

1 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を村本部に伝達する。

2 車両検問

住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、主要幹線道路における車両検問を行い、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

3 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第3節 海難防止対策

1 予防対策

村は、台風その他災害時に船舶が打ち上げられて人命、住家に被害を与えることのないよう、気象状況、港湾の自然的条件等を勘案し、繋船箇所の選定、荷役の中止、入港制限等適切な処理をとり、被害を最小限に止めるように措置する。

2 応急対策

(1) 事前対策

災害が発生する恐れがある場合には、漁業協同組合その他関係機関と協力して巡察を行い、船留り、荷役場所の船長に対して気象通報の伝達を行うとともに、要注意棧橋等付近の繋船を禁止する。また、繋留もやいの結束強化等の防護措置を行わせる。

(2) 暴風警報、大雨警報、洪水警報等発表時における措置

ア 避難誘導

警備艇による警戒を強化し、各船に対し、安全な水域への誘導整理に当たる。なお、避難水域の状況により警備艇を固定配置し、警戒に当たる。

イ 関係機関、業者に対する必要な警告

警報発表と同時に状況を判断し、業者に対して荷役作業、出航を取り止めるよう警告する。

ウ 遭難事故のあった場合の措置

万一、漁船等の遭難事故のあった場合は、漁業協同組合に連絡し、救助活動を要請する。なお、必要がある場合は、都及び海上保安庁に連絡し、出動を要請する。

第6章 医療救護・保健等対策

初動医療、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護、保健衛生活動等を行う。

第1節 初動医療救護活動

1 医療救護体制

(1) 情報の収集・伝達

村は、村災害医療コーディネーター、消防団等と連携して、島内の人的被害、診療所の被害状況及び活動状況等を収集するとともに、島しょ保健所大島出張所を通じ（以下、本章において同様）、都（保健医療局）に報告する。

なお、情報の収集・提供に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

(2) 医療班の編成

災害により緊急を要する傷病者又は災害のため医療の途を失った者に対する医療救護活動を円滑に推進するためあらかじめ医療班を編成する。

なお、助産救護についても医療班の担当とする。

(3) 医療班の派遣及び医療救護所等の設置

村は、多数の傷病者が発生した場合等は、必要に応じて緊急医療救護所や避難所医療救護所の設置等を行い、避難所その他村の医療班の派遣を求める場合は、次の事項を明らかにし、本部長に要請する。

ア 救護を受けようとする場所

イ 救護を受けようとする者の数

ウ 救護を受けようとする種類及び程度

村本部長は、医療班の要請を受けたとき又は、災害状況により医療救護の必要を認めた場合医療班を派遣する。また、村本部長は、医療救護活動に必要なと認めるときは、公共施設及びその周辺に医療救護所を設置する。

なお、発災後72時間～1週間以降は、医療救護活動拠点を設置し、避難所医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。

【医療救護所等の区分】

名称	説明
緊急医療救護所	発災後速やかに、診療所などの近接地等に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	おおむね発災から72時間程度以内に、避難所内に設置する医療救護所
医療救護活動拠点	医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

(4) 応援要請

本部長は、村単独での医療救護体制が不足する等の場合は、都（保健医療局）へ都医療救護班、東京DMA T、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の派遣及び医療資器材の搬送を要請する。

(5) 搬送体制

傷病者の被災現場から医療救護所又は診療所等までの搬送は、消防団、新島警察署、地域住民等が協力して行う。

なお、医療救護班等の医療スタッフの搬送は原則として搬送手段を自ら確保して出動するが、搬送手段を自ら確保することが不可能な場合、村に要請する。

(6) 住民への情報提供

村は、医療救護所の設置状況、診療所の被害状況及び活動状況等を地域住民に周知する。

2 初動期の医療救護活動

(1) 医療救護活動は、原則として、医療班が救護所において実施する。ただし、災害の状況によっては、医療班は、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

(2) 災害状況その他、医療班を出動させるいとまがない等止むを得ない事情があるときは、村本部長は、病院及び診療所において医療救護を実施する。

(3) 医療救護の範囲は、次のとおりとする。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院へ受入れ
- オ 看護

(4) 初動期における医療救護班の活動内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 傷病者に対するトリアージ
- イ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ 傷病者の受入医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定
- エ 死亡の確認及び検案への協力
- オ 助産救護
- カ その他、村と協議の上、必要と認められる業務

3 後方医療機関への搬送

村は、診療所では対応できない傷病者について、直ちに本部長に報告・協議し、大島支庁を通じ、都知事に対してヘリコプター等による後方医療機関への搬送を要請する。

災害救助法適用後は、村は都本部長の指示に従い、都が実施する医療救護活動に協力する。

災害対策本部医療班の責任者は、後方医療機関への連絡、内地における救急車の配備等の手続に万全を期する。

なお、負傷病者の人数によっては、災害対策本部民生班と連携し、活動を行う。

4 在宅の人工透析患者、難病者等への対応

村は、在宅難病者、在宅人工呼吸器使用者、透析患者等の情報を収集し、診療所での対応等の医療情報を提供する。

また、診療所での対応が困難な場合、都に都立病院等での受入れを要請し、ヘリコプター等により搬送する。

【第1表】

診療所名	科 目	医師	看護師	准看護師	技師	事務員	病床数	受入可能数	処理可能数	所在地
神津島村	外・歯科	4	7		3	2	6	6		神津島村 1009-1

【第2表】

	病床数	受入可能数	所在地
隔離病院	0	0	

5 助産救護活動

(1) 助産救護班の編成

災害のため助産の途を失った者に対し、助産救護班を編成し、分娩の介助等必要な救護を行う。

(2) 助産の救護

助産救護班の派遣、その他活動法方法等医療活動に準じて行う。

第2節 保健衛生・防疫活動

1 避難者の医療救護

村は、発災後72時間～1週間以降、避難所において、定点・巡回診療を行う。

2 保健衛生活動

(1) 保健活動班の編成

村は、避難所等における巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

本部長は、必要に応じて都（保健医療局）に対し、村が行う避難者や在宅生活者の健康相談の実施について、支援を要請する。

(2) 保健活動班の活動内容

保健活動班は、都が編成・派遣する環境衛生指導班や食品衛生指導班と連携し、避難所等における健康相談、地域における巡回健康相談、感染症・エコノミークラス症候群の予防対策等、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

(3) メンタルヘルスケア対策

村は、被災住民の心的外傷後ストレス障がい（PTSD）を視野に据え、必要に応じて都に災害派遣精神医療チーム（東京DPAT又は他道府県DPAT）の派遣を要請し、メンタルヘルスケア体制の整備を図るとともに、保健活動班と連携して電話相談窓口、外来相談窓口を設置するなど、被災の状況に即した活動を行う。

3 防疫活動

被災地や避難所における感染症の発生及びまん延を防止するため、罹災者の衛生指導家屋内外の消毒及び感染症を媒介するねずみ族、昆虫等[※]の駆除を行い、民心の安定を図る。

※ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

(1) 防疫体制

村は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、防疫班、消毒班を編成（又は担当者を配置）し、保健活動班並びに都が編成・派遣する食品衛生指導班及び環境衛生指導班と連携し、食品の安全確保や防疫活動を実施する。

なお、防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都（保健医療局）に協力を要請する。

【班別役割分担】

班名	機関名	役割
防疫班	村	○健康調査及び健康相談 ○避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ○感染症予防のため広報及び健康指導 ○避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	村	○患者発生時の消毒（指導） ○避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	村	○健康調査及び健康相談の実施 ○広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	○保健所長の指揮の下での食品の安全確保、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等
環境衛生指導班	保健所等	○飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているかの確認 ○住民が自主的に消毒を行うための消毒薬の配布、消毒方法及び消毒の確認方法の指導

(2) 防疫活動

村は、村の区域の防疫活動を推進するため、薬剤の所要量を算出し、すみやかに手持量を確認の上不足分を入手し、適宜の場所に配置する。災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生場所等の消毒、ねずみ族、昆虫等※の駆除等を行う。

また、被災戸数及び防疫活動の実施について、都（保健医療局）に迅速に連絡する。

なお、都（保健医療局）が活動支援や指導、村と調整を行う場合は、これに協力する。

(3) 感染症対策

村は、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

また、インフルエンザ又は麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

なお、一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合は、都（保健医療局）及び島しょ保健所大島出張所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

第3節 医薬品・医療資器材の確保

1 災害薬事センターの設置

村は、発災後速やかに診療所を災害薬事センター※とし、都から供給される医薬品等の受入体制を確保する。

※「災害薬事センター」とは、村外から供給される医薬品等を受け入れ、医療救護所や避難所等に集配する拠点施設をいう。

2 医薬品等の調達

医療救護活動では、村が備蓄している医薬品等を使用するが、不足が生じた場合は、都（保健医療局）に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請するほか、卸売販売業者へ医薬品等を発注し、調達を図る。

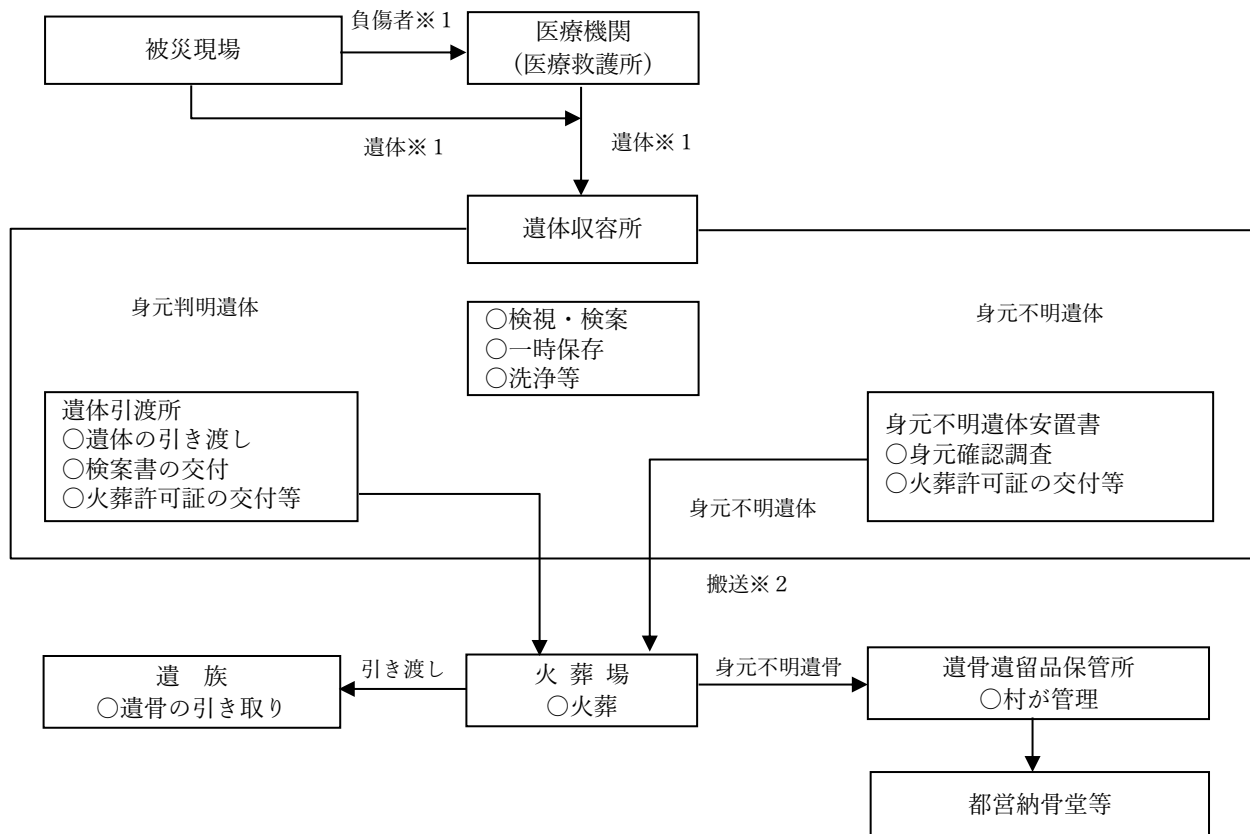
3 血液製剤の確保

村は、血液製剤が不足する場合は、都（保健医療局）に対し、血液製剤の供給を要請する。

第7章 遺体の取扱い

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、遺体収容所の確保を図り、火葬手を迅速に実施する。

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、村が実施する遺体の捜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 村の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

第1節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

1 遺体の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。

(2) 搜索の実施

村は、行方不明者の情報を収集し、消防団、新島警察署等に協力を要請して搜索を実施する。遺体及び行方不明者を発見した場合は直ちに新島警察署、その他関係機関に連絡する。

なお、新島警察署は、発見した遺体の身元が不明な場合について、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

収容した遺体の検視については新島警察署、遺体の検案については医師等に急報しその処置を依頼する。

2 遺体の収容

(1) 遺体収容所の開設

遺体収容所は、原則として村内の開発総合センター、寺院等に開設し、都（総務局）及び新島警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。ただし収容施設での対応ができない場合は天幕等の設備で収容する。

遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施し、状況に応じて、都（総務局）及び関係機関に応援を要請する。

また、遺体を安置するため、納棺用品等を確保するとともに、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

(2) 遺体の収容

ア 遺体の収容については村の埋火葬許可を発行する。

イ 遺体処理票及び遺品処理票を作成の上、納棺に氏名及び番号を記載した「氏名札」を添付する。

ウ 遺体処理票によって整理の上、関係者に引き渡す。

(3) 遺体の搬送

遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送するものとし、状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

3 検視・検案・身元確認等

(1) 検視・検案

村は、都（保健医療局）及び新島警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。

- ア 村は、遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。なお、検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
- イ 新島警察署は、検視班等を遺体収容所に派遣し、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
- ウ 都（保健医療局）は、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。
- エ 関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁（新島警察署）及び都（保健医療局監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

(2) 身元確認

村は、身元不明者の周知を行う。また、次のとおり、身元不明遺体の保管措置を行うとともに、その内容について周知する。

- ア 警察から引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。
- イ 引取人のない遺骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
- ウ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに、遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

(3) 住民への死亡者に関する情報提供

村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都（総務局）及び新島警察署と連携を保ち、村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。

(4) 遺体の遺族への引き渡し

遺体の遺族への引き渡し業務は、原則として新島警察署及び村が協力して行うものとし、遺体の引き渡し業務に従事する場合は、警視庁「遺体引渡班」等の指示に従う。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分		内 容
搜索の期間		○災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は都知事)に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	○船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分		内 容
遺体処理の期間		○災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区市町村長の場合は都知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費		○遺体の一時保存のための経費 ○遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第2節 火葬等

1 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

村は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理し、速やかに火葬許可証を発行する。ただし、通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、必要に応じて火葬許可証に代わる「特例許可証」を発行する。

2 遺体の埋火葬

- ア 火葬に付する場合は、災害遺体送付票を作成し、火葬場に送付する。
- イ 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を付し、保管所に送付する。
- ウ 遺家族及び関係者から遺骨の引き取りを希望するものがあるときは、焼骨処理票によって整理の上、交付する。

3 仮埋葬処置

- ア 死者多数のため火葬場で処理し得ない場合は、遺体収容所、その他適当な場所に仮埋葬する。
- イ 仮埋葬遺体は適当な時期に発掘して火葬に付し、あるいは正規の墓地に改葬する。
- ウ 仮埋葬遺体は、個別埋葬を原則とするが、不能の場合は合葬する。

4 身元不明遺体の扱い

- ア 火葬又は仮埋葬し、遺骨は遺留品とともに村の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明遺骨又は不明遺体として村の定める場所に移管する。
- イ 新島警察署と協力して、身元不明死体の引取人を調査する。

第8章 避難対策

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、津波による浸水等の発生が予想される中、迅速かつ確かな避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分考慮する。

また、高齢者等避難、避難指示の発令時には、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

第1節 避難指示等の発令

1 事前避難

- (1) 村は、災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定め、その地域住民に対しては避難場所及び避難の方法等を周知徹底せしめ、災害時には指定場所に積極的に自主避難するよう指導する。

要配慮者に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努め、発災時には、本人の同意の有無に関わらず、関係機関に情報を提供することとする。

- (2) 警察、消防は、災害の発生する恐れがある場合、住民に対しその情勢を的確に伝達し、要配慮者等は、あらかじめ指定された施設又は安全地域の親戚、知人宅に自主的に避難するよう指導する。
- (3) 村は、大雨等その他の気象状況により、今後数時間後に避難指示等の基準となる気象観測数値に達する恐れのある時は、防災行政無線等により高齢者等避難等を発する。

2 避難指示等の判断・発令

村長は、人的被害の発生する可能性が高まり、要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階には、高齢者等避難を発令し、要配慮者等、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、災害による被害発生の危険のある場合の必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対する避難指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置をとらなければならない。特に村は、避難措置実施の第一次的責任者として警察官、海上自衛隊、都知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるよう努める。

なお、避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、災害情報の収集結果を踏まえ、避難対策の要否を判断するものとし、別途定める避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルに基づき発令する。

【高齢者等避難の発令者及び時期】

発令者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	内 容	とるべき措置
村 長	災害対策基本法	○避難指示を発令することが予想される場合 ○要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階となった場合	○要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始(避難支援等関係者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	都知事への報告

【避難の指示権者及び時期及び時期】

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の内容	とるべき措置
村 長	災害対策基本法第60条第1項、第2項、第3項	○災害の発生又は発生のおそれがある場合 ○人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ○急を要すると認めるとき。	○立ち退きの指示 ○必要と認める地域の必要と認める居住者等に対する、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)の指示	都知事への報告
都 知 事	災害対策基本法第60条第6項	○災害が発生した場合において、当該災害により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	○立ち退き先の指示	事務代行の公示
警 察 官 海上保安官	災害対策基本法第61条第1項、第2項	○村長が避難のため立ち退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は村長から要求があったとき。		村長への通知 (村長は都知事に報告)
警 察 官	警察官職務執行法第4条	○危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	○警告、避難の措置(特に急を要する場合)	公安委員会への報告
自 衛 官	自衛隊法第94条	○危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	○警告、避難について必要な措置(警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。警察官職務執行法第4条の規定の準用)	防衛大臣の指定する者への報告
都知事及びその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	○地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき。	○立ち退くべきことの指示	その区域を管轄する警察署長への通知
都知事及び	水防法第29条	○洪水、雨水出水等によ	同上	水防管理者が指

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の内容	とるべき 措 置
その命を受けた職員、 水防管理者		る災害・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。		示する場合には、その区域を管轄する警察署長への通知

(1) 高齢者等避難

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対してその避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を発令する。

(2) 避難指示等

災害時の警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

なお、村長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ア 避難のための立ち退きの指示

イ 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

※災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

(3) 都知事への報告

村長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を都知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、都知事に報告する。

(4) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは避難のための立ち退きの指示等の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ的確に実施されるよう協力する。

(5) 警戒区域の設定

人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、村長は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(6) 避難指示等の判断・伝達に対する支援要請

村は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認め

るときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している気象台及び都（総務局）に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。このため、避難指示等を発令する際に、国又は都（総務局）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(7) 警戒レベルの導入

「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じて住民の避難行動等を支援する「警戒レベル」が導入されている。村は、都と連携して「警戒レベル」の普及啓発を図る。

【警戒レベルの一覧表（周知・普及啓発用）】

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 （注） 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

出典：内閣府（防災担当）「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）

3 避難指示等の伝達

村は、平常時から地域単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるとともに、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 避難指示等の内容

村は、次の内容を明示して避難の指示等を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示等の理由
- オ その他必要な事項



(2) 伝達方法

村は、避難指示等の発令を行った後、直ちに防災行政無線及び拡声機搭載車により周知徹底を図るとともに、災害情報共有システム（Lアラート）に情報をアップロードし、テレビやラジオ等の報道機関を通じて避難者へ周知する。

## 第2節 避難誘導

### 1 安全な避難方法の確保

避難命令が発せられ警察官が避難の指示警告を行う場合には、状況の許す限り次の事項を明らかにして行う。

- ア 避難すべき事項、時期、避難先、避難誘導経路等
- イ 避難すべき理由
- ウ 避難先における給食等の準備状況
- エ 避難後の財産保護の措置

避難誘導は、混乱防止のため村職員を中心に警察、消防団の協力を得て、指定してある避難所に誘導するものとし、人命の安全を第一に、所要の装備、資器材を活用して円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、消防団等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

誘導経路については事前に検討し、安全を確認の上、危険箇所には表示、縄張り等をするほか要所に誘導警戒人員を配置し事故防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保して安全対策に万全を期し、浸水地等には必要によりロープ等の資器材を配置し万全を期する。

また、住民が避難した地域に対しては、警邏又は検問所を設けるなどにより、遺留財産保護その他犯罪の予防に務める。

#### 【避難経路】

- (1) 天上山の噴火の兆候による全住民の避難道路は、村道・面房・焼山線と決定しておく。避難する行程は徒歩を原則とする。各自で車両を使用した場合大混乱を招くことが予測されるので車両の使用は禁止する。
  - ア (1区・2区)は、渚橋より海岸沿いに都道を通り面房地区へ。
  - イ (3区)の七軒町住民は、千歳橋を経て村道1号線を通り面房地区へ。
  - ウ (4・5・6区)は、それぞれ村道1号線を通り面房地区及び焼山地区へ。
  - エ (7区)は、村道1号線へ出て面房から焼山地区へ。
  - オ (8区)は、村道3号線(高校方面)を通り都道を経由して面房、焼山地区へ。
  - カ (9区・10区)は、村道1号線を通り面房、焼山地区へ。
- (2) 風水害時において、水害が予想される地域を次のように区分する。
  - ア 字七軒町、風早、上の川、ついじ、下の沢、与種山麓一帯。
- (3) 上記地域の住民が避難時における受入場所は別表1(避難受入施設一覧)による。
- (4) 大規模な火災による避難地域は、明治32年の大火を教訓として当時の状況を考え合わせ西の季節風時における火災を対象にして、失火地点を1区(川原村)に想定して次のように避難地を定める。

ア 1区は最も風上における失火においては、神社境内を抜けて砂原方面へ、また状況により神津沢上流へ。2区及び3区は、都道を経て唯の池（ただぬけ）、桑沢方面又は神津沢上流へ避難する。

イ 4区から10区の住民は、状況に応じて速やかに避難準備をし、それぞれ中学校及び開発総合センターへ避難する。

(5) 避難する行程は混乱を防ぐため徒歩を原則とする。

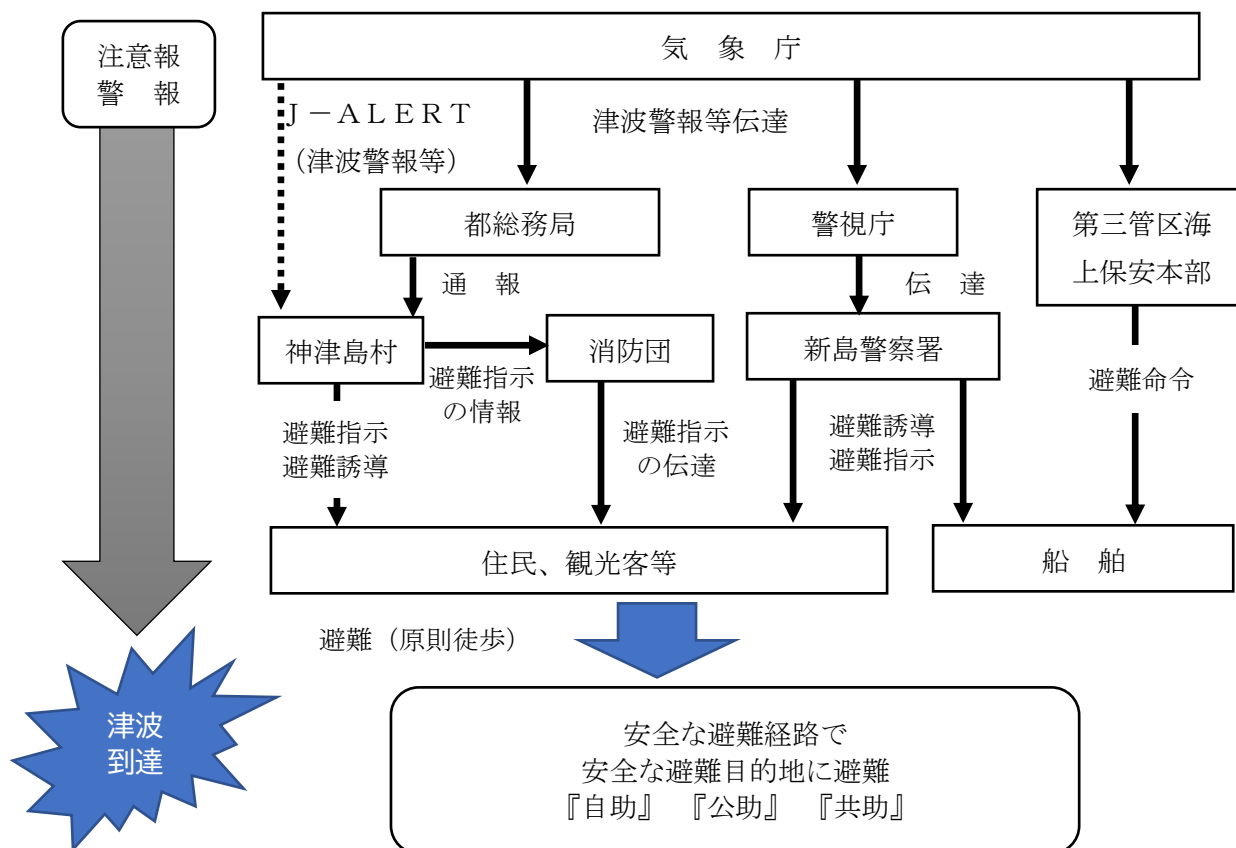
(6) 津波襲来による避難にあつては、1区の砂原地区及び川原村下流地区、5区の下の沢地区、並びに9区防風地区に想定し、1区住民は神社境内へ、下の沢地区は寺町を経て保育園へ、防風地区住民は中学校へ避難する。

## 2 津波に対する避難誘導

村は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、消防団や警察官等と連携して住民や労働者、観光客、船舶等に伝達するほか、安全な避難路にて避難誘導を行う。

また、村職員、消防団、警察官等、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

【津波に対する避難誘導體制】



- (1) 近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が襲来するおそれがある。したがって、強い地震（震度4程度以上）を感じたときには、次のとおり措置する。
  - ア 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する。また、村は、あらかじめ津波発生時の対応について住民等に周知徹底を図る。
  - イ 津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から退避するよう指示する。
  - ウ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、又は津波警報の伝達があったときは、直ちに住民等に対して避難指示を発令する。
- (2) 地震発生後の海面状況の監視、避難指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力を得て、迅速に行う。

## 第3節 避難所等の開設・管理運営

村は、新島警察署（神津島南駐在所）と協議の上、次の基準に従って事前に避難所を選定するが、現在の避難所並びに受入所及び受入可能人員は、別表1のとおりである。

- ア 避難所は、原則として区を単位として設置する。
- イ 避難所は、なるべく鉄筋又はブロック造り等の耐火構造として公共施設を利用する。
- ウ 避難所の受入基準は、おおむね次のとおりとする。

長期受入	居室	8 m ²	当り	1人
一時受入	居住	4 m ²	当り	1人

### 1 指定緊急避難場所の開設

村は、災害の状況に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知・徹底を図る。

### 2 指定避難所の開設・報告

本部長（村長）は、避難指示等を発令した場合は直ちに避難所を開設する。

民生班長は、村本部長から指示を受けた場合は、直ちに避難所に職員を派遣し、避難所開設に必要な準備を行わせる。

避難者が指定避難所以外の場所に避難した旨通報を受けたときは、最寄りの避難所に誘導するか、又は状況により職員及び物資を輸送し、その場所に臨時の避難所を開設する。

#### (1) 避難施設の開設

村は、災害の状況に応じ、次の事項に留意の上、あらかじめ定めた指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知・徹底を図る。

なお、発令前であっても住民が避難所（指示を受けた建物）に避難してきた場合には直ちに本部に連絡し、避難所を開設する。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するほか、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ア 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

イ 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、公共施設以外にも多様な手段で確保に努めるものとし、特に要配慮者のニーズに対応するため、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

ウ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努める。

エ 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするが、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

## (2) 避難所運営管理者の派遣

ア 村は、避難所を開設したときは、直ちに管理責任者を配置し、管理に当たらせる。

イ 管理責任者は、村本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の受入れ等に当たる。

## (3) 開設の報告

村は、避難所を開設した場合、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都（総務局）及び新島警察署、消防団等関係機関に報告する。

都（総務局）への報告は、原則として東京都災害情報システム（D I S）への入力等により行う。

# 3 避難所の運営管理等

## (1) 避難者の受入れ

避難者の受入れは、可能な限り事前に定めた避難区域単位に集団を編成し、地域住民等と連携して班を編制した上で受け入れ、避難者に係る情報の早期把握を行う。

## (2) 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、関係機関の協力の下、村が適切に行うものとし、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担が掛からないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。この際、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど多様な性の在り方の視点、要配慮者等に配慮する。

## (3) 生活環境の整備

村は、次の事項に留意の上、専門家等との定期的な情報交換に努め、避難所の良好な生活環境の継続的な確保を図る。

ア 住民の避難所への適正誘導及び受入れ並びに過密状況を把握する。

イ 立入禁止区域、土足禁止区域を設定する。

ウ 防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

エ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

オ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。

カ 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

キ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性のあり方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

ク 保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相

談、その他必要な保健活動を行う。

ケ 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係る運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

コ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。

サ 福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。

シ 避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX等の整備を行うなど、避難者の特性に応じた情報提供手段の確保を図る。

#### (4) 避難所の感染症対策

村は、新型コロナウイルス感染の経験を踏まえて、感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

また、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務班と民生班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

#### (5) 公衆浴場等の確保

村は、島しょ保健所大島出張所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

また、避難住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

#### (6) 要配慮者への配慮

村は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

また、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。

なお、福祉避難所の運営は、障がい特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保を図る。

#### (7) ボランティア等の受入れ

村は、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ボランティアの受入れに当たっては、「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れるものとし、村災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

(8) 避難の長期化への対応

村は、避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に関わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。

4 指定避難所以外の被災者への支援

村は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない住宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都（総務局）等へ報告を行う。

5 動物の救護

(1) 被災動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物については、迅速かつ適切な対応が求められることから、都（保健医療局）は、都獣医師会等関係団体と協働し、「動物救援本部」を設置し、負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護することとしており、村はこの活動に協力する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

村は、必要に応じて開設した避難所に、動物の飼養場所を確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

また、同行避難した動物の飼い主に対し、飼養場所の指定、給餌等の適正飼養、衛生管理等について指導する。

【避難受入施設一覧】

受入地区	施設名	所在地	電 話	構 造	面積 (㎡)	受入人数		給食能力
						一時	長期	
1区 6区	はまゆう保育園	神津島村902	8-0229	鉄筋2階	519	130	65	有
5区	生きがい健康センター	神津島村903	8-1176	一部2階	241	60	30	無
2区 3区	村立神津小学校	神津島村807	8-0009	鉄筋2階	1,668	417	208	無
4区	〃 体育館	〃	〃	鉄 骨	675	168	84	〃
7区 8区	村立神津中学校	神津島村1741	8-0585	鉄筋3階	680	170	85	無
10区	〃 体育館	〃	〃	鉄 骨	644	161	80	〃
9区	都立神津高等学校	神津島村1620	8-0556	鉄筋3階	1,735	433	216	無
〃	〃 体育館	〃	〃	鉄筋2階	3,300	825	412	〃
区外	神津島村開発総合センター	神津島村1761	8-1221	一部鉄骨	792	198	99	無

※大災害等の発生に伴い、第7章第2節の規定により開発総合センターを遺体収容所等に使用する場合は、これを優先する。



## 【災害対策基本法第49条の7の規定に伴う指定避難所（6箇所）】

施設名	所在地	電 話	構 造	面積 (㎡)	受入人数	
					一時	長期
はまゆう保育園	神津島村902	8-0229	鉄筋2階	519	130	65
生きがい健康センター	神津島村903	8-1176	一部2階	241	60	30
村立神津小学校	神津島村807	8-0009	鉄筋2階	1,668	417	208
村立神津中学校	神津島村1741	8-0585	鉄筋3階	680	170	85
都立神津高等学校	神津島村1620	8-0556	鉄筋3階	1,735	433	216
神津島村開発総合センター	神津島村1761	8-1221	一部鉄骨	792	198	99

## 【災害対策基本法第49条の4の規定に伴う指定緊急避難場所】

## ●崖崩れ土石流及び地すべり災害に伴う指定避難場所（5箇所）

施設名	所在地	電 話	受入人数	
			一時	長期
はまゆう保育園園庭	神津島村902	8-0229	271	135
村立神津中学校校庭	神津島村1741	8-0585	820	410
都立神津高等学校校庭	神津島村1620	8-0556	2,100	1,015
神津島村ヘリポート	神津島村字鷗穴157		2,181	1,090
神津島村多目的広場	神津島村字榎ヶ沢		6,060	3,030

## ●高潮災害・地震災害・津波災害に伴う指定避難場所（7箇所）

施設名	所在地	電 話	受入人数	
			一時	長期
物忌奈命神社境内	神津島村41		1,212	606
はまゆう保育園園庭	神津島村902	8-0229	271	135
村立神津小学校校庭	神津島村807	8-0009	2,020	1,010
村立神津中学校校庭	神津島村1741	8-0585	820	410
都立神津高等学校校庭	神津島村1620	8-0556	2,100	1,015
神津島村ヘリポート	神津島村字鷗穴157		2,181	1,090
神津島村多目的広場	神津島村字榎ヶ沢		6,060	3,030

## ●大規模な火災に伴う指定避難場所（6箇所）

施設名	所在地	電 話	受入人数	
			一時	長期
物忌奈命神社境内	神津島村41		1,212	606
村立神津小学校校庭	神津島村807	8-0009	2,020	1,010
村立神津中学校校庭	神津島村1741	8-0585	820	410
都立神津高等学校校庭	神津島村1620	8-0556	2,100	1,015
神津島村ヘリポート	神津島村字鷗穴157		2,181	1,090
神津島村多目的広場	神津島村字榎ヶ沢		6,060	3,030

【受入施設定員積算資料】

受入地区	施設名	面積 (㎡)	受入人数		備考
			一時	長期	
1区 6区	はまゆう保育園	519	130	65	左の積算 一時：4㎡当り1人 長期：8㎡当り1人
5区 (450人)	生きがい健康センター	241	60	30	
2区 3区	村立神津小学校	1,668	417	208	※注意 各区において、避難施設・避難場所はあくまで目安です。各個において、安全な避難施設等に避難します。
4区 7区 (870人)	〃 体育館	675	168	84	
8区	村立神津中学校	680	170	85	
10区 (650人)	〃 体育館	644	161	80	
9区 (430人)	都立神津高等学校	1,735	433	216	
	〃 体育館	3,300	825	412	
区外	神津島村開発総合センター	792	198	99	

【避難場所一覧】

受入地区	施設名	所在地	面積 (㎡)	備考
1区 2区	物忌奈命神社境内	神津島村41	2,000	
3区 4区 6区 7区 10区	村立神津小学校校庭	神津島村807	3,065	
5区	はまゆう保育園園庭	神津島村902	897	
8区	都立神津高等学校校庭	神津島村1620	7,364	
9区	村立神津中学校校庭	神津島村1741	8,057	
	神津島村ヘリポート	字鷗穴157	3,600	
	神津島村多目的広場	字榎が沢	10,000	

※避難場所・避難施設は目安として考え、5区6区における避難場所・避難施設については指定避難場所に限らず、最も安全に避難できる避難場所へ避難する。

また、8区から9区についても同様に、最も安全に避難できる避難場所へ避難する。

## 第4節 要配慮者の安全対策

村は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、以下に定める事項のほか、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

### 1 避難行動要支援者の安否確認等

要配慮者個々人に対応する窓口となる要配慮者対策班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、村本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

### 2 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ本計画で定めた重要事項等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難所の管理責任者等に引き継がれるよう措置するとともに、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。

- ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 診療所への移送
- ウ 施設等への緊急入所

### 3 福祉避難所の開設

現在、村では福祉避難所の指定はないが、福祉避難所を開設した場合、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都（福祉局）及び新島警察署、消防団等関係機関に連絡する。

また、福祉避難所等において運営に支障をきたしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。

派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

### 4 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居者の選定に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

### 5 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

## 第5節 島外への避難（広域避難・広域一時滞在）

### 1 協議等

村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、島外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難・広域一時滞在に係る協議等を要請することができる。

#### (1) 都内への広域的な避難

都内の他の区市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該区市町村に対して直接要請し、都知事にその旨を報告する。

#### (2) 都以外への広域的な避難

ア 他の道府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、都知事に対して当該他の道府県との協議を求める。

イ 村から協議の求めがあった場合、都知事は、他の道府県と協議を行う。また、村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域的な避難について助言を行う。

ウ 事態に照らし緊急を要すると認める場合、村は、上記によらず、都知事に報告した上で、自ら他の市町村と協議する。

### 2 避難者の移送等

村は、避難者の受入先及び避難手段が確定した後、村は必要に応じて、当該地方公共団体の区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

なお、島外へ避難者を移送する場合は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先となる地方公共団体に派遣するよう努める。

移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の地方公共団体がを行い、村は運営に積極的に協力する。

また、広域的な避難により居住地以外の地方公共団体に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の地方公共団体における連携に配慮する。

### 3 避難者の受入れの備え

村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難・広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の地方公共団体からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第9章 物流・備蓄・輸送対策

関係機関が連携して被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。  
また、輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。

### 第1節 飲料水の供給

---

#### 1 給水基準

##### (1) 対象

災害の発生に伴い水道の供給が不可能となり、又は、井戸等の汚染により現に飲料に適する水を得ることができない者に実施する。

##### (2) 給水量

村は、給水計画を確立し、被災住民に対し飲料水の供給を行う。

給水量は、必要最小限として1日一人3リットルを確保するものとし、状況に応じて増量する。

#### 2 給水体制

##### (1) 情報の収集

給水については、地震が原因で水道管破損による給水停止が最も憂慮される事態である。簡易水道の被災により断水した場合は、断水箇所、供給人口等の情報を収集する。

##### (2) 給水資器材の確保

水源施設の自家発電装置の設備及び給水活動に使用する給水タンク等の資器材、給水要員等を確保し、まず避難所への給水確保、続いて一般人に対しては消火栓を利用した給水、給水タンクによる配分の順で実施する。

また、被災者が必要な給水袋等も確保する。

なお、本村の現有資器材は、揚水ポンプ用発電機（災害緊急用）であり、水道給水能力は日量2,500 tである。

##### (3) 応援要請

村での対応が困難な場合は、都（水道局）、自衛隊に応援を要請する。

また、簡易水道での給水が困難な場合は、船舶による島外からの給水を都（水道局）に要請する。

#### 3 給水活動

##### (1) 応急給水の実施

村は、第一に私設貯水槽の利用を呼びかけ、なおかつ車両による応急給水を実施する。

また、都（水道局）との連携を迅速に行い、あらゆる方法によって給水の確保に努める。

(2) 飲料水の安全確保

村は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。

また、都が編成・派遣する環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

4 飲料水の確保

村は、給水体制が整わない場合は、ペットボトル等の保存水を確保し、配布する。

## 第2節 食料・生活必需品等の供給

---

災害が発生すれば、食糧の配給販売機能は一時的に麻痺状態となるので、住居家財等に被害を受け、日常の食糧を欠くに至った罹災者に速やかに配給することができるよう平常時から災害用食糧を確保するほか、緊急に調達できる措置を講じておき、食糧の確保と人心の安全に万全を期するよう計画する。

### 1 食料の供給

#### (1) 給食基準

##### ア 災害救助法適用前

自らの責任において実施する被災者に対しての給食基準は、災害救助法施行規則記載の限度額以内とする。

##### イ 災害救助法適用後

被災者に対する食品の給与は、開設する避難所において、災害救助法の定める基準に従って行う。

#### (2) 食品調達方法

村は、離島という特殊事情と財政的脆弱さから災害用応急食品の購入、備蓄が十分にはできないため、災害時には以下のとおり調達する。

##### ア 米穀の調達

あらかじめ指定した業者より購入する。

##### イ 乾パンの調達

大島支庁を通じて都（総務局）に対し、災害応急用食料の支援要請を行う。

##### ウ 副食及び調味料

民間小売業者に緊急調達の協力を委託する。

##### エ 粉ミルクの調達

あらかじめ指定した業者より購入する。

##### オ 村の調達食糧に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、村は都に要請する。

なお、災害救助法発令後は原則として都に対して手配を要請する。

#### (3) 災害救助法適用前

東京都の給食基準に準じて行う。

#### (4) 災害救助法適用後

原則として災害救助法施行細則に定めるところによる（災害発生の日から7日以内）。ただし、米飯は労力奉仕によることとし原則として手数料を含まない。

## 【主・副食品指定業者一覧】

地区名	店舗名	所在地	電話	備考
4区	みのりや	〃 634番地	8-0309	
5区	藤屋ベーカリー	〃 700番地	8-0925	
6区	梅家商店	〃 851番地	8-0054	
6区	関庄商店	〃 816番地	8-0021	
7区	遠藤商店	〃 1026番地	8-0090	
7区	中豊商店	〃 986-2番地	8-0102	
8区	勝造商店	〃 1017番地	8-0109	
9区	丸伴商店	〃 1445番地	8-0043	
10区	もろみや商店	〃 841番地	8-0121	

## 【粉ミルク指定業者一覧】

地区名	店舗名	所在地	電話	備考
7区	松村商店	神津島村 985番地	8-0055	
8区	河合商店	〃 1090番地	8-0592	

## (5) 食品の輸送及び配分

民生班は、調達した食品を第3節「輸送対策」により避難所へ輸送する。

民生班長は、交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における集積地として選定する。

災害応急食品の輸送はトラック等を使用賃借の上輸送する。

なお、トラック等による輸送が困難な場合においては、人員を確保し、速やかに避難所に届ける。

災害救助法適用後において都からの調達食品が指定引継ぎ地まで輸送された場合は上記による。

## (6) 炊き出しの実施及び給食配分

災害時の炊き出しは、学校給食施設、交流会館調理場などを利用し、住民の協力を依頼し、必要な人員を確保した上で、円滑に行えるよう努める。

罹災者に食品の給与を実施する場合の順序、給食の範囲、献立、炊き出し等については次に定めるもののほかは本部長（村長）がその都度定める。

災害救助法適用後においては、本部長は都本部長の補助機関として食品の給与を実施する。

罹災者に対する炊き出しは学校の給食施設等を利用して実施する。

ア 罹災者に対する給食は原則として乾パン、生パン、米飯の順で支給する。

イ 罹災者に対する給食は主として避難所に避難した罹災者に支給する。

ウ 罹災乳幼児に対する粉ミルクの給与は必要に応じ、乳児救護班を編成して行う。

エ 食品の配分について、担当職員は送付を受けた食品を本部の指示に従い配分計画を樹立し配分する。

民生班は、業務完了後すみやかに様式1及び様式2により総務班に報告する。



【様式1】

食品給与簿

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				

※「区分」欄には、朝、夕の別を記入する。

【様式2】

品名					
年月日	摘要	受	払	残	備考

- ※1. 品名ごとに作成する。
- 2. 「摘要」欄には購入先、受入先及び払出先（炊出場）を記入する。
- 3. 「備考」欄には購入金額を記入する。

(7) 食品の安全確保

村は、都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ウ 手洗いの励行
- エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- カ 情報提供
- キ 殺菌、消毒剤の調整
- ク 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

2 生活必需品の供給

(1) 供給方針

生活必需品の給（貸）与は、災害救助法の適用があれば実施することとなるが、村は災害救助法の適用にいたらない災害及び救助を実施するまでの応急救助に必要な生活必需品の確保を図り、被災者からの希望に応じて、毛布、肌着等の生活必需品の貸与や給与を行う。

(2) 調達品目及び数量

生活必需品のうち、調達を予定する品目及び数量は、あらかじめ計画しておく。

(3) 調達方法

上記「1(2) 食品調達方法」と同様、備蓄に限りがあるため、備蓄品を除く生活必需品に関し

では、民間小売業者と協力し、調達に支障なきよう取り計らう。

都知事の指示を受け、指定業者により必要な品目について村が購入する。

通信途絶等緊急の場合は、村において必要な品目を定め直接指定業者より購入し、事後都知事に報告する。

予定されていない品目又は指定業者だけで調達できない場合は、その都度業者を選定し購入する。

村の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、村長は都に要請する。

なお、災害救助法適用後は原則として都に対し手配方を要請する。

**【生活必需品指定業者一覧】**

地区名	店舗名	所在地	電 話	備 考
3区	丸 一 建 材	〃 字鍛冶山328	8-0529	
4区	大 堂 商 店	〃 640番地	8-0584	建材資材
6区	梅 家 商 店	〃 851番地	8-0054	
6区	関 庄 商 店	〃 816番地	8-0021	
7区	松 村 商 店	〃 985番地	8-0055	
9区	河 合 商 店	〃 1090番地	8-0592	
9区	丸 伴 商 店	〃 1445番地	8-0043	
10区	もろみや商店	〃 841番地	8-0121	

**(4) 生活必需品の給（貸）与基準**

災害救助法の適用にいたらない災害については、東京都の生活必需品給（貸）与に準じて実施する。

また、災害救助法適用後は、次のとおりとする。

ア 都知事の示す給（貸）与基準による。

イ 都生活必需品給（貸）与基準については、罹災世帯に対する生活必需品（貸）与基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、事情により、この給（貸）与基準により難しい場合は、別途都知事の承認を得て定める。

**(5) 生活必需品の輸送**

民生班は、村において調達した物資及び都より給付を受けた物資を指定の集積地に集め、車両等をもって避難所又は避難所責任者の指定する場所へ緊急輸送する。

なお、災害の状況によっては、調達先より直接避難所に輸送し、また調達先の業者に輸送させる等考慮する。

**(6) 生活必需品の集積地**

ア 村役場

イ 災害の状況によって、開発総合センター、その他公共施設等適当な場所を選定する。

**(7) 生活必需品の配分**

災害時における生活必需品の配分に当たっては、配分対象者の把握に努めるとともに、配分場所、配分方法、並びに従事者の確保等を十分に検討した上で、配分計画を立てる。

また、迅速かつ公平に配分するために、関係機関にも協力を要請する。

ア 給（貸）与する生活必需品の品目等の決定

村長は、罹災者に給（貸）与する品目、数量等は、災害の状況に応じて原則として(4)に定める

限度額の範囲でその都度定める。

災害救助法適用後は、都知事の指示を受け実施する。なお、通信途絶等により指示を受けるいとまのないときは、上記により決定し、罹災者に配布後直ちに都知事に報告する。

#### イ 生活必需品の給（貸）与の範囲

生活必需品の給（貸）与は、主として避難所受入れの罹災者を対象に実施するが自宅残留罹災者、その他の罹災者に対しても必要に応じて実施する。

#### ウ 生活必需品の配分

民生班長は、交付対象者の把握に努めるとともに、物資の交付場所、交付の方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。

生活必需品の交付担当者は、上記の配分計画に基づき、民間協力団体及び罹災者の協力を得て公平に交付する。

また、避難所受入れの罹災者に対する生活必需品の交付は、避難所担当職員が受入れの罹災者の協力を得て実施する。

生活必需品の交付担当責任者は、罹災者に物資を交付したときは、罹災者から別紙様式1による受領書を徴することとし、生活必需品の交付担当者は、別紙様式2により物資の受払を記録しておく。

【別紙様式1】

物資給（貸）与受領書

住家被害 程度区分		給与の基礎となつ た世帯構成人員	人	災害発生時世 帯構成人員	人
				うち死亡者数	人

災害救助用物資として、下記内訳の通り受領しました。

令和 年 月 日

住 所

世帯主

印

給与年月日	品 名	数 量	備 考

【別紙様式2】

品 名					
年月日	摘 要	受	払	残	備 考

- * 1. 品名ごとに作成する
- 2. 「摘要」欄には購入先、受入先及び払出先を記入する。
- 3. 「備考」欄には購入金額を記入する。

3 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

村は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その可否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応していく。

4 燃料の供給

村は、都と協力して石油関係団体をはじめとした関係団体等と連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう努める。

## 第3節 輸送対策

### 1 輸送車両の確保

村は、災害応急対策実施のため、必要な車両を迅速に調達できるよう配慮する。災害予防及び災害復旧等による人員・物資の搬送には、全車両を配備し、運行に支障をきたさないよう態勢を整える。

なお、やむを得ず不足が生ずる場合は、島内の個人車両を使用貸借し、それでもなお不足が生じる場合においては、都（総務局総合防災部）へ調達のあっせんを速やかに要請する。

村において必要とする車両等は、総務班において調達し集中管理する。

ア 乗 用 車 村所有の車を使用し、不足を生じる場合は、営業車等を雇い上げる。

イ 貨物自動車 必要に応じ運送業者より調達する。

ウ バ ス 村営バス等を使用し、不足を生じる場合は、民間のバスも雇い上げる。

エ 船 船 漁協、海運業者、東海汽船等から調達する。

オ 航 空 機 新中央航空から調達する。

### 3 配車等計画

#### (1) 配車等基準

災害予防及び災害復旧計画に必要な車両等は、総務班において緊急計画を立て災害応急対策用車両を転用し、輸送力を確保する。

#### (2) 配車等手続

各部において、車両等を必要とするときは、車種、トン数、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、総務班に請求する。

総務班は、直ちに調達し、各部に引き渡す。

### 4 人員及び救助物資等輸送計画

#### (1) 人員輸送

事前避難指示等が発せられた場合、老幼婦女子等の自主的避難促進のため状況に応じ、村所有の車により緊急輸送に努める。

罹災者の他地区への輸送は、原則として総務班が実施する。

#### (2) 救助物資等輸送

災害応急対策用資器材は、建設班が輸送する。

食品、生活必需品及び義援物資は、民生班が輸送する。

その他応急対策用物資、資材等は各部が輸送する。

### 5 輸送拠点等の確保

#### (1) 地域内輸送拠点の設置

村は、村外からの食料・生活必需品等を受け入れ、避難所等へ搬送するための仕分け・一時保

管を行うため、神津島港船客待合所及び周辺を地域内輸送拠点として活用する。

## (2) ヘリコプター離着陸場の確保

村は、安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保するとともに、ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援等を実施する。

## 6 災害時における交通規制

村は、災害発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と応急対策に必要な緊急車両の交通を確保するため、警察に対して交通規制の要請等、協力を依頼する。

道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため交通の規制を必要とする場合は、東京都公安委員会の告示により規制する。

緊急の必要がある場合は、上記告示のあるまでの間、被災地及びその周辺について、新島警察署長が法の定めるところにより交通の制限、禁止を行う。

新島警察署長は、危険箇所の表示、交通遮断、一方通行等適切な交通規制を行い、交通秩序の維持に努める。

村は交通の妨害となっている倒壊樹木、電柱、その他の障害物の除去及び損壊した道路、橋梁等の応急補修等について新島警察署及び関係防災機関と協力し復旧に努めるとともに交通の確保を図る。

災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急車両の確認は、新島警察署において実施する。村が救助物資等緊急車両の確認を必要とする場合は、新島警察署（神津島南駐在所）に申請する。

## 7 その他

その他大規模災害（噴火等）により住民全員の広域的な避難が必要となる事態となった場合は、「東京都地域防災計画」の定めるところにより、至急船舶、航空機の派遣要請を行う。

## 第10章 労務需要対策

### 第1節 労力の確保

---

災害時における応急対策の実施は、村の職員のみでは十分ではないので労働者を雇い上げ又は民間団体の協力を得るなどして労力の確保を図るものとし、これを直ちに対応し得るよう態勢を確立しておく。

### 第2節 奉仕団

---

- (1) 村本部長は、災害時において必要があると認める場合は、民間団体の協力を得て奉仕団を編成する。
- (2) 奉仕団の編成に当たり協力を得る団体はおおむね次のとおりとする。
  - ア 商工会女性部
  - イ その他（状況に応じ上記以外の団体に協力を求める。）
- (3) 奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。
  - ア 避難所の奉仕、避難所に受入れされた罹災者の世話などの実施
  - イ 給食の奉仕、罹災者及び災害対策従事者のための炊き出し、食品の配布の実施
  - ウ 救助物資の支給、救助物資の配布、義援品の整理及び配布
  - エ 飲料水の供給、罹災者への飲料水の配布
  - オ 防疫の奉仕、避難所その他被災地の消毒の実施
  - カ 被害状況調査等、被害状況調査の協力及び実施
  - キ その他災害応急措置の協力、罹災証明書交付事務の協力等

### 第3節 工作協力隊

---

- (1) 村本部長は、災害時において必要があると認める場合は、管内建設業者等の協力を得て工作協力隊を編成する。
- (2) 工作協力隊の編成に当たり協力を得る建設業者等とは、あらかじめ必要事項について協定しておく。
- (3) 工作協力隊の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。
  - ア 水防活動に関する業務の実施
  - イ 障害物の除去等に関する業務の実施
  - ウ 施設等の応急復旧に関する業務の実施
  - エ その他災害応急対策業務の実施

### 第4節 労働者雇上計画

---

職員及び奉仕団並びに工作協力隊員の人員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは労働者を雇い上げる。

### 第5節 労務供給計画

---

- (1) 村各班は、奉仕団その他の労力を必要とするときは、本部長室（総務班）に要請する。
- (2) 総務班長は、村各部より要請があったときは、直ちに次の事項を明示の上、関係団体に協力を要請する。

なお、災害により、奉仕団その他で確保した労力で、なお不足する場合には都の応援を要請する。

  - ア 応援を必要とする理由
  - イ 作業の内容
  - ウ 従事場所
  - エ 就労予定時間
  - オ 労務の種別
  - カ 所要人員
  - キ その他必要事項



## 第6節 費用の負担

---

奉仕団の労務提供は、原則として作業終了後直ちに支払う。

### 【別紙様式】

#### 受領書

#### 1 金額

品名

但し上記（金額・物品）を確かに受領しました。

令和 年 月 日

神津島村災害対策本部

神津島村長

印

殿



## 第11章 ごみ・し尿・廃棄物等の処理、障害物の除去

災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、住民の生活環境の保持を図る。

### 第1節 ごみ処理

#### 1 ごみの処理方針

村は、災害等により排出される大量のごみ、燃えがら等を迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図るとともに、日常生活の早期回復に資する。

#### 2 ごみの処理方法

- (1) 清掃委託業者による作業班を編成し、災害地域のごみ収集に当たる。
- (2) 収集したごみは、できる限り現在施設において焼却処理するが、施設が被災によって使用不能となった場合は、あらかじめ指定した場所に一時保管し、復旧後に処理を行うこととする。ただし、これが長期間にわたり復旧の見通しが立たなくなった場合は、近隣の町村等へ要請し処理を行う。

#### 3 処理資材

車種	積載量	数	配置場所	所在地	電話
バックマスター	2t	2	神津島村字焼山	神津島村1229番地	8-1924

### 第2節 トイレの確保及びし尿処理

#### 1 トイレの確保及びし尿処理方針

村は、被災地におけるトイレ対策及びし尿処理業務等の対策を実施する。ただし、村のみでは実施することが困難な場合は、都（総務局・環境局）に対して応援要請を行う。

なお、し尿及び生活雑排水は、浄化槽により一部処理しているが、今後においても自然環境に配慮し浄化槽による処理を推進していく。

推定排出量	1日の処理量	処理に必要な日数	備考
11kl	11kl	1日	

## 2 し尿の処理方法

### (1) 地域における対応

発災後、ライフラインの供給が停止した場合においても、可能な限り既設水洗トイレが使用できるよう事業所、家庭では、平素から水の汲み置き等により、断水時に備えた生活用水の確保に努める。

### (2) 避難所等における対応

発災後、断水した場合、村は、プール等で確保した水を利用し、水洗トイレが使用できるように努める。また、浄化槽が被災した場合など避難所等の状況により、仮設トイレ等の確保に努め、衛生環境に配慮する。

### (3) し尿の収集・処理

清掃委託業者による作業班を編成し、し尿の収集に当たる。

収集した尿は、あらかじめ指定した場所に投棄する。

被災地のし尿処理について、委託清掃作業従事者のみで対処できない場合、村は、人員の臨時雇い上げ、車両の確保等を行い、早期処理の達成に努める。

また、必要に応じて都（環境局）へ応援要請を行い、収集体制を確保する。

### (4) 処理資材

用途別	車種	積載量	数量	委託業者	所在地	電話
し尿処理用	バキューム車	1.80kℓ	2	清水清掃車	神津島874	8-0098

## 3 トイレ対策

### (1) 仮設トイレの確保

村は、断水により水洗トイレが機能しない場合は、仮設トイレを事業者等から確保し、避難所等に設置する。村で確保できない場合は、都（総務局）に要請する。

なお、仮設トイレは、要配慮者用トイレや防犯性の高いトイレを確保するよう配慮する。

### (2) その他の手段の確保

村は、仮設トイレ以外に簡易トイレ、組み立てトイレ（マンホール用）など、多様な災害用トイレの確保を図る。

また、自宅等の既存のトイレが使用できるよう、非常用のトイレセットの確保に努める。

## 第3節 障害物の除去

---

### 1 住宅関係障害物除去

村は、災害により生じた土石、竹、木等の障害物の除去について、自己の資力で賄うことができないと判断したものに限り、村保有のトラック等の機材を使用し実施する。

また、災害救助法適用時には、除去対象戸数等必要な事項を調査し、大島支庁を通じ都知事に応援を要請する。

### 2 道路関係障害物除去

村は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都（建設局）に報告するとともに、関係機関と相互に密接な連絡をとり、所管する道路上の障害物を早急に除去し、速やかに道路の修理復旧を施行する。なお、交通の多い主要道路を重点的に除去する。

また、関係各部は一致協力し、これらの応急修理を最優先事項とし、迅速に対応する。

### 3 その他

障害物除去作業に関し、機械力、労務者に不足が生じた際は、村内業者に協力を要請し、障害物除去の促進を図る。

## 第4節 災害廃棄物処理

---

村は、被災状況を踏まえ、災害廃棄物処理体制を確立し、再利用又は適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。このため、「東京都災害廃棄物処理計画」を踏まえ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、他の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、あらかじめ計画しておくよう努める。

また、災害の規模、被災状況によっては、都（総務局・環境局）に対して応援を要請する。

### 1 災害廃棄物処理実行計画の作成

村内の被災状況を確認し、被災の規模に応じて災害廃棄物の発生推定量を算出、集積場所及び最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

### 2 災害廃棄物の収集・処理

大量にがれき等が発生した場合は、公共用地等に仮置場を設置する。

村の処理能力を超えるがれきが発生する場合は、仮置場にて、選別、焼却、破砕等の処理を行うが、被災状況を都（環境局）に報告し、必要に応じて応援を要請する。

なお、環境大臣によって村が廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。



## 第12章 ライフライン施設の応急・復旧対策

水道、電気、通信、LPガスなどのライフライン関係機関における活動態勢を確立するとともに、ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

### 第1節 水道施設

---

村は、被災した水道施設の応急対策を次のとおり実施する。

#### 1 災害復旧用資器材の調達

災害時の配水管及び給水装置等の資材について、村内の建設業者の応援を得て対処することとし、なお、不足する場合には、都（水道局）に対して支援を要請し、調達する。

#### 2 施設の点検

災害発生後、速やかに水道施設及び工事実施中の箇所等を点検し、被害状況を把握する。

#### 3 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに応急措置を行う。

#### 4 復旧対策

被災した水道施設の復旧を次のとおり実施する。

##### (1) 水源・導水施設の復旧

水源・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

##### (2) 浄水施設の復旧

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

##### (3) 管路の復旧

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要性、浄水施設・配水施設の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

## 第2節 電気施設

---

災害により電力施設に被害があった場合の停電による被害は、ライフライン施設にも影響し、広範囲に被害が拡大するおそれがある。

災害時における停電を回避するため、東京電力グループは、電力施設の機能の維持、復旧等について応急対策を実施し、村本部との情報共有・連携体制を確立して応急・復旧対策を実施する。

復旧は、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる役場、避難所等を優先するものとし、各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

また、設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。

## 第3節 通信施設

---

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれが生ずるなどその影響は大きい。

指定公共機関である各通信事業者は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行うとともに、それぞれの計画に基づき、応急・復旧対策を実施する。

## 第4節 LPガス

---

LPガス事業者は、LPガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。



## 第13章 公共施設等の応急・復旧対策

公共土木施設並びにその他の公共施設等の管理者は、機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

### 第1節 公共土木施設等

---

#### 1 道路

道路管理者（村、大島支庁）は、管理する道路について、パトロール等による広報を行うとともに、交通規制等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じる。

また、基幹道路から早急に応急措置を実施し、交通の確保を図る。

#### 2 港湾等

##### (1) 港湾施設

都（大島支庁）は、地震、津波、高潮等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設及び漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急・復旧対策を行う。

##### (2) 漁船係留施設、海岸施設

災害により海岸施設に破壊、崩壊等が生じた際は災害の拡大を防止するため、村は、港湾工事の専門家等と相談の上、応急対策を実施するなど機能回復に全力を挙げる。特に漁船係留施設等は、本村の基幹産業の1つであるため、優先的に復旧対策に着手する。

#### 3 砂防、急傾斜地崩壊防止施設等

村は、被害の発生状況等の情報を収集し、都（大島支庁）に報告する。

また、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ、避難指示等を発令し、避難活動を実施する。

都（大島支庁）は、砂防、急傾斜地崩壊防止施設等の応急措置及び応急復旧対策を実施する。

## 第2節 社会公共施設等

---

### 1 公共施設

役場庁舎、診療所等の公共施設の応急対策は、各施設の管理責任者が関係機関と連携し、次のとおり応急対策を行う。なお、公共施設は、防災上重要な拠点となることから、施設の応急対策に係る作業については優先的に着手する。

- (1) あらかじめ定めた計画に基づき、利用者の安全確保を行うとともに、通信手段の確保に努める。
- (2) 状況に応じ、関係機関に対して人的、物的応援を要請するなど必要な措置をとり、万全を期する。
- (3) 学校・保育施設は、「第3部 第15章 応急教育・保育対策」に定めるところによる。

### 2 社会福祉施設等

社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。また、必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

さらに、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定するものとし、施設単独での復旧が困難である場合は、村が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。

### 3 文化財施設

#### (1) 応急対策

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、直ちに関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。

イ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

#### (2) 復旧対策

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

## 第14章 大規模事故等の応急対策

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い発生する、危険物等災害、大規模な船舶、航空機事故、また、災害時において危険動物が逸走する事態に対し、防災関係機関と連携して応急対策を講じ、被害拡大防止の一層の充実・強化を図る。

### 第1節 危険物事故

---

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者が、第2に消防及び警察が対応に当たるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合、防災関係機関は、相互に協力の下、被害の拡大防止を図る。

#### 1 応急措置

##### (1) 危険物等取扱事業者の対応

石油類、高圧ガス等の各危険物等取扱事業者は、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施して被害の拡大を防止する。

##### (2) 消防団の対応

消防団は、危険物の事故が発生した場合、次の措置をとる。

- ア 事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。
- イ 消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

##### (3) 新島警察署の対応

新島警察署は、危険物の事故が発生した場合、次の措置をとる。

- ア 関係機関との連絡通報を行う。
- イ 村長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は村長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

##### (4) 村の対応

村は、危険物の事故が発生した場合、必要に応じ、事業者に対して情報連絡及び応急措置の実施を指示するとともに、次の措置をとる。

- ア 避難指示等
- イ 避難誘導
- ウ 避難所等の開設
- エ 避難者の保護

オ 情報提供

カ 関係機関との連絡

## 2 応急・復旧対策

都（大島支庁）は、村等と連携の下、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

## 第2節 船舶事故、航空機事故等

---

### 1 活動態勢

村は、村内又はその周辺で、船舶事故、航空機事故等の事故発生情報を把握した場合は、警戒第1配備をとり、関係機関からの情報収集を行う。

情報収集の結果、村の対応が必要な場合は、災害の規模に応じた非常配備態勢をとり、対応に必要な職員を動員する。

また、必要に応じて村本部を設置する。

### 2 応急対策

村は、新島警察署、都（大島支庁）、海上保安庁等の関係者と連携して次の措置をとる。

- (1) 被災者の救助
- (2) 消火
- (3) 負傷者の応急医療救護、搬送
- (4) 住民への避難指示等
- (5) 乗客等への一時待機場所、飲料水、食料等の供給
- (6) 救助機関等への施設の提供等

また、都（大島支庁）は、救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。

### 3 流出油への対応

沿岸及び船舶等から大量の油等が流出した場合、又はこれに伴う火災が発生した場合、下田海上保安部、東京消防庁、警視庁及び都（大島支庁）は、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸住民への被害防止等の措置を講じる。

村は、住民への火気管理の徹底指導、陸上への被害拡大防止、住民への避難指示等を行う。

## 第3節 危険動物の逸走時対策

---

村は、住民が飼養している特定動物等（特定動物及び人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、都、新島警察署等と協力して、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集、住民の避難等の対策を行う。



## 第15章 応急教育・保育対策

本村における災害発生の場合、神津島村立小、中学校児童・生徒の教育を中断することなく教育目的を達し、小、中学校の災害予防、応急対策復旧を通じ、教育効果の達成を図る。児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、平常時から避難体制の整備を図るとともに、災害時において教育の中断を最小限にとどめるよう努める。

### 第1節 応急教育対策

---

#### 1 事前準備

学校長は、学校の立地条件などを考慮した上で、副校長、教職員等と綿密な検討を重ね、災害時の避難方法、応急教育、指導の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておく。

- (1) 避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。
- (2) 常に気象状況等に注意を払い、災害発生のおそれがあると判断した際は、円滑に児童・生徒の帰宅、避難が実施できるよう備える。
- (3) 次の事項に留意の上、応急教育体制の整備に努める。
  - ア 災害が発生するおそれがあるときは、学校行事、会議、出張を中止すること。
  - イ 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討すること。
  - ウ 村教育委員会、警察、消防団及び保護者への連絡網を確認すること。
  - エ 勤務時間外においては学校職員の所在を確認し、非常招集の方法を事前から定め職員に周知させておくこと。

#### 2 応急対策

学校長は、災害時において次の措置を講ずる。

- (1) 児童・生徒が在校中や休日等の部活動など、学校の管理下にあるときは、安全確認ができるまでの間、安全が確保された場所で保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引き渡しができる場合には、児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、児童・生徒の安全な引き渡しを行う。
- (2) 災害の規模、児童・生徒、教職員並びに施設等の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会に連絡する。
- (3) 状況に応じて、村教育委員会と協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 関係機関に対し人的、物的応援を要請し、学校施設の応急修理を迅速に実施する。なお、施設の応急対策に係る作業については他の公共施設と同様に優先的に着手する。

### 3 応急教育対策

#### (1) 応急復旧対策

学校長及び村教育委員会は、教育活動の早期復旧に向け、次の対策を行う。

##### ア 学校長

- (ア) 学校職員の状況を把握するとともに、学校施設及び児童・生徒の被害状況について調査を行う。
- (イ) 調査により教材等に不足が生じた際は、村教育委員会に連絡し、不足品の支給に協力する体制を整える。また、あらかじめ定めた計画に基づき、臨時の学級編成等種々の措置を講ずることを検討する。この場合、その旨を村教育委員会に報告する。
- (ウ) 避難した児童・生徒については訪問、面談を行い、状況の把握に努め、個別に指導を継続するよう取り計らう。なお、指導内容は主として健康、安全教育、生活指導に重点を置く。
- (エ) 児童・生徒及び保護者に対しても応急教育の実施について周知徹底させ、円滑な運用が図れるよう努める。
- (オ) 学校を避難所として提供したために長期間教室が使用できない状況となった場合は、村教育委員会と協議し、他の公共施設の確保を図るなど、平常授業が早期に再開できるよう努める。

##### イ 村教育委員会

- (ア) 情報指令伝達網の確立と指示事項の周知徹底を図る。
- (イ) 台風、高潮、津波等で学校施設において教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育庁と連絡を密にして、応急教育計画などを作成する。
- (ウ) 児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。
- (エ) 被害を受けた施設のうち、緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

#### (2) 学用品の調達及び支給

学用品の支給対象、期間、費用の限度等は、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）に定めるところによる。

災害により失った学用品の調達は、村教育委員会が学用品の調達数量及び給与対象者を取りまとめ、都知事（都教育庁）に報告する。

なお、学用品の配分は都知事より職権の委任を受けた村長が実施することとなっているが、給与の迅速化を図るため、必要に応じ村教育委員会や、学校長も配分できることとする。



## 第2節 応急保育

---

### 1 事前準備

保育園長は、災害時における園児の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保を図るため、保育園の立地条件などを考慮した上で、災害時の避難方法、応急保育の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておく。

### 2 応急対策

保育園長は、災害時において次の措置を講ずる。

- (1) 園児を保育中は、安全確認ができるまでの間、安全が確保された場所で保護し、安全確認ができ、なおかつ確実に保護者等への引き渡しができる場合には、園児を帰宅させる。また、保護者に対しては、園児の安全な引き渡しを行う。
- (2) 災害の規模、園児、保育士並びに施設等の被害状況を速やかに把握し、村に連絡する。
- (3) 状況に応じて、村と協議の上、臨時休園等の適切な措置をとる。
- (4) 関係機関に対し人的、物的応援を要請し、保育施設の応急修理を迅速に実施する。なお、施設の応急対策に係る作業については他の公共施設と同様に優先的に着手する。

### 3 応急復旧対策

村は、保育園の被害状況を把握し、応急復旧を行い、早期に保育を再開するよう努める。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。



## 第16章 応急生活対策

災害からの速やかな復旧を図るとともに、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援対策を講ずる。

### 第1節 被災住宅の応急危険度判定

---

#### 1 判定の実施

村は、地震により多くの建築物が被災した場合、二次災害防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行うための実施体制を整備する。

また、都（都市整備局）に対し、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録している建築物の応急危険度判定員の出動要請及び必要となる支援等を要請する。

#### 2 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

### 第2節 被災宅地の危険度判定

---

#### 1 判定制度の目的

地震や大雨等により被災した宅地について、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

#### 2 判定対象宅地

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長（村長）が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

#### 3 判定の実施

(1) 村長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

(2) 都知事は、村から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

また、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、又は国土交通省に対して被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

#### 4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第3節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

### 1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

村は、平常時において「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、次のとおり、災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制の整備に努める。

- (1) 住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- (2) 応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。
- (3) 住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施できるよう体制の整備を図る。

### 2 罹災証明書の交付準備

村は、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

- (1) 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
- (2) 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資器材の確保を行う。
- (3) 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有した上で、被害認定調査を実施する。
- (4) 災害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

### 3 罹災証明書の交付

災害対策基本法第2条第1号の規定による災害で、罹災者の申請により総務班が発行し、証明手数料は免除とする。村は、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。なお、証明書の書式は別紙とする。

- (1) 住家被害認定調査を実施するとともに、調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- (2) 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資器材を確保する。また、都や他区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- (3) 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第2次調査）を実施する。
- (4) 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- (5) 災害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

【別紙】

証 第 号  
令和 年 月 日

罹 災 証 明 書

世帯主住所		東京都神津島村			
氏 名		世帯人員 名			
罹 災 状 況	災害の原因	1、風水害      2、火災      3、その他			
	罹災年月日	令和 年 月 日			
	罹 災 場 所	東京都神津島村			
	1 家 屋	(1) 全壊 (焼)      (2) 流出      (3) 半壊 (焼) (4) 床上浸水      (5) 床下浸水			
	2 人 員	(1) 死亡 名      (2) 行方不明 名 (3) 負傷 名			
世 帯 人 員	氏 名	続柄	年齢	備 考	
目 的					

上記のとおり罹災したことを証明します。

令和 年 月 日

東京都神津島村長

印

## 第4節 被災住宅の応急修理

---

### 1 住宅の応急修理

#### (1) 応急修理の目的

- ア 災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- イ 取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

#### (2) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補償を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

#### (3) 応急修理事務の実施

村は、都が定める実施要領に基づき、都から委任され実施を決めた場合、被災者からの応急修理の申込みを受け付け、村長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。

### 2 応急修理の方法

#### (1) 修理

都（住宅政策本部）が、一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会のあっせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

#### (2) 修理費用の範囲

1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内

#### (3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

### 3 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、村及び都（住宅政策本部）は、必要な帳票を整備する。

## 第5節 応急仮設住宅の供給

### 1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、災害により住家が滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対し、仮設住宅の建設、公的住宅の活用により応急仮設住宅を供給する。

### 2 供給の実施

都（住宅政策本部）は、被害状況に応じて、建設型応急住宅、都営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。

なお、仮設住宅設営予定地は原則として村有地とするが、被害状況によりこれによりがたいときは、防災機関と協議し、別に設営地を設定する。

#### (1) 建設型応急住宅

##### ア 建設候補地の確保

村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を定める。

- (ア) 接道及び用地の整備状況
- (イ) ライフラインの状況（埋設配管）
- (ウ) 避難場所などの利用の有無

##### イ 建設地

都（住宅政策本部）は、建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。

##### ウ 構造及び規模等

- (ア) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。
- (イ) 必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- (ウ) 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。
- (エ) 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。

##### エ 建設工事

- (ア) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (イ) 一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があつせんする建設業者に建設工事を発注するほか、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。
- (ウ) 都（住宅政策本部）は、必要に応じて工事の監督を村等に委任する。

##### オ その他

村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。



**(2) 公営住宅の活用による一時提供型住宅**

都（住宅政策本部）は、村に対して、公営住宅の空き家の確保・提供を求め、被災者に供給する。

**(3) 入居資格**

ア 次の各号のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

(7) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力では住家を確保できない者

イ 使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

**(4) 入居者の募集・選定**

ア 応急仮設住宅の入居者の募集計画は都が策定して村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

イ 村は、住宅の割り当てを受けた場合、被災者に対し募集を行う。

ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき村が入居者の選定を行う。

**(5) 応急仮設住宅の管理及び入居期間**

ア 応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行い、村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

イ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都知事が定める。

## 第6節 公営住宅の応急修理

---

村は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な公営住宅等について、都と協力して応急修理に当たる。

## 第7節 被災者の生活確保

---

### 1 生活相談

村は、必要に応じて被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

また、被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。

### 2 災害弔慰金等の支給

(1) 村及び都（福祉局）は、自然災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、自然災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(2) 日赤東京都支部は、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援品の配分を行う。

### 3 災害援護資金等の貸付

(1) 村及び都（福祉局）は、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 都（福祉局）及び東京都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

### 4 被災者生活再建支援金の支給

村及び都（福祉局）は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

### 5 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

### 6 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 村及び都（主税局）は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又はそれぞれの条例で定めるところにより、納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じる。

(2) 村は、介護保険料等についても、関係規程に基づいて期限延長、徴収猶予、減免等の特別措置を講ずる。

## 7 事業者への融資

### (1) 中小企業への融資

都（産業労働局）及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

### (2) 農林漁業関係者への融資

都（産業労働局）は、被災した農林漁業関係者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

ア 株式会社日本政策金融公庫による融資

イ 経営資金等の融通

ウ 農林漁業団体に対する指導

## 8 その他の生活確保

次の機関は、災害救助法の適用等、被害の状況に応じて被災者に対する生活確保支援策を講ずる。

機関名	対策内容
東京労働局	○雇用保険の失業給付に関する特別措置 ○労働保険料等の徴収の猶予
関東森林管理局	○国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請
日本郵便	○被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ○被災者が差し出す郵便物の料金免除 ○被災地宛て救助用郵便物の料金免除
日本放送協会	○日本放送協会放送受信料免除基準に基づく被災者の受信料免除 ○状況により避難所への受信機の貸与
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	○基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化 ○電話料金の支払期限の延長 ○料金の減免等の措置の周知

## 第8節 義援金の取扱い

### 1 義援金募集の検討

都（福祉局）、村、日本赤十字社等の各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

### 2 東京都義援金配分委員会の設置

(1) 義援金を適切に募集・配分するため、東京都災害対策本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置し、次の事項について審議し、決定する。

- ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
- イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
- ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

(2) 都委員会は、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部、その他関係機関等の代表者により構成する。

### 3 義援金の募集・受付

#### (1) 村独自の義援金

村が独自で義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱うものとし、義援金の募集・受付に関しては、都（福祉局）、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

拠出された義援金品で村に寄託されたものは、民生班で受け付ける。ただし、災害状況によっては、臨時に場所を設け受け付ける。

義援金品の受領については、別紙様式により寄託者に受領書を発行する。

#### (2) 都の義援金募集への協力

村は、都の義援金募集に協力して受領した義援金について、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振り込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。

なお、送金するまでの間は、「預かり金」として銀行口座で一時保管する。

### 4 義援金の配分

#### (1) 都委員会からの受入れ

村は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都（福祉局）に報告する。

#### (2) 義援金の支給

義援金品の配分は、被害状況確定後、本部長の決定により配分する。村は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。

配分計画は、被害地区、被災人員及び世帯、被害の状況等勘案の上、世帯及び人員を単位とし

て、民生班において立案する。

また、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

## 5 義援金品の保管その他

寄託された義援金については、被災者に配布するまでの期間出納部において保管する。

義援金品の保管については、住民その他から直接寄託されたもの、東京都及び日赤等より配分を受けた物資も併せて、民生班において保管する。

義援金品の受け払い等の帳簿その他この計画に定めるものを除き必要な事項は「第2節 食料・生活必需品等の供給」3の「義援物資の取扱い」を準用する。



## 第17章 災害救助法・激甚災害の運用

災害が発生し、村の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

また、大規模な被害が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する。

### 第1節 災害救助法の運用

---

#### 1 災害救助法の適用

##### (1) 災害救助の実施機関

ア 東京都の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事は災害救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

イ 村長は、災害救助法に基づき、都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

ウ 都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を村長に委任する。  
なお、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないとき、村長は、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

##### (2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、本村における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

(ア) 村の区域内の住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数（30世帯）以上であること。

(イ) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数（2,500世帯）以上であって、村の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数（15世帯）以上であること。

(ウ) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数（12,000世帯）以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

## イ 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、村において現に救助を必要とする者に対して行う。

**(3) 被災世帯の算定基準**

## ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

## イ 住家の滅失等の認定

## (ア) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

## (イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(ロ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの  
上記(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

## ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

**(4) 救助法の適用手続**

ア 村長は、災害に際し、村における災害が、前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、大島支庁を經由して直ちにその旨を都知事に報告しなければならない。

イ 都知事は、村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、災害救助法に基づく救助の実施について、村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

また、災害救助法を適用したときは、速やかに公布する。

**(5) 救助の種類**

ア 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

## (ア) 災害が発生した場合



- a 避難所及び応急仮設住宅の供与
- b 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- c 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- d 医療及び助産
- e 被災者の救出
- f 被災した住宅の応急修理
- g 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- h 学用品の給与
- i 埋葬
- j 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの

(イ) 災害が発生するおそれがある場合

避難所の設置（救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで）

イ 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

なお、救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、村をはじめとする関係機関に通知される。

## 2 救助実施体制の整備

### (1) 救助実施体制の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。そのため村は、災害救助法が適用された後、村本部の組織を救助実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

### (2) 被害状況調査体制の整備

災害救助法を適用するに当たって、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、村は、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

### (3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。救助業務に当たる者は、災害時に遅滞なく業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

### 3 災害報告及び救助実施状況の報告

#### (1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため村は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

#### (2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、村及び都各局は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

#### (3) 救助の程度・方法及び期間

基準額等については、東京都災害救助法施行細則による。

## 第2節 激甚災害の指定

---

### 1 激甚災害制度の概要

政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を合わせて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

### 2 激甚災害に関する調査報告

村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

### 3 特別財政援助等の申請手続等

村は、激甚災害の指定を受けた場合、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。



## 第4部 災害復興計画



## 第1章 復興本部

応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

大規模な被害が発生した場合、村は、速やかに復興に関する方針を定めて都や関係機関に働きかけ、積極的に復興対策に取り組む。

### 第1節 復興本部の設置

---

村長は、災害により相当の被害を受け、かつ、復興に相当の期間を要すると考えられる場合、被災後1週間程度の早い時期に復興本部を設置する。

### 第2節 復興本部組織・業務

---

#### 1 組織

復興本部は、復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とはその目的と機能を異にする。

しかしながら、復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業に準じた組織とする。

##### (1) 本部長、次長

本部長は村長とし、次長は副村長とする。

##### (2) 本部員

本部員は、災害対策本部構成員に準ずることを基本とし、被災状況に応じて決定する。

##### (3) 事務局

復興本部を運営する復興本部事務局は、総務課が担当する。

##### (4) 復興本部会議

必要に応じて復興本部の下に復興本部のコアメンバーで構成する復興本部会議を設置し、復興本部に付議する議案の調整等を行う。

#### 2 復興本部の業務

復興本部は、復興基本方針及び復興計画を早期に策定することにより、復興事業指針等を住民に明確に示すとともに、具体的な復興事業を推進する。





## 第2章 復興計画の策定

復興計画は過去の災害の教訓を生かし、次の災害に備えた災害に強い安全なまちづくりを推進するためのプランである。

復興計画の策定に当たっては、村内の状況を的確に把握し、防災の視点から道路、公園、公共施設等の被災状況や住民の意向及び将来における防災性等を踏まえ、復興計画案を早い時期に作成する。

### 第1節 復興基本方針の策定

---

本部長は、復興後の住民生活及び市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、必要に応じて復興本部会議の審議を経て、「復興基本方針」を策定し、公表する。

復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 暮らしのいち早い再建と安定
- (2) 安全で快適な生活環境づくり
- (3) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

### 第2節 震災復興計画の策定

---

本部長は、復興基本方針に基づき、復興に係る村政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と村が実施する復興事業の体系を明らかにする。

なお、都の災害復興計画が策定される場合には、それとの整合性に配慮する。

### 第3節 特定分野計画の策定

---

復興に当たり、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

#### 1 住宅の復興

住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握した上で、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示すとともに、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者自身による住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じる。

#### 2 暮らしの復興

住民の暮らしを被災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

### 3 産業の復興

災害からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、村の産業振興を図る施策を進める。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

# 第5部 南海トラフ地震防災対策 推進計画



# 第1章 対策の方針

## 第1節 対策の目的

---

南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第5条の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2節 基本的な考え方

---

都の実施した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」では、島しょ部に大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、本村を含む全町村が推進地域に指定された。これらの地域における防災対策については、次の2つの視点の下で防災対策を推進する。

<視点1> 「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策

<視点2> 孤立する可能性がある地域特性を踏まえた対策

## 第3節 防災関係機関の役割、住民等の基本的責務

---

### 1 防災関係機関の役割

村、都及び防災関係機関の役割は、「第1部 第4章 村及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

### 2 住民と地域の防災力向上

#### (1) 自助による住民の防災力向上

住民は、「自らの生命は自ら守る」ために必要な備えを推進するとともに、短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、次のような迅速な避難行動の確保のための取組に努める。

ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

イ 日頃からの出火の防止

ウ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置、維持管理

エ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下・飛散防止

オ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策

カ 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。

- キ 水（1日一人3リットル目安）・食料・医薬品・携帯ラジオ・簡易トイレ・モバイルバッテリーなど非常持出用品の準備及び地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
- ク 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法（災害用伝言ダイヤル171等）などをあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておく。
- ケ 村・都、自主防災組織等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高める。
- コ 地域ごとの津波避難計画の策定へ参画する。
- サ 避難行動要支援者がいる家庭では、村の定める要件に従い、差し支えがない限り、村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。
- シ 遠隔離島という地域特性上、物資等の供給が途絶することが想定されるため、地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。
- ス 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、その後津波を伴う地震が発生する可能性があることを踏まえ、日常生活を行いつつできるだけ安全な行動をとるという観点から、村等からの情報を十分に確認し、併せて避難先、避難方法、備蓄物資の確認等を行う。

## (2) 地域による共助の推進

地域においては、消防団又は自主防災組織の活動の充実強化により、地域における共助の取組を進めていく。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合等における地域の支援体制を整備する。

- ア 避難行動要支援者名簿等による、地域の要配慮者の把握
- イ 避難の際、要配慮者を支援する連絡体制の強化
- ウ 行政、地域内の企業、事業所との連携又は協力体制の強化

## (3) 事業所による自助・共助の強化

事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、次の取組を推進する。

- ア 可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。
- イ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の事前避難対象地域等について確認を行う。
- ウ 地域における共助の取組に協力するよう、行政、自主防災組織等との連携や協力体制を強化する。
- エ 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの津波避難計画を策定するなど、観光客等を安全に避難させる支援を行う。
- オ 特別措置法第7条に基づき、南海トラフ地震防災対策計画の作成を義務づけられている事業者は同計画の策定を行う。

## 第2章 関係者との連携協力の確保

### 第1節 資器材、人員等の配備手配

---

#### 1 物資等の調達手配

村は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資器材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ備蓄・調達計画を作成しておく。なお、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資等が不足する場合は、都に対し、供給を要請する。

#### 2 人員の配置

村は、人員の配備状況を都に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、都等に応援を要請する。

#### 3 災害応急対策等に必要な資器材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、「神津島村地域防災計画」に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資器材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとし、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 第2節 他機関に対する応援要請

---

- (1) 村域における被害が甚大で、応急対策活動が困難である場合、外部から応援を受ける必要があることから、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時においては相互に協力し、緊密な連携の下、円滑な応急対策活動の実施に努める。
- (2) 村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編に示すとおりであり、必要があるときは、応援協定に基づき、応援を要請する。

### 第3節 帰宅困難者への対応

---

村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、関係機関との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。





## 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

### 第1節 津波からの防護

---

#### 1 道路等の整備

道路は災害時には避難、救援、救護・消防活動等に重要な役割を果たすのみでなく、沿道の不燃化を促し、延焼を防止するオープンスペースとして災害に強い村づくりに貢献するところが大きい。村及び都は、道路の新設・拡幅等や、継続的に維持管理等を行う。

#### 2 ヘリポートの整備

ヘリポートは災害時、人命救助・救援物資の輸送等の基地として極めて重要な役割を担う。このため、村及び都は、施設の継続的な維持管理等を行う。

#### 3 港湾施設の整備

都は、救援物資、応急・復旧用資器材及び被災者の輸送に重要な役割を担う港湾施設の整備を行う。

#### 4 海岸保全施設の整備

都は、海岸保全施設等の耐震性・耐津波性を向上させ、浸水被害等を防ぐ。

### 第2節 津波に関する情報の伝達等

---

村は、住民及び関係機関から災害情報の収集や防災行政無線を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、都をはじめ、関係機関に迅速に伝達する。

津波警報等の情報の伝達及び周知については、「第3部 第3章 情報の収集・伝達」に定めるところによる。

### 第3節 避難指示の発令基準

---

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として下記のとおりとする。

- (1) 津波予報区「伊豆諸島」に大津波警報、津波警報が発表されたとき。

また、津波注意報が発表された場合は、漁業従事者、港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等に対し、海岸から離れるよう指示する。

- (2) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
- (3) 遠地地震発生の場合、気象庁発表の「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難指示等の発令を検討する。

## 第4節 避難対策等

### 1 避難指示の対象区域

地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域は、「神津島津波浸水ハザードマップ」に定めるところによるものとし、対象地域の設定に当たっては次の事項に留意する。

- (1) レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示すること。
- (2) 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むこと。
- (3) 災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うこと。

### 2 周知する事項

村は、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

### 3 避難所開設のための準備

村は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備を進めておく。

また、避難所を開設した場合、当該避難所に必要な設備及び資器材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を整備するよう取り組む。

### 4 自主防災組織及び施設等が行う措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織は、避難の指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び村本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

### 5 介護を要する者への配慮

介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に留意しつつ、次の点に配慮する。

- (1) 村は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 津波の発生のおそれにより、村長から避難の指示等が行われたときは、避難行動要支援者名簿掲載者の避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決めて計画を策定するものとし、村は、避難支援等関係者等

を通じて介護又は搬送に必要な資器材の提供その他の援助を行う。

## 6 外国人・出張者への対応

村は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人・出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。その際には、消防団、自主防災組織等との連携に努め、避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性の確保を図る。

## 7 避難所における救護上の留意事項

(1) 村が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 避難施設への受入れ
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 村は上記(1)の救護に必要な物資、資器材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 都に対する都及び他区市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

## 8 津波避難に関する意識啓発

村は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波ハザードマップの活用、津波避難訓練の実施等、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

## 9 津波避難計画の策定・見直し

村は、地域特性や津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮した上で、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定し、必要に応じて見直す。

## 第5節 消防機関等の活動

---

消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

なお、上記に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「第3部 第4章 水防・消防対策」に定めるところによる。

## 第6節 水道、電気、ガス、通信

---

各ライフライン施設の管理者は、二次災害を軽減させるための措置を行い、情報収集に努めるとともに、「第3部 第12章 ライフライン施設の応急・復旧対策」の定めるところにより、必要な対策を講ずる。

## 第7節 交通

---

### 1 道路

新島警察署及び道路管理者（村及び都（大島支庁））は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知する。

### 2 海上及び航空

港湾管理者（都（大島支庁））は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

また、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策をとる。

## 第8節 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

---

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎等の公共施設の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 再生可能エネルギー設備の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

#### (2) 個別事項

具体的な措置内容については、施設ごとに別に定める。

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 村本部が設置される庁舎等の管理者は、上記1に掲げる措置をとるほか、次の措置をとる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資器材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される施設等の管理者は上記1に掲げる措置をとるとともに、村が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力する。

### 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

## 第9節 迅速な救助

---

### 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

村は、消防団による救助・救急隊の体制の整備及び車両・資器材の確保に努める。

### 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

村は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

### 3 実働部隊の救助活動における連携の推進

村は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・ヘリポート等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

## 第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

### 第1節 臨時情報（調査中）発表時の措置

---

臨時情報（調査中）が発表された場合、村は、「警戒第1配備」をとり、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

### 第2節 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

---

#### 1 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

##### (1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合、村は、直ちに各課等に伝達するとともに、村教育委員会を通じて村立学校長に伝達する。

また、社会福祉施設に対しても各所管課を通じて伝達する。

##### (2) 非常配備

村は、「非常第1配備」又は「非常第2配備」をとり、職員の配備及び関係機関等への情報伝達を行うとともに、必要に応じて災害対策本部を設置して消防団、港湾管理者等と連携して必要な対策を実施する。

#### 2 住民等への周知

村は、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努める。

また、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について、「第3部 第3章 第4節 災害時の広報及び広聴活動」に定めるところにより広報、広聴活動を行う。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮する。

#### 3 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

村は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、村本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、「第3部 第3章 第1節 情報連絡体制」に定めるところにより情報収集・伝達等を実施する。

#### 4 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

#### 5 避難対策等

##### (1) 事前避難対象地域

区市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち、すべての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を定めることとされている。

本村においては、避難困難地域がないため、そのいずれにおいても対象となる地域を定めない。

##### (2) 事前避難の呼び掛け

次の条件に該当する者は南海トラフ地震が発生した場合に被害を受ける危険性が高いことを踏まえ、村は、該当する者の避難の検討に必要な情報提供や事前避難の呼び掛けを行う。

ア 建物の耐震性が不足する住居に居住している者

イ 自力での避難が困難な者

##### (3) 地域住民の避難行動等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における地域住民の避難行動等は次のとおりとする。

ア 住民は、通常の社会活動をできるだけ維持しつつ、後発地震の発生に備えた防災対応をとることを基本とする。

イ 大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、事前避難に移行するものとし、事前避難を行う際には、安全な移動ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。

ウ 事前避難の期間は、最初の地震が発生してから1週間を基本とする。

エ 避難先は、知人・親類宅等への避難を基本とするが、それが難しい住民は、村が開設する後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」という。）へ避難する。

オ 事前避難所への移動は徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する。

カ 移動ルートの検討に当たっては、津波による浸水や、揺れによる崖崩れ、沿道のブロック塀等の倒壊等に留意する。

キ 移動時に地震が発生するおそれがあることから、移動中もラジオ等で情報収集を行うほか、アクシデント発生時に対処ができるよう、できる限り単独での避難を避けることとする。

##### (4) 避難所の設置及び運営

村は、事前避難所を確保するとともに、「第3部 第8章 第3節 避難所等の開設・管理運営」



に定めるところにより、避難所の設置及び運営を行う。

なお、指定避難所等の開設期間は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の日から1週間を目安とし、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、水道・電気・ガス・通信サービス等のライフラインは通常通り稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

## 6 消防機関等の活動

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、消防団は、出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 地域住民等の避難誘導、避難路の確保

また、村は、危険物施設、毒劇物施設等の管理者等に対して、地震発生後の津波等の襲来に備え、避難に要する時間を十分確保した上で当該危険物施設、毒劇物施設等の実態に応じた措置を講じるよう指導する。

## 7 交通対策

### (1) 道路

ア 新島警察署は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。

イ 村は、避難が必要な地域内での車両の走行の自粛等について広報等に努める。

### (2) 港湾・ヘリポート

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、国、地方自治体等の応急対策活動、緊急輸送活動等が実施される場合があるため、各施設の管理者は、施設の点検等を実施し、これらの活動に協力する。

## 8 警備対策

新島警察署は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取り締まり
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## 9 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### (1) 水道施設

村は、後発地震が発生した場合に備え飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に必要な人員、車両及び資器材の確保を行う。また、情報収集連絡体制等を構築する。

### (2) 電気施設

東京電力グループは、「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」

を基本方針とし、後発地震が発生した場合でも迅速に復旧できるよう備える。

また、津波被害を受ける可能性のある発電所に対しては、電源車などによる暫定的な対応及びその稼働に必要なとなる燃料の調達について検討する。

### (3) ガス施設

都（環境局）は、後発地震が発生した場合でもLPガスが利用できるよう、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の構築について支援を行う。

### (4) 通信施設

各通信事業者は、後発地震が発生した場合でも重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、応急復旧対策に備える。

- ア 気象状況、災害予報等
- イ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ウ その他必要な情報

### (5) 放送施設

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。その際、住民等に対して冷静な対応を呼び掛けるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

## 10 村自らが管理等を行う道路、その他の公共施設に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村自らが管理等を行う道路、その他の公共施設の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

#### ア 各施設に共通する事項

- (ア) 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

#### イ 個別事項

具体的な措置内容については、施設ごとに別に定める。

### (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害応急対策の実施上重要な施設は、後発地震の発生に備え、上記(1)アに掲げる措置をとるほか、非常用電源の確保や無線通信機器等通信手段の確保、緊急車両や災害対策本部設置に必要な

資器材を確保する。

**(3) 工事中の建築物等**

村が工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全保全上必要な措置をとる。

**11 滞留旅客等に対する措置**

村は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置を講じる。

## 第3節 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

---

### 1 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、村の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合、村は、「警戒第2配備」をとり、職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行う。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

### 2 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

村は、臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について、「第3部 第3章 第4節 災害時の広報及び広聴活動」に定めるところにより広報、広聴活動を行う。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮する。

### 3 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

### 4 村のとるべき措置

村は、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼び掛ける。

また、施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認する。

## 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

村及び都（大島支庁）は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化及び耐震構造化
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の整備
- (3) 津波避難施設の整備
- (4) 避難路となる道路の安全対策
- (5) 消防用施設の整備等
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾等の整備
- (7) 防災行政無線等の通信機器及び通信施設の整備
- (8) 標高杭等及び避難誘導看板の設置



## 第6章 防災運動の推進

### 第1節 防災訓練計画

---

- (1) 村及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を事業者、NPO・ボランティア及び地域住民と協力して、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施する。また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて、計画の見直し等を行う。
- (2) 上記(1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震注意）、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

また、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

  - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - ウ 津波警報又は臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震注意）、臨時情報（巨大地震警戒）等の情報収集・伝達訓練
  - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- (3) 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、都に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

## 第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 1 村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため必要な防災教育を推進する。

- (1) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震注意）、臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震注意）、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震注意）、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 地域住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、津波ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震注意）、臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震注意）、臨時情報（巨大地震警戒）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 避難場所及び避難経路に関する知識



- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 相談窓口の設置

村及び都は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。



神津島村地域防災計画

令和7年3月

〒100-0601

東京都神津島村904番地

神津島村総務課

TEL 04992-8-0011(代)

FAX 04992-8-1242